

平成28年 6 月定例会

南伊豆町議会会議録

平成 28 年 6 月 8 日 開 会

平成 28 年 6 月 9 日 閉 会

南 伊 豆 町 議 会

平成 2 8 年 6 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	1 1
長 田 美喜彦 君	1 1
加 畑 毅 君	2 6
漆 田 修 君	3 8
比野下 文 男 君	5 7
岡 部 克 仁 君	6 9
○散会宣告	7 8
○署名議員	7 9

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 2
○出席議員	8 3
○欠席議員	8 3

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	83
○職務のため出席した者の職氏名	83
○開議宣告	84
○議事日程説明	84
○会議録署名議員の指名	84
○一般質問	84
清水 清 一 君	84
渡 邊 哲 君	106
横 嶋 隆 二 君	120
○諮第2号及び諮第3号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	138
○報第5号の上程、説明、質疑	140
○報第6号の上程、説明、質疑	141
○報第7号の上程、説明、質疑	142
○報第8号の上程、説明、質疑	143
○報第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○報第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○報第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議第60号～議第70号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	156
○議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
○議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○議第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
○議第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
○議第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○議第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
○議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
○議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
○議第82号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
○議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	192

○議第 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 9 4
○議第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 9 6
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙……………	1 9 8
○各委員会の閉会中の継続調査申出書……………	2 0 0
○議員派遣の件……………	2 0 1
○閉議及び閉会宣告……………	2 0 1
○署名議員……………	2 0 3

平成 28 年 6 月定例町議会

(第 1 日 6 月 8 日)

平成28年6月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

平成28年6月8日（水）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	岡 部 克 仁 君	2 番	渡 邊 哲 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	長 田 美喜彦 君	6 番	稲 葉 勝 男 君
7 番	清 水 清 一 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	・ 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	橋 本 元 治 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	鈴 木 重 光 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君

町民課長	渡辺雅之君	健康福祉課長	黒田三千弥君
教育委員会 事務局長	大野孝行君	生活環境課長	飯田満寿雄君
会計管理者	鈴木豊美君	総務係長	山本広樹君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主事	齋藤貴成
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君） 皆さん、おはようございます。

梅雨に入り、うっとうしい時期になりましたけれども、ご存じのように本議会ではクールビズ励行中であります。しかし、体調とか気候によってはいろいろございますので、それはご本人の判断によって上着の脱着は判断していただきたいと、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、平成28年6月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 横 嶋 隆 二 君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君） 諸般の報告を申し上げます。

平成28年3月定例会以降、開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりでございます。各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（稲葉勝男君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） おはようございます。

平成28年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、本年4月14日発生の前震、4月16日発生の本震により震度7が観測されました平成28年熊本地震において、震災の犠牲になられた皆様に対し、謹んで哀悼の意を申し上げます。

これより、平成28年3月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、地方創生事業について。

地方創生（上乗せ分）交付金の採択を受けた生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ）事業については、基本コンセプトを「健康創造」とし、「がんにならない」、「認知症にならない」、「足腰が弱くならない」の３つの基本目標を掲げ、南伊豆町生涯活躍のまち基本計画として平成28年３月に完成いたしました。

この計画では、共立湊病院跡地に生涯活躍のまち拠点施設として、サービス付高齢者向け住宅を基本とする居住用施設100戸程度のほか、地域との交流や健康づくり拠点施設の整備を行い、アクティブシニアを中心とした移住及び本町での社会参加、経済活動への参加を進めることで、若者も含めた多世代の移住、定住に結びつけることとしております。

また、生涯活躍のまち事業への取り組みをきっかけに、町民全体が健康で生き生きとした暮らしを実現できるよう、町民が健康情報を理解、活用する力を高め、みずから健康をつくり出す「健康創造」のまちを目指すこととしており、この健康創造の新たな手段として、本年度からは、健康づくり、介護ボランティア及びまちづくりボランティアへの参加によりポイントをためることができる「おたっしや！ポイント」制度にも取り組むことといたしました。

このように、さまざまな角度からの検証と先行した取り組みをもって推進する南伊豆町生涯活躍のまち事業であります。拠点施設整備である共立湊病院跡地の取得に向けては、一部事務組合下田メディカルセンターとの譲渡交渉を進めるほか、新たに設置した南伊豆町生涯活躍のまち推進協議会を中心に、町民からのご意見等も伺いながら、より具体的な事業計画等を策定するとともに、地域再生計画やその具体化策としての生涯活躍のまち形成事業計画として国の認定を受けながら、最終目標年次の平成31年度に向けて事業推進してまいります。

２、（仮称）健康福祉センター建設整備について。

自治体間連携による特別養護老人ホームの整備に合わせ、同一敷地内に建設する（仮称）南伊豆町健康福祉センターについては、設計事業者である株式会社松田平田設計横浜事務所との基本設計を進めております。

この間、同健康福祉センター内への図書館併設についても庁内協議を重ねてまいりましたが、南伊豆町図書館協議会から既存図書館と石垣りん記念館の存続要望が示されたことから、保健・福祉に特化した施設機能の充実を目指し、同健康福祉センター単独整備に向けて事業推進してまいります。

さらに、隣接する特別養護老人ホームとの連携を図りつつ、「介護サービスの供給」、

「町民の安全安心を守るための健康と福祉の充実」、「地域包括ケアシステムの構築」等に向けた拠点とするべく、本年11月の入札を経て平成29年1月には工事に着手し、平成30年1月の供用開始を目指してまいります。

加えて、昨年度に続き、4月18日に川勝静岡県知事、知事部局関係部長及び静岡県議会に対し、自治体間連携による特別養護老人ホーム整備に関する支援の継続及び同健康福祉センター整備に関する過疎対策事業債における地方創生特別分の継続についての要望書を提出いたしました。

公私ともにご多様中の中、ご参加を賜りました森竹治郎県議会議員を初め、本議会の皆様には厚く御礼を申し上げます。

また、特別養護老人ホームの建設整備につきましては、静岡県、杉並区、社会福祉法人梓友会及び本町との協議に基づき、追加購入した隣接地2筆を活用する特別整備計画変更にかかる基本設計審査等も完了したことから、本年10月からの工事着手に向けて事業推進してまいります。

3、地熱資源の活用について。

平成26年度からの地熱資源に係る調査結果等を踏まえ、本年度後期には調査井の掘削を開始する予定です。

掘削調査に関しましては、7月下旬の静岡県環境審議会において掘削許可に関する審議を要するため、温泉採掘権者との掘削調査実施の承諾に関する最終調整の段階にあり、並行しながら試掘予定地の地権者との交渉も進めております。

また、当該掘削調査に要する期間として4カ月程度を見込み、24時間体制による作業形態を伴うことから、掘削予定地周辺の方々への事業説明会を開催してまいります。

4、ジャングルパーク跡地利用について。

本年3月30日、石廊崎ジャングルパーク跡地再開発基本設計・実施設計策定業務事業者を決定するプロポーザル選定委員会を開催し、4月4日に株式会社ウインディネットワークとの業務委託契約を締結いたしました。

現在、全体構想の確定図作成を進めており、8月には基本設計を確定するほか、県道側からの新たな進入道路400メートルの実施設計を経て本年度後半には同工事に着手し、既存施設のガラス温室部分の解体及び駐車場の実施設計を完了する予定であります。また、平成29年度中をもって園地内整備が完了するよう迅速な対応に努めてまいります。

5、情報ネットワーク整備について。

町内62局電話回線エリアにおける光ファイバ網整備については、5月16日、南伊豆町光ファイバ網整備事業プロポーザル選定委員会を開催し、当該事業に係る補助金交付対象者としてNTT西日本株式会社静岡支店を選定いたしました。

平成29年3月の供用開始に向け、本年6月から本格的な整備事業に着手する予定となっております。

また、本町とNTT西日本株式会社静岡支店とは、本年3月29日に「ICTの利活用による地域活性化等に関する包括連携協定」を締結しており、相互連携による情報通信網の有効活用のほか、住民サービスの向上、地域活性化に向けた体制整備に取り組んでまいりますので、インバウンドも含めた観光交流人口増加の対応、移住・定住促進、防災・保健・福祉等の充実による安全安心なまちづくりなどを念頭に、今後の事業展開に大きな期待を寄せているところであります。

なお、本町での光ファイバ網の整備及び運営においては、民間投資が極めて困難な地域であるとされてまいりましたので、平成29年度からの本格的な運用に向けては、加入率や利用形態のほか、エリア拡大に伴う投資額等も今後の課題と考えております。

このため、当該事業と並行して庁内係長級で組織する南伊豆町光ファイバ網利活用検討ワーキンググループを組織し、対応策を協議・検討してまいります。

6、ふるさと寄附金について。

ふるさと寄附については、平成27年度で3億7,062万861円となり、年度末までの寄附金累計額では4億1,099万121円となりました。

平成27年度では、「ふるさと納税とワンストップ特例制度」による税制改正に加え、10月からの「ふるさと寄附金ポータルサイト」への参入のほか、クレジットカード決済の導入が大きく影響し、寄附金の約8割が10月から翌年3月までの6カ月間で納金され、前年に比べ申し込み件数が約6倍となる1万3,098件、金額では13倍の伸びとなりました。

寄附に対する返礼品としましては、イセエビ、アワビ、サザエや干物などの海産物が全体の6割を占め、温泉メロンやミカン、野菜等の農産物が3割、残り1割は宿泊券などで、およそ1億8,500万円が地域経済の活性化に寄与しているものと思われます。

今後も、返礼品メニューの新規開発やパートナー企業の募集など積極的な受入態勢を確立するとともに、さらなる事業者育成、地域産業の活性化に取り組んでまいります。

また、今年度の税制改正により、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすことを目的に地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されましたので、本町にお

いても地域再生計画で認定された事業に係る寄附金獲得に向けた調査研究、情報発信に努め、全庁体制による民間企業へのPR等を推進してまいります。

7、津波避難計画の策定について。

平成27年度から着手した津波避難計画策定事業については、静岡県第4次地震被害想定におけるレベル2の津波高に対応した詳細な避難計画とするため、各海岸地区での浸水深や津波到達時間、避難路や避難場所を表示した防災地図の作成に向け、各種シミュレーションを実施してまいりました。

5月27日開催の第1回南崎地区津波避難検討会を皮切りに、7月下旬には全海岸地区の協議会を完了する予定でありますので、地区住民からの意見集約を図りながら、実効性の高い津波避難計画の策定を目指してまいります。

8、平成28年熊本地震について。

本町では、42年前に石廊崎沖を震源地とした伊豆半島沖地震により30名のとうとい人命が失われましたが、断層崩壊に起因する震災形態からも改めて自然の驚異を思い知らされました。

熊本地震については、まだまだ余震が継続するなど、予断を許さない状況ではありますが、被災地における早期復興を祈念するものであります。

地震発生後の4月20日、静岡県市長会及び町村会から熊本地震被災地への派遣依頼があり、4月25日から5月3日までの第2次派遣としまして総務課防災係の山田係長を派遣し、5月1日から5月7日までの第3次派遣では、総務課防災係の外岡主任技師を派遣し、避難所運営業務及び家屋被害調査業務の支援活動を実施いたしました。

また、5月12日から21日にかけての第5次派遣では、総務課防災係の渡辺主事、教育委員会学校教育係の大野主事を追加派遣いたしました。

4人の派遣職員には、厳しい環境の中で付与任務を精励し被災地支援に貢献していただきましたが、今後の派遣要請にも積極的に応じてまいりたいと考えております。

なお、4月18日から震災義援金受付窓口を庁舎内に開設し、町民の皆様からのご支援をお願いしております。

9、商工・観光振興について。

(1) 町営温泉銀の湯会館について。

町営温泉銀の湯会館については3月1日にリニューアルオープンし、入浴利用者を初め、新設された食事処の利用者も多く順調に推移しておりましたが、このたびのレジオネラ属菌

の検出に伴う営業自粛に係る休館措置につきましては、町民の皆様に多大なご迷惑をおかけし、心からおわび申し上げる次第であります。

これまでの一連の経過といたしましては、3月30日、銀の湯会館の指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービスから「3月14日に銀の湯会館を利用した方からレジオネラ症の疑いがあるとの情報が静岡県に入り、3月28日に賀茂保健所の立ち入り検査を受けた」との連絡を受けました。

また、4月5日には基準値を超えるレジオネラ属菌の検出結果が賀茂保健所から示されたことから、指定管理者との協議により4月7日以降を営業自粛による休館とし、同月9日、10日に館内浴槽及び配管設備の洗浄を実施いたしました。

翌日には水質検査サンプル水を採取し、検査の結果、全検体からレジオネラ属菌が検出されなかったことから、4月24日に営業を再開いたしました。

このような事態を重く受けとめ、深く反省するとともに再発防止に万全を期し、あわせて利用者の皆様の信頼回復に努めてまいります。

（２）空き店舗対策（補助事業）の実績等について。

平成27年度において、地域の暮らしを支える商店街の活性化と地域の活力維持を目的とした補助金制度を創設し、空き店舗等を利用する新規開業者への創業支援として、店舗に係る改装に及び家賃等の補助を行う「下賀茂商店街空き店舗対策事業」を実施いたしました。

期間中は、当該物件に対する問い合わせなど十数件に上りましたが、最終的には開業に結びつかず、直近3年間に開業した事業者に対しての家賃補助を実施いたしました。

町では、平成28年度も引き続き商店街の活性化に向けた補助制度を制定し、今後も事業窓口である商工会との連携を図りながら地域活性化に向けた事業推進に努めてまいります。

（３）企業誘致推進協議会について。

3月30日、「南伊豆町企業誘致推進協議会」の初会合が開催されました。

この協議会は、地域産業の振興と雇用の拡大を図るとともに町民所得の向上に資するため、町内に立地する企業の誘致活動を円滑に推進することを目的として設置されたもので、町内の観光、農業、漁業などの産業関係者で構成され、アドバイザーとして静岡県企業立地推進課担当者にもご参加いただきました。

今後は、昨年10月に静岡県の「内陸フロンティア推進区域」に指定された「差田地区産業拠点推進区域」への企業誘致を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、当該地への工場進出計画を有する神奈川県内の食品加工会社から用地買い取り申し出書が提出されたため、本定例会において用地測量等関係事業費を計上いたしますので、ご審議を賜りたいと存じます。

（４）プレミアム商品券の販売実績について。

南伊豆町商工会による南伊豆町地域住民生活等緊急支援対策事業として、昨年６月１５日から１１月３０日まで町内参画事業所１４４店舗で利用できる１５％の割り増しつきプレミアム商品券１億１,５００万円分を販売し、完売いたしました。

当該事業については、子育て支援世帯に対し通常１セット１万円を８,０００円（上限３セット）で販売いたしました。

利用実績額では１億１,４７８万８,０００円で９９.８２％の利用率となり、内訳では大型店舗での利用率が４２.５％、その他商店が５７.５％で、このうち７％程度が建設業、塗装業等での利用となっております。

地域内購買の促進が図られる中、町内経済に相応の効果が見られたものと理解しております。

（５）自然まつり等の状況

本年２月１０日から３月１０日に開催された「第１８回みなみの桜と菜の花まつり」の来訪者数は、昨年の１９万５,０００人を上回る２１万５,０００人（前年比１４％増）となりました。

本年初旬の気候は温暖傾向にあったため、菜の花や桜の開花時期はここ数年では早く、祭り前半からの来訪客が多数見うけられ、外国人観光客の個人旅行者も多く目にしました。

また、４回目を迎えた「夜桜・流れ星」は、３日間の予定が雨天により２日間となりましたが、運営する夜桜・流れ星実行委員会のほか、町内外からのボランティアにもご協力をいただきました。

放流コースを囲む多数の参観者は、ライトアップされた夜桜とのコントラストと神秘的な美しさに魅了されておりました。

また、ことしで３９回を数える「南伊豆町自然まつり」は、４月１日から５月末までの町内各所において実施され、伊豆半島最南端の自然を満喫する早春恒例イベントとしてにぎわいを見せました。

（６）台湾トップセールスについて。

本年５月１９日から２４日までの６日間、伊豆半島８市町の首長による台湾への伊豆地域誘客キャンペーンを実施いたしました。

到着日の19日から22日までの4日間では、台北市で開催された台北国際観光博覧会に参加し、伊豆地域の魅力ある自然景観や各種グルメ紹介のほか、観光パンフレットの配布などにより参加市町の特色ある情報を発信するとともに、台湾の各自治体等への表敬訪問を通じて友好関係の深化に努めてまいりました。

さらに、23日、24日には、本町独自事業となる教育旅行の誘致に向け、杉並区を介した中で台湾国際教育旅行連盟会長との懇談や当該商品に関するプレゼンテーション及びモニターツアーへの参加をお願いしてまいりました。

加えて、本年度初めての取り組みとなる議員誘客セールスやトップセール等によるさらなるインバウンド事業の推進に取り組んでまいります。

(7) 観光客等の入り込み状況等について。

平成27年度の観光客等の入り込み状況がまとまりましたので、以下のとおり報告いたします。

観光客等の入り込み状況は表のとおりでございます。ご参照ください。

分野別では、宿泊施設で民宿宿泊客数が前年度対比で1.6%増、旅館ホテル等で0.1%の増となり、観光施設においても12.1%の増となりました。温泉施設については、銀の湯会館の改修工事に伴う長期休館から大幅な減少となりましたが、リニューアルオープン以降の利用者数は順調に推移しており、今後の事業効果に期待を寄せているところであります。

以上で平成28年6月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 長 田 美喜彦 君

○議長（稲葉勝男君） 5番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 5番、長田。

通告に従って質問をさせていただきます。

その前に、4月14日の夜、熊本地方に発生した地震災害でお亡くなりになりました皆様方には心より哀悼の意を表したいと思います。また、災害に遭われました方々が1日も早く元の生活に戻れますようお祈りをしたいと思います。

そこで、防災の問題ということで伺いたいと思います。

5年前には東日本大震災があり、忘れかけてきたころにはまた熊本地方で発生した地震で多くの家が倒壊しました。いつ発生するかわからない東海沖・東南海地震が騒がれておりますが、もう一度考え直していくよい機会だと思っております。

新聞でも、このように耐震補強、命を守る教訓というような題で載っておりました。町には木造住宅耐震補強助成事業補助金があります。そこで、これを活用して現在、町ではどのくらいの家が耐震補強したのかわかりましたら教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

現時点の住宅耐震化率は、平成27年度末で62.6%となっております。

また、最終目標値を平成32年度末に置き、95%をめどに住宅耐震化の啓発に努めてまいります。

詳しい数値につきましては、地域整備課長に説明をさせます。

○議長（稲葉勝男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君） 耐震化率の詳細について説明をさせていただきます。

耐震化率62.6%の算出方法ですが、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の中で耐震性のある406棟と、それ以後に建てられた新建築基準に適合した1,972棟の合計2,378棟を町内のデータ管理できている木造住宅総数3,795棟で割ったものになります。

それ以外になりますと、住まいづくりの助成制度利用データについてですが、「わが家の耐震診断」を今までに受けたものが270棟、耐震補強の設計を実施した住宅が8棟、耐震補強の工事を実施した住宅が6棟となっております。今後も「TOUKAI-0」の事業を活用し、地震に強い住まいづくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） ぜひともこの耐震補強をしていただければありがたいと思います。

また、町ではこの耐震補強ということは重要に思っていると思います。今後、この耐震診断、耐震補強がどのように町民に知らしめていくのか、また普及させていくのか。また、耐震補強の補助金はちょっと少ないように感じております。予算を見ますと、70万分ぐらいですかね、ありました。今後の考えとしましては、町ではどのようにこれを進めていくか。

また今回、町で家具等の固定に関するアンケートを町民に出してありましたね。その中で、昭和56年5月以降に建築した方へのアンケートもありました。また、今回の地震では、新しい家も見ますと倒壊をしております。そして、土砂災害も発生しております。また、県の土砂災害警戒区域では、町には576カ所の警戒区域があります。

地震、災害はいつやって来るかわからないと思います。今後、耐震補強や土砂災害には一層の努力が必要と思いますが、その点、町はもう一度考え直していく必要があるのではないかと思いますけれども、その点を伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、今般の熊本地震では、重厚な建造物の損壊のほか、大規模な地すべりの発生といった山間部における崩落災害が顕著であり、改めて家屋の耐震補強や土砂災害対策の重要性が認識されました。

町では、建物の耐震化に関し、住まいづくり助成制度を利用させていただくよう広報紙等により啓発を進めるほか、町内建設業者等を介し、幅広い周知に努めており、地震に強い住まいづくりの推進に鋭意取り組んでまいりました。

また、土砂災害対策においては、静岡県で指定する土砂災害特別警戒区域及び同警戒区域を表示したハザードマップの作成を進め、当該地区から各戸配布を実施しております。

今後は、さらなる耐震化に向けて周知活動を推進するとともに、町内全域にわたるハザードマップを全戸配布し、土砂災害危険区域からの迅速な避難訓練の実施のほか、避難地情報などの周知徹底に努めてまいります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） この災害というのはいつ起こるかわからないと思いますけれども、この点につきまして、結局、今一番思われているものは、576カ所の警戒区域です。土砂災害等、余り見ても家が点在しているという点もあると思いますけれども、こういう箇所だけではなくて、やはり災害に強い町にしていくのには砂防等のことももう少し考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。これは県のほうの関係でしょうけれども、その点、町長はどのように考えておりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

議員がご指摘するとおり、伊豆半島沖地震も、いわゆる砂防対策がしっかりしていなかった部分があるかと思います。表層雪崩を起こしたという、地表を土砂が流れたという、そういう感じの中で、やはりそういう部分をもう少ししっかりと検証しながら対策を進めていくべきだと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） ぜひともこの点は、県なりに要望をお願いしたいと思います。

そして、もう中木沖から42年がたって、この間も慰霊祭が行われました。このような災害が再び起きないとは言えませんが、本年度の予算では大規模震災対策の事業で4,000万からの予算がありました。これは消防費と要するに備蓄等でしょう。今後またあるとすれば、危機管理はどのように町として考えているのかを伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 危機管理ということでございますが、三坂のいわゆる地区に防災センターを今年度つくっていくということで、その中で災害備品、いわゆる非常食とか災害のための必要な備品等を取りそろえていく、そういう形の中で一つの危機管理ということをやっていきたいなと、このように思っております。

どちらにしても、一朝有事が起こったときにどのような態勢ができるのか、これは庁内のいわゆる災害対策本部体制ですか、そういうことに対してもしっかりと検討していきたい、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 本当に災害ですから、いつ起こるかわからないということで、危機管理というのは一生懸命町のほうでも考えていると思いますけれども、私は、区にある一応、自主防災会というのが一番大きな役割を果たすのではないかなと思っております。

その点で、やはりこの自主防災会等をもっと強固なものにしていくためには、町としてもそういう点で応援をしていかななくてはいけないんじゃないかなと思いますけれども、やはり毎年、防災訓練をしておりますけれども、その中でもう少し訓練を町としてどういうふうにしたらいいかという、特化したものにするのか、皆さん方が自主防災で考えさせていくのか、その点についてですが、どのように考えているのか。そしてまた私としますと、学校では小学校、中学校、子供たちも避難訓練などをしておりますよね。その点で、中学生などに防災訓練の考えはないのかなということをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

昭和49年の伊豆半島沖地震は、何度も申し上げているとおり直下型の断層崩壊地震と言われており、今般の熊本地震もこれに類似した断層型地震でありました。

本町においては、被災以降は復旧・復興に追われ、今日に至るまでには長い時間を要したことなどから、熊本地震被災地の早期復興に思いを寄せているところであります。

そういう中での対応ですけれども、1970年代に駿河湾を震源地とした東海地震説が発表され、静岡県では昭和53年6月に成立した大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域に指定されたことから、国の財政上の特別措置等に基づき、地震災害に特化した各種計画の策定、地震対策緊急整備事業等の活用による数々のインフラ整備、防災事業を展開してまいりました。

その後、阪神淡路、新潟中越などの大規模地震や東日本大震災という巨大津波被害を経た中で、現在では、南海トラフ巨大地震モデルに対応するため、静岡県及び県内市町が連携しながら地震被害の軽減に向けた取り組みを強化しているところであります。

また、本県におきましては、地震強化地域の指定に伴い、他県に比べて住宅等の耐震化率はトップクラスと認識しておりますが、住宅などはあくまでも個人所有物であるため、行政の関与にも限界がありますから、今後も制度啓発等を粘り強く進めていく必要があると考え

ております。

町では、各種防災情報伝達網の整備、町民3日分の食料・飲料水の備蓄を進め、孤立集落対策には衛星携帯電話を配備し、津波対策では海拔表示板の設置、平成26年には賀茂地域初の津波避難タワーを建設するなど、多岐にわたる防災事業を実施してまいりましたが、先ほども申しましたように、今年度は海岸部の津波避難計画を策定するほかに、三坂地区に特化した防災センター及び防災備蓄倉庫を整備するなど、今後においてもハード・ソフト両面での地震・津波施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、防災訓練に対する考え方ではありますが、平成28年度に予定しております防災訓練は、土砂災害防災訓練、総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練となっております。

また、職員を対象とした動員訓練の実施や静岡県賀茂振興局と協力して行う災害対策本部運営訓練については、本年12月を予定しております。

町では、平成27年度において中学生を対象とした防災キャンプを実施しており、南伊豆中学生を対象に42名の参加をいただきました。

本年度は、南伊豆東中学校と南伊豆東小学校の5、6年生を対象に実施してまいる予定であります。

それと自主防災会でございますが、やはりこの防災というのは何度も何度も言われるように、自分の命は自分で守るというものの考え方がございます。やっぱり大規模、レベル2のクラスの震災に対しましては、行政が全てを防災対策をするというのは非常に限界があると、やはり自分の命は自分で守る、津波でんでんこの考え方、こういう考え方をもっともっと町民の皆さんに浸透していき、何しろ災害があったときは自分の命をまず守ってくださいということの訓練は必要かなと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 私が思っているのは、やっぱり子供たち、中学生クラスになりますと、炊き出しぐらいはできるのではないかという頭があります。ですから、そういう点において子供たち、そういうこともお願いをして今後やっていってもらいたいと思います。

また、その中で結局前に私、予算委員会の中でちょっと質問をしました、AEDのときに11地区というような答えが返ってきましたけれども、町としてはこういう災害等がありますと、どこでいつでも使えるような各地区に配置したほうが、配置というかお願いをして置い

たほうがいいんじゃないかなと思いますので、その点は町としてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

AEDは、突発的な心肺停止時（心臓が痙攣している場合等）に必要な応じて電氣的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる機器であることは、もう既に議員もご承知のことです。

そのため、学校等を含めた公共施設のほか、各地区公会堂にも設置しており、民間による独自配置も含めて37台を南伊豆町内で確認しております。

このようなAEDの設置情報等につきましては、町のホームページに掲載するよう準備を進めているところであります。

さらに、海岸地区における津波避難計画の策定及び土砂災害警戒区域等の指定完了をもって町内全域のハザードマップを作成し全戸配布する予定でありますので、AEDの設置情報のイメージなどについても、これは検討してまいりたいと思っております。

町では、未配備地区に対するAED設置補助に係る要望の有無を確認し、希望される区に対してはリース料の半額を補助しておりますので、今後も啓発に努めるとともに、AEDをより効果的に活用するため、胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸等の救命講習も極めて重要とされていることから、受講機会等の提供についても検討してまいりたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） このAED、先ほど、今言われましたけれども、やはりどこにあるかということも大切なことだと思います。事業所とか病院、大きなところにはあるということを知りましたが、やはり今、ハザードマップの中にしるしをするという点をぜひお願いをしたいと思います。また、それに対して、やはり区等でここにあるよというようなことももう一度お願いをしていってください。これはお願いをしておきます。

続いて、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと寄附金についてということで先ほど町長も言われましたけれども、私も前から質

問しております。今年度は、2億4,000万の返礼品の予算が盛り込まれております。今ここで、町長の行政報告の中でも、要するに町をこういうふうにして活性化したいという趣旨が載ってございましたけれども、もう一度その点を伺いたいと思いますけれども、5月17日に新聞でふるさと納税で寄附金が熊本地方、要するに義援金みたいな形で回るのではないかなというのを言われておりました。

行き過ぎた返礼品や寄附金の自治体間の格差がたくさんあるということがわかりましたし、ふるさと納税はどうあるべきか、この機会に改めて考え直す必要があるのではないかと思います。その点、町長どのように今考えておるのか伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

ふるさと納税（ふるさと寄附制度）については、先ほど行政報告においてご報告いたしましたが、平成27年度実績件数は1万3,098件で、寄附金総額は3億7,062万861円となりました。

また、平成28年度の状況では、5月末現在で1,421件、2,874万6,740円の寄附金額となっており、昨年並みの状況ではあります。ただ、やはり熊本地震等の影響を受けているのかなと、やはり皆さんの気持ちが熊本を助けなければという気持ちはあろうかと思います。

昨年度はもうご承知のように、27年度は西伊豆町は11億円の寄附を集めたということでございます。南伊豆町も今年度はでき得れば目標を4億円ぐらいに置いて、この金額を集めて寄附をいただきたいなど、このように思っております。

現状における返礼品目ですが、37事業所から165品目をメニューとしておりますが、今後パートナー事業者募集に努めるとともに、特産物を初め、オンリーワンによる自然体験メニュー等も組み込んでまいりたいと、このように考えております。

当該制度に基づく地域ブランドにおいては、情報発信、商品PRに絶大な効果が望まれるほか、事業拡大の可能性とともに最終的には地域経済の活性化につながるものと確信しております。

今後も、町内事業者のご理解を得ながら、より多くの参画を募り、良好なる地域経済の循環とともに不足する財源確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、返礼品のリスト等ではありますが、本町においても宿泊や食事、物品等の購入時に使用可能な「感謝券」を返礼品として扱っております。

平成27年度実績では321件の発行がされ、今後も利用施設数を増加し、来訪される寄附者へのサービス向上、利用拡大を図ってまいりたい、このようにも考えております。

町では、今月23日に南伊豆町ふるさと寄附事業パートナー企業募集説明会を開催する予定でありまして、商工会からのご支援もいただきながら、ふるさと感謝券が利用可能な事業者へのさらなる獲得、受入態勢の充実、整備に向けて鋭意取り組んでまいります。

平成27年度の都道府県別による実績数値につきましては、総件数1万3,098件のうち東京都が3,562件（27％）、神奈川県は1,605件（12％）、愛知県は941件（7％）がベスト3でありまして、返礼品には伊セエビ、アワビ等の海産物、温泉メロン、イチゴ等の農産物が多数を占めている状況であります。

この返礼品につきましては、いろいろとご意見がございまして、総務省のほうからいろいろ注意勧告は出ている、千葉県の大多喜町でしたか、ということもありますけれども、寄附額に対する適正な価格の商品を南伊豆町としては返礼させていただいていると、このようにも認識しております。

また、ふるさと感謝券は、本町に訪れていただいたときに使用できる地域利用券であることから、これは大多喜町と違って制度の本旨を捉えたものであると、このように考えております。

今後も、利用施設や事業者数の増加を図りながらサービスの向上に努めるとともに、寄附者の皆様の来訪につながる効果的な仕組みづくりを進めてまいりたい、このように考えている次第であります。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） 今、私も国のほうの返礼品のあれを聞こうかと思ったんですが、今話が出ましたので、このふるさと納税という返礼品の中で、やはり町に来てもらって落とすというのが一番効果的な町の中での活性化ではないかなと私も思っております。というのは、ただ返礼品を送るだけでは、ただもらいました、はい、お返ししますよというんじゃないくて、やはり今、町長が言われましたように町の中で使える商品券ですとか、そういうもののほうが町の中で活性化がするんじゃないかなと私は思っております。

というのは、やはり町へ来てくれるということは、遠くから来てくれるということは、町で泊まるのか、町で買い物をしてくれるのかという点におきますと、やはり一番その辺が私としたら大事じゃないかと思っていますので、その辺は今後とも頑張ってやっていってもら

いたいと思っております。

その中でもう一つ、先ほども行政報告の中でもありました、国会では地域再生法が成立し、企業が自治体に寄附すると減税となる企業版ふるさと納税や地域活性化を後押しする規定を盛り込んだ改正地域再生法が4月14日の衆議院本会議で成立しました。

企業版ふるさと納税は、企業が社会貢献の一環として応援したい地方自治体地域活性化事業に寄附すると寄附額の6割が税金から引かれる仕組みとのことです。対象事業の第1段がこの夏ごろに決まるということが新聞に載っておりました。先ほども行政報告の中でありましたけれども、町長はこの点をどのように捉えているのか伺っております。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税の前に、やはりこのふるさと寄附、非常に町にとっては大きな財源になっているということでもあります。もうご承知のように、単純な話が1億円ありますと、大体その3割から4割は町の財源に組み入れることができるという感じで考えておりまして、非常にありがたいなと思っております。

そして、そういうことを含めてさらに進めていきたい、行政報告でも申しましたけれども、おたっしや！ポイントなんかもありますし、この感謝券をさらに統一化していきたいなと思っております。いわゆるエコマネーとか地域通貨、そういう方向性でまとめていきたい、このように今、思考をしているところであります。

そのようなことの中で、地域の経済の活性化につながっていく、そしてまた議員がおっしゃるように、ただふるさと納税というのはこちらに来てもらって、やはり南伊豆町をすばらしいところだなと感じていただいて、さらにそれを全国に発信していただく、アピールしていただくということが非常に大きな問題、ただ財源だけの問題じゃない、南伊豆町を全国に発信していく大事な制度だなと今、私は考えております。

それで、さらに今、議員からのご質問の企業版ふるさと納税の話でございますが、おっしゃられるとおり本年4月20日に施行の地域再生法等の改正により、地方公共団体が行う地方創生事業に対する企業の寄附に係る税制優遇措置「地方創生応援税制」（企業版ふるさと納税）が創設されたわけであります。

この制度は、地方公共団体が作成した「地域再生計画」に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に寄附を行った企業に課税の優遇措置が行われるものであります。地方公

共同体では、総合戦略に位置づけられ、本制度による寄附を充てるものとして立案されているもの等の要件をクリアした事業を申請し、国の認定を受けなければなりません。

今、南伊豆町では、いわゆるＣＣＲＣ事業等いろいろやっておりますから、それらを含めて企業に対し協力を呼びかけていきたい、このようにも思っております。

本町においても、南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる事業の中から企画課地方創生室が中心となって関係各課で協議を進め、町の活性化に効果的な利活用の推進になるように進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔５番 長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君） 私も今の企業版のふるさと納税、これが今の共立病院の跡地で今、町長頑張っているわけで、そのＣＣＲＣの問題、一番これを企業にお願いしたほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

というのは、やはりＣＣＲＣのこの共立病院の跡地の一応、町で確保したいという点におきまして、こういう制度を企業さんにお願いをして回ってもらうという頭がありますし、杉並区さんとも今ちょうどやっているあれですから、今後、このＣＣＲＣの事業を企業にどのように説明してどのようにふやしていくかということをもう一度、町長、今後やっていくかということをお聞きしたい。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税とＣＣＲＣ事業を結びつけることは、非常に大事なことだなと私も思っております。やはりＣＣＲＣ事業、アクティブシニアの移住、定住を図るわけですが、相当大きい事業になってきます。例えば、これは指定管理者的な感じというか、指定管理じゃなくて、いわゆる企業を選定するわけでございますけれども、その企業以外にやはり町から出資すべき財源というものも相当出てくるかと思えます。こういうものを何とか企業に協力を願っていく、そしてそのことを、例えばこういう寄附をすることによって企業イメージが上がっていくというような方向性を何とかつくり上げていきたいなと思っております。

例えば少子高齢化、いわゆる高齢化社会に対して先進的に取り組んでいる企業であるとか、そういう形のアピールをしながら各企業にぜひ南伊豆町へのふるさと納税、企業版の納税を

お願いしたいということを訴えていきたいと思いますので、議員のほうも、ぜひお知り合いの企業に対してはよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） こういう機会ですから、ぜひともいい方法へ向けてやっていただきたいなと思っております。この企業版のふるさと納税、私が見たところによると、余り使い勝手がよくないんじゃないかなという頭がありますので、その点、うまく利用していただきたいなと思っております。

次に、観光の問題で質問をさせていただきます。

私は、この5月の連休、ちょっと見たところによりますと、観光客の姿が例年に比べると少ないように感じられました。平年並みという声もありましたけれども、私から見ましては、3日、4日はほとんど満員というか宿泊施設は混んでおりました。ですから、連休の間はあいたところが結構多くあったということでもあります。

我が町は観光立町ということでもありますので、この間の観光協会の総会でも夏に向けていろいろな質疑がありました。質疑というか報告がありましたけれども、町としては今後、またどのような施策で観光をふやしていくのかということをお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

当町における宿泊施設の利用形態の特色として、夏の海水浴シーズンのほか、2月、3月にかけての「みなみの桜と菜の花まつり」の2つのピークに大別されます。

このため、年間を通した集客力の強化が最大の課題であるとされる中、交流人口の獲得に向けて、これまでもさまざまな取り組みを実施してまいりましたが、季節変動等に伴う、いわゆる「ばらつき」はいまだに解消されていないのが現状であります。

このような中で、自転車やシーカヤック、SUP（スタンドアップパドル）、サーフィンなどに着目し、本町特有の地形的・景観的な特徴生かした新たなレジャースポットの開発やこれに特化した情報の発信、オンリーワンのご当地グルメ情報の発信などについても積極的に取り組むとともに、南伊豆町総合戦略に基づく中で、本町観光施策の礎となる観光基本計画の策定を進めるとともに、静岡県及び近隣市町との連携強化を含めた観光振興施策のさらなる推進を図ってまいりたいと思います。

そのような中で、今、みちくさウルトラマラソン等も800人ぐらいの来客、出場者があると、これも観光に結びついている、宿泊とか、それとか夜桜マラソンもそうですし、新たに今考えて引き合いが来ているのはアイアンマンレース、そういうものとか、それとさらに台湾の日月潭の遊泳、ああいう形のをできれば南伊豆町でもやっていきたいなと思っております。これはイベントでありまして、一時的なものではありますが、観光に結びついていく事業だなと、このようにも考えているわけであります。

何しろ年間を通じた集客ができるようなレジャースポットとして、リゾート地としてこの南伊豆町が認識されるような施策をとっていききたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） いろんな施策で、結局、何しろこの町にお客さんを集めるということを考えていつていただきたいと思います。

その中で、私、この間ちょっと出かけたんですけども、新東名が開通したために西部地方の観光施設は大変ににぎわいがあったということです。そして、韮山反射炉や三島大吊橋ですか、23%ぐらいの増があったということです。やはり道路の問題というのは、観光に向けても相当影響があるのではないかなという気がしております。

その点で、ちょっと私、この間、縦貫道の開通を願うもので1市2町で結局、期成同盟が立ち上がったということがありましたよね。何でこれは南伊豆というか、賀茂郡全体でそういうのをしなかったのかなという点をちょっと私、疑問だったもので、町長に聞きたいと思うんですが。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

天城峠のトンネルの話ですね。これに関しましては、伊豆市、下田市、河津町と認識しております。この一番かわりのある市町で計画はされてきたわけでありまして、南伊豆町、東伊豆、西伊豆、松崎町にはその辺の声がかからなかったということでございます。今後、天城峠のトンネルは当然掘削されるということはもう非常に重要なことで、伊豆縦貫自動車道の貫通、完成のためには大事なことですもので、もし声がかかれば我々もそこへ、期成同盟会へ参加していくというのはやぶさかではないと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） ありがとうございます。ちょっと疑問に思ったもので、やはり縦貫道、伊豆全体で行動をとともにしていったほうがいいんじゃないかなという頭がありましたので、ちょっとお聞きしました。

そういった現在、石廊崎については本年度、予算がつきまして、前に進み出しましたね。私ごとですが、4月、ちょっと富士のほうで芝桜のまつりを見に行行って来たんですよ。そしたら、観光客の大半が中国や台湾、タイなどの人たちで大変にぎわっておりました。その点、石廊崎はどこにも負けない美しい景色がありますし、弓ヶ浜もあります。インバウンドについてもう一度、町長、町の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

政府観光局の公表する訪日外客数は、2015年で1,974万人となり、前年度に比較すると伸び率は47.1%増となっております。

2016年に入り、1月から3月までの集計では既に600万人に届く勢いで、とりわけアジア圏の来訪者が圧倒的な割合となっているわけであります。

外国人観光客の誘致・集客については、町の観光産業の活性化においても欠くことのできないものと認識しております。先ほど述べました訪日外客数の伸びにもかかわらず、本町への来客数、特に団体客はいまだ伸び悩んでいるのが現状であります。これはやはり議員がおっしゃるように道路の問題もあろうし、バスツアーの場合なんかの例えば料金が高くなる設定、そういうものも影響しているのかなと思います。

このような中、本年度においては、これまで台湾へのトップセールスや旅行博への参加に加え、議員の皆さんにもご協力を賜りながら誘客セールスを展開するほか、教育旅行誘致の取り組みを推進することにしております。

この教育旅行というのは、いわゆる修学旅行に近いような感じのものだと思います。杉並区の交流団体である名寄市が大分大きく振興を進めている、静岡県も当然、この教育のほうを進めているわけですが、南伊豆町としても、杉並区の紹介でこの教育旅行を進めていきたいなど。

この誘致事業につきましては、本年5月に先ほども申しましたように台湾の国際教育旅行

連盟を訪問して、プレゼンテーションを実施してまいったわけであります。

この中で今、オファーが来ております7月には台湾の学校関係者を対象にしたモニター・ツアーを開催する予定となっております。

そのモニター・ツアーの中で、具体的に台湾の学校関係者のほうで南伊豆町への教育旅行を実施したいということになってくれば、これは非常にありがたいと。この場合は、やはり下田高校の南伊豆分校との連携とかいろいろこうあるわけですが、20人、30人という教育旅行が来てくれることになれば、町の観光の活性化にもつながると思います。

今後においても、外国人旅行者向けのモデルコースの創設とか、推奨スポットに関する情報発信を進めるほか、受入態勢の整備を図り、さらなるインバウンドの推進に向けて取り組んでまいりたい、このように思っております。

特に先ほども話しましたように、台湾の日月潭の遊泳、これは大体、台湾で2万人から3万人の人たちが参加します。朝7時ごろから湖に入り、最後の人たちが湖に入るのが大体昼過ぎになると。そして、そのような形の中での遊泳大会なんかもあります。

今、南伊豆町がOWSをやっております。そのOWSに参加してくれている台湾のモーリン・チャンさんと話をしながら、遠泳大会をどのような形でやれば安全で安心な遠泳大会ができるのか、こういうことも含めて新しい取り組みもしていきたい。

それと、スプラッシュウォーターパークでありますけれども、これをやってくれているのもオーストラリアの人であります。スプラッシュウォーターパークをやっているアンソニーさんに対しても、オーストラリアからぜひ大勢の人たちが来客するように、できれば冬のニセコ、夏の南伊豆になるように大きな思いを抱いて進めているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君。

〔5番 長田美喜彦君登壇〕

○5番（長田美喜彦君） いろんな考え方があると思いますので、そして石廊崎も前進をしてまいります。ですから、このインバウンド事業もぜひとももっと力を入れてもらいたい、こう思っております。これからはまた誘客に努めていってください。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（稲葉勝男君） 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 4番議員、加畑です。よろしくお願いします。

事前通告に従って、今日は質問を2つ用意いたしました。

1つ目が石廊崎再生の状況を問うという内容です。それから、2つ目が地方創生、映画やテレビのロケ誘致、それからマスコミを活用した町のPRという題名で質問させていただきます。

この2つの題名の質問なんですけれども、以前にもこれは質問した内容が絡んできます。あえてまた重ねて質問をしたということは、それ以上に詳細なところまで今日は突っ込んでいきたいという思いがありますので、よろしく対応願います。

それでは、まず最初の質問です。石廊崎の再生状況を問う。

岩崎産業から町が買い取りました石廊崎の土地について、地元の石廊崎区が新法人を設立して、今後の地域活性化のため事業展開をしていくと聞いております。現状を教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

石廊崎ジャングルパーク跡地の再開発につきましては、平成25年度、26年度の2カ年にわたり住民ワークショップ等を開催し、26年度末には計画書（案）の答申をいただいたわけでございます。

昨年12月22日には、石廊崎区で管理・運営を担いたいとする旨の要望書が提出されて、本年1月19日、安定的な経営のためには灯台周辺に100台規模の駐車場を必要とする追加要望も受けたところであります。

町では、これらの要望事項を踏まえ、当初予算に再開発事業に係る基本及び実施設計に関する経費を計上し、3月定例会においてご承認をいただきました。

また、予算可決後の3月30日には設計事業者選定に係るプロポーザル競技を実施し、4月4日付で株式会社ウインディネットワークと業務委託契約を締結いたしました。

現在は自然公園法、文化財保護法など法律に伴う各種規定との整合性を図りながら、全体構想図の作成に向けた最終調整を進めております。

同要望では、石廊崎区を母体に新たな運営法人を組織し、集落内の駐車場及び灯台に隣接する駐車場料金等による事業収益をベースとしながら、「伊豆半島の石廊崎」であることを誇りに持ちながら、長期的かつ安定期な運営に努めるという内容のものであり、当該基本設計の策定に向けた事務協議等には、地区を代表する方々にもご参加をいただいております。

新たな運営法人としては、おおむね株式会社の形態をとることとしており、このことは石廊崎区において区民の総意として承認もされているところであります。

常々、私、言っておりますけれども、例えば石廊崎をどのように今後管理していくか、開発というのはイニシャルコストで終わりです。ただ、管理・運営というのは非常にお金がかかっていく、この管理・運営費をどのように捻出するかというのは、町政運営において非常に大事だと思います。

それで、過日、北海道の知床の自然公園のほうへ行ったときのあれですけれども、やはり入園料をとっております、自然公園を管理するために。入園料200円でしたかね、取っております。でき得るなら石廊崎もそのような方向性を考えているわけではありますが、これは補助金が入ると入園料とかそういうことは難しいという話も聞いております。

駐車場のこともそうですけれども、何しろ石廊崎とかその地域周辺の人たちが自主的にあそこを管理していただく、町もある程度の援助はするわけでございますが、町が常にいわゆる景観管理のための草刈りをやるとか、いろんなことをやるとかいうために毎年お金を出资していく、そしてまたいろんなものをつくっていくということはなかなか難しい、そういう考えの中で石廊崎区ともいろいろと話し合いをしながら、こういう形で石廊崎区は自分たちで管理・運営をしていきたいというところまでこぎつけました。

今後、それらのことを敷衍していきながら、何とか石廊崎区が当然ここで利益を上げてい

ただくのもいいわけですし、そういう形の中で一つの町の観光の活性化であり、経済の活性化に結びつけばいいなど、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） ただいま町長から今までの経過、それから今後どのように対応していくかという内容も少しふれていただきましたけれども、詳細な部分、ちょっと聞いていきたいんですけれども、担当の課長にお聞きします。

当初、岩崎産業の買い取った跡地の部分の工事部分、この内容が多少変わったというような内容を聞いたんですけれども、例えば道路幅員が15メートルというところが半分程度でなくなったんじゃないとか、それから岩崎産業が残している駐車場になるべきであろう部分のところとの段差の部分、ここが道路とレベルが一緒というところの内容だったところがそうじゃなくてもいいよというような内容になったと聞いておるんですけれども、その点は答えられる範囲でお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まず、道路幅員の15メートルにつきましては、誤解が冒頭からあったようでございまして、買い取りのできた土地の幅員が約15メートルであったということで、どうもその前面を道路にしなければならないというような約束で買ったという話が流れてしまったようでございます。

これはそもそも、もともとそうではなくて、公共の道路として通れる一般的な道、町道以上のものがあればという岩崎さんとの約束ごとでございましたので、通常のこのあたりを走っております県道並みの幅員7メートルというところで落ちついたところです。といいますか、もともとそれくらいの広さのものをつくればよかったということです。

続きまして、段差の問題ですけれども、これにつきましても大きく誤解とは申しませんけれども、いろいろ係争中ということでお互いの意思が通じなかった部分もあったようでございまして、これは実は3月中に岩崎さんの東京支社のほうの担当の方と会合を持っております。その際の内容としましては、全面的に段差がないということではなくて、公共用道路をつくった上で、その道路から出入りができる状況をとっていただければということでした。

具体的に言いますと、入り口を1カ所ぐらい、出口を1カ所ぐらい、2カ所ぐらい道路敷

の切りかけをつくっておいていただければそれでいいということでございました。逆に前面を平にしてしまいますと、今度は夜間等の不法侵入の問題であったり、所有者の安全管理義務がとてもではないけれども成立しないということで、2カ所ぐらいの入り口であれば、ウマを4つも置いておけば出入りが制御できるということで、現在承諾はいただいているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、課長の説明、非常によく理解することができました。この石廊崎問題というのは、町民の方々からもちっと感情的な部分とかやはりまだ残っている部分があると思うんですよ。もともと裁判の係争までして買い取ったという内容から、その後の状況が岩崎産業側からの言い分をうのみにしたんじゃないかというような言い方をする人もいます。

それはやはり今言った条件ですね。15メートルもする道路をつくらなきゃいけないのかとか、土地と同じレベルの高さにしなきゃいけないのかとか、要するに過剰なまでの向こうの言い分をのんでいるんじゃないかという印象がやっぱりあったわけですよ。通常15メートル道路の必要ないですよ。通常、接道義務を果たすのは4メートルでいいわけで、行き来ができる道路としたら8メートルで十分です。それを15メートルも、倍も何で必要なのかというのは、これは住民感情として当然起きると思います。

それから、土地と同じレベルにしなきゃいけないというのは、今、課長が言ったとおり自由に行き来できるということになりますと、当然、その所有者の土地の地権者が有利になる状況を突きつけてきたんじゃないかというような展開になってしまいがちなんです。

ただ、今回の話を聞いて、そうじゃないということは十分にわかりましたし、それから岩崎産業との関係としても、もう争っている敵ではないわけですよ。今後、お互いに利益になるような形の関係をつくっていかなければならないとするならば、お互いにウインウインの関係をつくらなきゃいけないことなんで、ここは今までのような感情的な部分というのはもう取り外していいんじゃないかなというように僕は思います。いずれにしても、今、工事の内容は非常によくわかりましたので、ありがとうございました。

今なぜそんなことを聞いたかと言うと、新法人、石廊崎区がつくるという話で、実は私、石廊崎区のほうに行ってまいりました。石廊崎区の区長さんに役員の方々もそろえていただ

きまして、内容を聞いて来ました。その中で、やはり法人を設立して駐車場の収入を財源として今後運営していくというような話を聞きました。

やはり地元の人たちと一緒に事業展開していくという部分で、今まで法人を設立するという形に慣れていない部分があるんじゃないかなと思って、どういう形で運営していくんですかとも聞いたんですけども、実は法人じゃない現在の状況でも、配当金という言い方でいいかどうか分かりませんが、組合の中で運営していくという形はできているということを知ったので、ここは非常に心強いなという印象を受けました。

私、思ったのは、法人にするのであれば、例えば南伊豆町のそういう観光の法人と言いますと、やはり波勝崎苑、これはお手本になると思います。それから、石廊崎のほうでもなるのはヒリゾですね、中木のヒリゾと言えど今地域のところでも負担金が減るような状況をつくるまで成長していると、要するにヒリゾからも補助金があるために消防費の一部は免除されたというような話も聞いておりますので、ここまで来ると本当に地域に貢献している団体となっているわけです。

これが石廊崎の新法人にも期待されると思うんですけども、その点の方向というのは、今、町長から言われた方向以外に担当課のほうで何か詳しく聞いている部分、それから町としてはこうしてほしいんだというようなところというのはあるんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

自治会が株式会社するということにつきましては、町のほうも随分心配をしたところでございましたけれども、もともとが駐車場管理組合的に動いていたというノウハウがあるということで、随分しっかりした考え方を持っておられるようでした。

現在、町のほうですと、町立観光施設といったものを道の駅であったり、銀の湯であったりということで指定管理いたしているわけなんですけど、これにつきましては、指定管理料というものを400万、500万という単位で毎年出しております。

今回の石廊崎の場合は、そもそもこの10年、20年を見ていきますと、駐車場の管理組合の収支の関係上だけでどうもそれ以上の収益を現状で維持している、これが、一帯がもっときれいになってくれば、過去最高値といいますのが、バブルも終わって平成6年、7年、8年ぐらいに駐車場の最盛期があったということなんですけど、その段階では基本2,000万を超えているという状況があります。

そうなりますと、これは何人雇えるかというよりも個人営業の域を超えてくる状況です。

それがあの下の駐車場、70台規模の駐車場だけでできていたということは、現状に地域が心配しております、区が心配しております宣伝の問題、これを観光協会がどれだけ絡めるか、そして、この地域での平均給与の見方、とり方、これについて商工会経営指導員がどれだけ絡めるか、これを29年度末の稼働開始までにもう少し詰めていければ、出だしの形は確実に整う、そう考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 詳細な見解をありがとうございます。

私も同様に思っているところがありまして、ここはやはり駐車場の財源ということが一番大きな目玉になると思います。そのためには、駐車場の利用者をふやすしかないわけですよ。だとすると、そのためのイベントというのが必要になってくるわけです。そのイベントを新法人がどうやってつくり上げていくか、どうやって情報発信していくかというところに尽きるところなんです。

新法人の役員の方々と話した中で出たのは、やはり観光船の問題です。今まで天候によってすごく左右されたというところがあったんで、例えば短いコースにして天候に左右されないように、なるべく欠航が出ないような形を考える、しかも、それをワンコインでやっていくというようなすごく具体的な案が出て、これは頼もしいなというところも思いました。

あとは、やはり今言いました観光協会とか商工会との絡みの部分が出てくると思いますが、今後、工事した後の部分でいち早くイベントを展開していかなければいけないというところは思うんですけども、その点のPRという話、今しましたけれども、具体的にどうなんでしょう。

これ企画のほうの担当になるのか商工観光課のほうの話になるのかわかりませんが、やはり情報をどんどん飛ばしていかないと、うちの町の中では石廊崎問題解決して、そこに施設ができたよということがあっても、外に情報が飛んでいかなければ人が来ません。人が来なければ、駐車場の利用者はいません。そうすると財源がなくなる。そうすると新法人はなかなか運営が難しくなると思うんですけども、その点まで踏み込んで町がサポートしていくというところは考えているんでしょうか。

これは財源補助的なということじゃなくて、運営に関して、やはりサポートは軌道に乗るまで必要じゃないかなと思うんです。その点の考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現状、石廊崎のあの地域を半島の先端という考え方で、半島の先端の公園という考え方で考えていけば、これまでの組合的運営の中での収益金で十分管理、公園にはやっぱり必要であろうという庭師的な方をもう常駐していただくとか、そういうこともできてくるはずなんです。

ただ、現状で足りないのが観光的宣伝ということで、一番のネックはやはりバスが回っていないものですから、下田からそのまま堂ヶ島に抜けるバサラルートで観光バスが走ってしまっているんで、その部分を大手の旅行代理店であったり、バスに特化しているクラブツーリズムといったようなところにうまく宣伝していくということについては、観光協会のほうが常に打診をかけている部分であります。

まずはその部分を突っつくことによって大手旅行代理店の宣伝力、バス専門の旅行会社の宣伝力、そういったものを取り込んでいくということも現在、観光協会と打ち合わせを始めているところでございます。

あわせてまして、伊豆半島ジオパークとしての連携、その中でビジターセンターが今、愛逢岬にあります。第2ビジターセンターを石廊崎につくるのか、またはそもそも第1を石廊崎につくり直して、愛逢につくり直す、を第2にするのかといったようなことも調整中でして、そうなりますと、修善寺にありますジオの事務局、13市町連携のものにも食い込んでいきますので、相当な宣伝力が期待できると考えているところです。これについては区の皆さんとも話を始めているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、さまざまなソフトの面でのサポートの仕方というのをいろいろ聞いたんですけども、私もその方向でサポートしていくのが順当じゃないかなと思います。

この件に関しては、やはり町から大きな資金が入っているという印象が強いところと、これ以上過剰なサポートをすることによって、ハードの部分ですよ、町民の感情としては、なぜ石廊崎ばかりにというところも出てくると思うんです。これは石廊崎の人が悪いという話じゃないんですけども、バランスとしてよくない形になるんじゃないかなと思うんで、自立してやっていけるだけのサポートをしていくことは必要なんですけれども、資金的な面の

過剰なサービスというのもこれは考えなければ、行く行くお互いに悪くなるんじゃないかなという面がありますので、その点は今後に対応していただきたいと思います。

それから、これは町長にぜひお聞きしたいんですけども、石廊崎の位置づけというのは、伊豆半島の南部地域の中でも中心になっていくべきだと思うんです。例えば、今回の東京オリンピックで自転車の競技が伊豆市で行われることになりましたよね。そうすると、日本の地図からいくと、伊豆半島というのは東京の中に入ってもおかしくないという位置づけだと私は思っております。世界から見ればです。

だとすると、伊豆半島にどうせ来たのであれば先端まで行ってみようと、そこに我が町があるわけですね。そのときに石廊崎区にそういう施設があるかないかということは、今後の我が町の将来にとって大きな役割を果たすんです。

今現在、西伊豆町では、ふるさと納税が11億まで膨らんでいると。これは高齢化率がこれだけ高くなったという新聞発表にもあった町が、それにもかかわらずこれだけ頑張っているわけです。県内で一番小さな人口の町というところでありながら、これだけ頑張っているわけですね。

片や東伊豆側に行きますと、もともとアスト会館だったところ、町の施設だったところをITの企業に今度は譲り渡すような話が新聞にも出ておりました。ここは須磨学園というところなんですけれども、もともとマイクロソフトの日本法人の代表だった西さんというところが運営している、関連する会社の部分です。これは非常に東伊豆町も期待しているところがあると思います。

西伊豆、東伊豆、これだけ頑張っている中で、下田はちょっと今、混乱していますけれども、我が町が下田を引っ張るくらいの勢いでいけるんじゃないかなと思うんです。どうしても今、杉並区のこととか地熱のこととかに埋もれがちなんですけれども、石廊崎、今力を入れるべきところだと思うんですけれども、その点はいかがでしょう、町長。

先ほども意気込みを聞いたんですけども、僕は、ふるさと納税の返礼品の中に入るぐらいのこの石廊崎のツアーがそのくらいの勢い、それから伊豆半島に入ったら、熱海、伊東まで来たらもう南伊豆まで行くのが普通だというようなところまで企画していただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

石廊崎というのは、当然、伊豆半島の中心であり、南伊豆町の中心観光地であると、もっと大きく言えば、静岡県、日本の中心観光地であった時代もあるわけです。いわゆる新婚旅行ブームの先駆けとなったのが石廊崎であります。その当時の石廊崎、ちょうど私たちの年代が高校時代ですかね、高校生ぐらいの年代ですけれども、何しろ東海バスさんがすごかったと、乗りきれないほどのお客さんが石廊崎へ向かったと、こういう時代が確かにありました。その石廊崎の名前というのは、いまだに日本全国でまだまだ捨てたものではないという感じになっていると思います。

そして、よく近隣の首長と話をしますけれども、伊豆市の菊地市長なんかは何しろ石廊崎がまず活性化してくれと、そのことによって伊豆半島全体にお客が回る、こういう展開をしてくれます。このことを言う方は大勢いらっしゃいます。

そういう意味でも、何しろ石廊崎にお客を集める、このことはぜひやっていかなければならないし、石廊崎が再生したときには、当然、伊豆地区全体でそういう動きが出てくるのかなと期待しているところでもあります。

そしてまた、石廊崎が活性化することによって波勝崎へも活性化していく、南伊豆町の観光がそういう意味で、もう一度すばらしい形になっていくということが必要なのかなと。よくよく思うんですけれども、鈴木屋旅館というのがありましたけれども、この鈴木屋旅館が大東館のモデルになったという話があります。下賀茂温泉というのが、まず熱川よりも先に有名であったと、そのことをぜひもう一度復活していけるような石廊崎にしていきたい。

ただ、そこまでは難しいにしても、先ほど申したように、何しろこの景勝地の管理・運営、自然公園の管理・運営というものをどのようにするかというのが今まで話した、課長が話したような話の中にあるわけであります。本当に株式会社でいいのかという問題はちょっと、まだまだ疑問のところがあります。NPO法人とかいろんな形の中で継続可能な、持続可能な運営形態をつくっていかなければならないと。

株式会社というのは、どうしても利益を重視する形態であります。そういうことを考えたときに、どうしてもその辺はもう少し検討していかなければならないと。地域経済にどうしてもプラスになることは確かですけれども、雇用が生まれるとか、NPOでもそれは当然出てくるだろうということでありまして、もっともっと石廊崎の人たちともこの辺のところは話し合いをしながら煮詰めていきたい、このように感じているわけであります。

どちらにしても、石廊崎を活性化するということは非常に重要なことだと、このように認識しております。何しろ訴訟を起こされてからもう10年以上はたっているわけであります。

この問題の起因になったということが議会にも一因があったなと私は思っております。そういうことを含めまして、これは反省しながら新しい石廊崎を活性化していかなければならない、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） 今、町長のお言葉の中で伊豆市の菊地市長の言葉を引用していましたが、私もまさにそのとおりだと思います。伊豆半島の中で伊豆市、要するにもう発展をしつつあるところの首長でさえも全体をよくしていこうと、そのためには先端の南伊豆町がよくならなければいけないということを言ってもらっているわけです。

これは大きな大義が通ると思うんです。東伊豆にしても西伊豆にしても、結局、どこの道路を通ろうと南伊豆に来る人がふえれば、その町は通るんだと、だからうちの町に協力してくれと、これは自信を持って言えるわけです。ここは強く今後も町長、言ってもらえればと思いますので、その点、ひとつよろしくお願いします。

続いて、２番目の質問に入ります。

地方創生、映画、テレビのロケ地の誘致、それからマスコミを利用した町のＰＲ活動ということで質問させてもらいます。これは前回のときも質問させてもらいました。思いのほか反響がありまして、いろんなところからいろんな意見をもらっております。だから２回目をしたというわけではないんですけれども、詳細なところをもう一度課長に聞いていきたいと思えます。

実際、前回の３月の一般質問でも聞きました。フィルムコミッションの話です。この重要性というのは、やはりいろんな方からそのとおりだというような意見を聞きましたけれども、ここは詳しく話をするべきだと思うんです。

商工会とか観光協会とかに話をしても、そういう話があれば対応しますよという話は聞きます。私が言ったのはそこじゃなくて、それを前段で先にやっておこうという話ではできませんかという話、それでこそワンストップサービスという形になるわけですね。

聞かれてから、じゃそこから調べましょう、そこから調査していきましょうでは撮影班は間に合わない。前もってこういうたぐいのドラマが来たらここの旅館に言えばいい、この人に言えばいい、どこの風景が一番合っているんじゃないかと、そういう画像をストックしたりとかどこに連絡したらいいかとか、そういうものを前もってつくっておくと、そこまでを

準備しておくべきじゃないかなという意味での質問なんです。

そういう話が来たら、役場、商工会、観光協会でそれぞれできる範囲で対応しますというのでは、これはワンストップサービスにはなりませんし、フィルムコミッションの話は伊豆市で受けているという話もありましたけれども、そうじゃなくて、この地域で囲い込んでしまうという話なんです。そこまでやるべきじゃないかという話を今日は質問させてもらいたいんですけれども、いかがでしょうか、担当課長。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

映画やテレビなどによるロケ地効果は、観光資源の宣伝効果のみならず、「コンテンツ・ツーリズム」いわゆるロケ地めぐりと言われる一連の行動志向等に来訪客の増加につながるものと考えています。

また、住民の方々にとりましても、自分の住んでいる、日ごろ目にしている風景などがドラマの舞台になったところで、自分の町、ふるさとへの愛着が増すこともあり、移住・定住の促進にもなり効果的な側面を持ち合わせているのではないかと思料します。

今後においても、観光協会を初めとした町内観光業者とも連携を密にしながら、私自身への取材も含め、マスメディアを通じた情報発信に努めてまいりたいと考えております。

議員はご承知でしょうか、熱海市の課長がテレビに出まして、非常に努力をされたと。あれも熱海の市長に聞いたら、熱海の市長もフィルムコミッションをやりたいと思っていたと。そしたら、ある課長がぜひ僕にやらせろと言ってきたと。そして、やれと言って2年か3年ですかね、いろいろ課長が努力したと。地道に努力した中で、やっとああいう形で熱海がクローズアップされてきている。非常に今、熱海は元気になっているという話を聞いております。

熱海の齊藤栄市長とお話ししましたら、非常に自信たっぷりに、今いいんだよという話を市長がしていました。ぜひ私もそういうふうにできるように、職員、そしてまた観光協会、商工会を含めてこのワンストップサービス、そういう形ができるような形を進めていきたい。

これは一朝一夕にできることではないだろうと思っております。ある程度、やはり南伊豆町を宣伝しながら、ぜひ南伊豆町でのロケ、そういうことをやってくださいというような形の宣伝の方法もあろうかと思えます。そのために、それを言えるだけのいわゆる準備、それをまず職員に今進めているところであります。観光課のある職員にそういう指示をしており

まして、一生懸命その辺を今準備してくれている、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） 今、熱海の話が出ましたけれども、今や熱海は本当に自他ともに認める勢いのある自治体になっていると思います。これテレビでもよく目にしますし、新聞の中でも本当に熱海が復活したという状況になっております。

熱海市の今事例の中で、課長がぜひやらせてくれという話を今、町長出しましたけれども、そこまで私は担当課長に求める気はないんですけれども、事前に話を詰めて、受け皿としての体制をつくっておくというところまではやってもいいんじゃないかなと思います。事前にそれをやることによって、観光用のコンテンツとかも集まって来ると言うんですよ。２次利用としての次の展開も望めると言うので、そこは僕、無駄にならないと思うんです。その点、課長どうでしょう。前回も質問したんですけれども、もっと踏み込んだ回答を一つ伺いたいたいですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

議員のご質問の中で、３月にも質問された中で、そういった中でかなりの反響があったという部分がありまして、町といたしましても、当然、観光協会とか商工会あるいは商工会青年部、いろんな業者の方もいますので、そういった中でそういうロケに対応できる素材、地域の素材部分も、画像等も含めてそういうものを集めさせていただきたいと思っております。

それと、一応、今年度中、企画課のほうでプロモーション計画を今進めている段階でございます。その中で、一体としてフィルムコミッション等の部分についても構築というものを、素材の構築とかそういうものをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔４番 加畑 毅君登壇〕

○４番（加畑 毅君） ありがとうございます。

前回よりも非常に展開が進んだ回答を聞いて、すごくすっきりしています。最初にもしかしたら言えばよかったのかもしれませんが、前回、３月議会の中で質問した後に、担当課の職員の方がクリスタル・ケイのプロモーションビデオの件、話していただきました。こういうこともやっていますということでPRしてもらったんですけれども、その完成版、

ちょっと最近、岡部議員にお借りしまして、そのPRビデオを見させてもらいました。

本当に青野川沿いの景色が違った景色に見えるぐらいすばらしいなという状況になりました。この影響が多分、多くのところに及んでいったら、うちの町は有名になるんだろうなというのは思いました。

ただ、現実的なところを言いますと、南伊豆町の撮影というのが、なかなかクレジットが入らないというのが法的なこともあるみたいで、そこでちょっと勢いを折られるような話も職員の方から聞いたんですけれども、それを何とかクリアして、うちの町で撮影したんだと、この風景がいいんだと、だからうちの町に来てくれというようなことが言えるような態勢をつくれば、これはジワジワ長い期間において大きなPRになっていくと思いますので、その点、ぜひ期待しながら、私の今回の質問を終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 漆 田 修 君

○議長（稲葉勝男君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 一般質問に入る前に、熊本地震で被災に遭われた方々にお見舞いと、亡くなられた方にお悔やみを申し上げたいと思っております。

そのようなこともありまして、今回の一般質問は、まず最初に防災関係、そして2番目が地方創生の関連事業、3番目が前回、一般会計でこれ承認されたんですが、その後の下賀茂

地区の地熱の掘削の問題と、この３点について質問をさせていただきます。

最初は、防災関係であります。先ほど町長は行政報告の中で、私に関係するやつは１番、３番、７番ですが、７番で津波対策の話をいたしました。それは十分よく理解したつもりですが、実はこれ、こういったものが、これは総務課でしょうか、防災ですから、各地区にこういう防災マップというのが行っていますね。

その中では、一応、赤と緑と青、崖崩れの警戒地区、それから土石流の警戒地区、そして赤の崖崩れ、土石流特別警戒地区、こういったものがそれぞれゾーンごとに、そして各区に行っていると思うんです。ですから、こういったもので、例えば熊本地震、今回は地震関係なんです、そういう体制がどうなのかということをもっと最初にもうお答えをいただきたいと思っています。もしあれだったら総務課長でもいいですよ。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

本町では、東海地震に備えた大規模地震対策事業のほか、近年においては、南海トラフ巨大地震の被害想定及び静岡県第４次地震被害想定に基づく中で、各種防災対策を進めております。

近年における主な事業例といたしましては、緊急速報メール（エリアメール）の導入、町民メール配信サービスのシステム構築など、既存の同報無線を補完する情報伝達網の整備や海岸部３地区への津波監視カメラの設置、全町民３日分に当たる食料９万食確保に向けた食料・飲料水備蓄、孤立予想集落への衛星携帯電話の配備や町内４４５カ所の海拔表示板の設置に加え、湊地区への賀茂地区初となる津波避難タワーを建設いたしました。

また、現在では平成２７年度から着手したレベル２の津波高に特化した津波避難計画の策定を進め、詳細な避難地図の作成や避難誘導標識、避難路・避難地整備に向けて取り組むほか、三坂地区における防災拠点となる防災センター及び防災備蓄倉庫の施設整備を推進してまいります。

今後も小中学校における防災教育や職員による本部運営訓練、津波、土砂災害、大規模火災等を想定した各種訓練などのソフト事業に取り組み、備蓄医薬品や消防・防災資機材の更新整備と消火栓・防火水槽等の整備、広域避難施設となる町有施設の耐震化、道路・橋梁も含めた社会インフラなどのハード面での充実・整備に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 実は今の答弁、さきの同僚議員の防災関係のところでも同様の趣旨の答弁をされたと思います。実は今、JアラートとあるいはLアラートとの関連で、それがどのような形で例えば自治体に、これはスタートだと思うんですがね、そういうアラート関係については。今、町長が申し上げたのは、庁内の体制あるいは対応の仕方についての概要説明だと思うんですが、Jアラート、Lアラートの関係は、もしあれだったら担当課長でもいいですが、どのようになっているかをちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議員のお尋ねのJアラート、国からのダイレクトな情報伝達につきましては、これは当然、私どものほうも各県内、全てそうですけれども、直接こういう情報が入ってきて、それに連動した中で、例えば必要なものとしては同報無線で情報を流すというような、そういう情報網、ネットワークと言いますか、そういう形で整備をされています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） ありがとうございます。私も、実はそれを承知しながら質問しているんですがね、実はそれとは別に、これは南伊豆町の介護連携の協議会のほうのこういう小冊子がございます。これについては、医療関係の種々のデータが入っておりますけれども、先ほど申しあげましたこの防災マップ上に、例えばひとり暮らしの老人世帯であるとか介護を要する重篤な、介護5とはいきませんが、4であるとか3であるとかそういった人たちの散在している地区を例えばこのデータに落として、そしてそれを日々、更新をして、これ一般にオープンにするのはちょっと個人情報のという関係もありますので、コミュニティの各区の長ぐらいにはこういったものを防災対策用の予防という面で、より速い救援の手を差し伸べるという点で、そういう対応は不可能なんではなかろうか。可能か不可能か、端的にちょっと答えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり個人情報の関係がございますので、当然、表的な部分と言います

か、そちらのハザードマップであるとか、そちらのほうに落とすというのにつきましては、ご本人様のご了解をいただければというのは可能かというふうには思います。当然、町のほうでは、その辺の情報は持っているわけですが、それを自主防災会長、区長様であるとかあるいは消防団関係、そちらのほうに当然これを情報としてお知らせをしたいというところがございしますが、やはり同様に、ご本人様のご了解がいただければご提供ができないというような状況でございます。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） わかりました。確かに、私も幾つかのコミュニティの長に伺ってみました。非常に今、総務課長のおっしゃったように個人情報の一つの大きな法的なネックになっておって、非常に推進は難しいだろうと。しかも、なおかつ防災担当係が常に最新の情報をインターネットと同じなんですけどね、リライトして更新しないといけませんね。そういう作業もありますので、具体的にはやっているよという返事を言うところもありました。それ別枠のデータとしてそれをやっていますよということでした。

ですから、当然、今回の既にもう2カ月余りが熊本地震においては経過しようとしておりますが、そして、さきの3.11、東北地区の、それも5年を経過しております、非常に学習していると思うんです。自治体は自治体なりに学習している。国ももちろんそうありますが、そういったことで、別データを同時、瞬時に照合して素早い対応を図れるような防災体制というのは、町長いかがですか。そういう体制はもう念頭にあるんですね。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、そういう方向性は当然、行政として考えなければいけないと思います。しかしながら、私はコミュニティの中でやはり、昔5人組というのがありましたね、江戸時代には。そういう形の中で、お互いが近隣の情報を知りあっている、あそこのうちにはこういう人がいるよ、これが一番大事かなと。こういう情報共有を各町民の皆さんに自覚していただく、コミュニティの長にはまたそういうことをやっていただくというのが一番手近な形かなと。

そして、長野の地震がありましたね。あのときに救済が非常にうまくいったというのは、そういうコミュニティの、いわゆる近隣のコミュニティのお互いの情報共有が進んでいたと

いう中で被災者が出なかったという話も聞いております。でき得るならば南伊豆町も行政が当然情報を持っているということは必要なんですけれども、町民各自がこういう情報を共有し合うというようなそういう考え方を持っていただきたいなと、このように思っております。以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔８番 漆田 修君登壇〕

○８番（漆田 修君） 町長の心構えはよく理解いたしました。

実は、熊本地震のときもそうですが、避難地というのは大体、学校の体育館が多いんです。それから、あるいは大きな区の高台にあるコミュニティであるとかそういったところで、今回、たび重なる地震で天井が崩落したと。避難地でありながら、現状に南伊豆町では中学２、小学校３のそれぞれの学校の体育館が実在しておるんですが、そういった耐震構造に対するチェックはされているのか、もしくはそれはどの程度、耐震に耐え得るという認識を持っているのかを改めてお伺いしたいと思います。担当で結構です。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、ほとんど小中学校の体育館を使って広域の避難所としてございます。こちらの体育館につきましては、全て耐震補強が完了するということでございます。以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔８番 漆田 修君登壇〕

○８番（漆田 修君） ちょっと質問の意味がわからない、まだしていないということですね。現実にはしていないということですか。ちょっとその。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 耐震補強済みでございます。ですから、補強されていないところは避難地として、現時点でそこは全て耐震補強は済んでいるということでございます。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔８番 漆田 修君登壇〕

○８番（漆田 修君） 失礼しました。

それで、もう一つ、実は前にも慰霊祭があったんですが、石廊、中木の活断層がありますね。これに対する現状、例えばドローンを使ってその現状を撮影して、防災窓口としては検

討するとかというようなお考えはないんですか。聞くとおところによりますと、活断層そのものは非常に終息状態にあって、そんな暴れない活断層のうちの一つに入っていると聞いたんですが、その辺のチェックの仕方はどうですか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えいたします。

議員のご指摘の例えばドローンとかそういうものを使った形で石廊崎、中木の地震の震源地となったその活断層についての調査というものは、特段実施してございません。

県内の活断層につきましては、平成15年3月に当時の静岡県の防災局防災情報室が「静岡県の活断層」という冊子等を発行してございまして、その中で主要な活断層として「石廊崎活断層」を解説する記述が記載されてございます。資料には、県内の主要な活断層のほかにも多数、図示をされているところでございます。

また、政府の地震調査研究推進本部では、平成27年4月に石廊崎活断層の長期評価を実施し、近い将来、本断層による地震の可能性は低いと公表されているところでございます。

いろんな手法で調査ということもあろうかと思いますが、同様の調査については多額の費用もかかるというようなこともございますので、今後も国の研究機関あるいは静岡県による断層調査に関する動向に注視をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） わかりました。

あと、実は海上保安庁は、今月の初めだったでしょうか、愛知県沖と高知県沖に東海トラフ、そして南海トラフのひずみがマスコミ等を通じて発表をして、これは大変なことになるなとは思ったんですが、その辺の対応は当然県のほうの防災課のそういう対応、各自治体をお願いしていると思うんですが、その辺をちょっと明らかにしていただけないでしょうか。概要でいいです。細かいのは、別に調べればわかりますので。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えいたします。

南海トラフ付近のひずみの蓄積状況というようなことで、新聞等でも私どもも拝見をいたしました。これについては、即座に例えば県庁の防災所管課のほうから、担当者を集めてというようなことは特段ございません。

ただ、一方で南海トラフ級の津波の事実、過去の経過については、静大の北村先生でしょうか、過去からのそういうような痕跡も見当たらないというような調査結果も新聞のほうでも報道されているところございまして、現時点でこれについては、例えば県のほうからの対応ということ、それに対する私どものほうで対応というのは特段のことはございません。もともとは南海トラフに備えた中で、静岡県第4次被害想定もできているということがございまして、それに合わせた防災対策を今後も続けていくというようなことでございます。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 第1番目の防災対策については、同僚議員が第1回目に質問してもおきますので、これについてはこの辺で終わらせて、2番目に行きたいと思います。

2番目は、地方創生と生涯活躍のまちプランについてであります。

これは平成28年5月6日、そして6月1日に当該プランの全員協議会の説明が行われましたね。これはご承知のとおりなんですが、平成26年12月、まち・ひと・しごと創生法が制定されまして、地方創生総合戦略が決定されました。各自治体には、平成27年から31年、向こう5年間、これ企画課長が今説明したと思うので、よくわかっていると思うんですが、5年間を経過期間とする地方版の総合戦略の策定が求められて、平成27年10月にはほとんどの自治体が策定を終えて、これは推進本部、これは内閣府なんですね、内閣府に提出しています。

地方創生には、平成26年度補正予算で先行型の交付金、平成27年の補正では加速化交付金1,000億が計上されましたが、いよいよ今年、28年度を迎えて地方創生について自治体は本格的な取り組みが求められることになったのであります。

地方版の総合戦略の前に、地方創生についてのお話をしますが、基本的な目標というのは、1番目が地方に仕事をつくって安心して働けると、2番目が地方に新しい人の流れをつくる、3番目が若い世代の結婚、出産、子育て希望をかなえると、4番目が時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという、多分、南伊豆町はこの4番目あたりにポイントを置いて種々の施策を練ったと思うんですが、以上の4つがその目標の骨子であります。

各自治体の地方版の総合戦略は、文言が全く同じではないんですが、基本的にこの目標、カテゴリーごとに施策を整理し、求められているKPI、これは私、前の議会で行政評価の話をしましたね。その中で3Eの原則、エコノミー、エフィシエンシー、エフェクト、こういう3つのE、そのうちの効果について、実はこれは個別の施策ごとにKPIというものを

記入するようになっております。これは企画課長の説明どおりなんです。ただ、K P Iについては後ほど細かく質問する予定です。

その中で、一方、自治体は、総合計画や過疎計画が策定されておりまして、これとの整合をどのように図るかも重要な課題であります。そして、従来の総合計画による自治体行政とかなり異なっているのは、施策ごとにK P Iを明記することです。総合計画は、そういう明記する必要は全くありませんよね。行政評価システムを導入していない限りはそういうものは必要ないんですが、そういうことが大きく変わっているということです。

そこで、こういうのをいただきましたね。これ企画課長、全員に配ったと思うんですが、これ概要版を一つの大きい表にしたものであります。その中で、計画における基本事項というものが左の下の方にありますね。その中で、対象区域K P Iというのがあるんですが、K P Iについては数値そのものが効果ではないんじゃないかと私は認識を持っているんですが、これは後ほど勝田室長とちょっとその辺は議論してみたいと思っております。

そこで、第1番目の質問に入りますが、財源措置を向こう5年間で2年目から、今回、補正計上されたと思うんですが、2年目から当時の全協の説明では、新型交付税と、これは2分の1交付金の補助であります。それと、あわせて財調基金を取り崩して単年度というか初年度、そういう対応をしたいということでありましたが、その3つのコンセプトと財源措置の関係をもうさらに細かく説明をお願いしたいなと思います。どちらでもいいです、課長でも。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

本年3月に完成した「生涯活躍のまち基本計画」のコンセプトでは、「健康創造型 生涯活躍のまち（健康創造型C C R C）」とし、「みんなが元気になれる、みんなが健康に暮らせるまち」の実現を目指すものであります。

また、この計画の概要では、対象区域を「湊地区」、対象者を「健康への関心度が高いアクティブシニア」、整備内容としては、「サービス付高齢者向け住宅」が100戸、「食堂」、「交流・集会施設」としております。

次に、本年度予定しております事業であります。基本計画に基づく「生涯活躍のまち事業計画」の策定、これと並行して南伊豆町版C C R Cの拠点施設整備予定地である共立湊病院跡地の取得及び跡地敷地内建物の解体事業を予定しております。調整資金の取り崩しとい

うのはこのあたりにあろうかと思います。

そして、これに関する予算措置であります。事業計画策定に係る予算については、昨年度採択された「地方創生加速化交付金事業」を平成27年度繰越明許費で計上し、病院跡地の取得費については、本定例会でご審議いただく「土地取得特別会計補正予算第1号」により、1億6,100万円を計上したほか、敷地内建物の解体費については、一部事務組合下田メディカルセンターとの間で病院跡地の売買仮契約が成立した後、速やかに必要額を一般会計補正予算に計上し、ご審議をいただく予定となっております。

財源措置はいろいろあろうかと思います。過疎債を使ったりとか、その辺のところを今後いろいろ集めていきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 6日1日は、町長の説明は一部事務組合の首長たちとのある程度の合意ができた、できる可能性が非常に高くなった。したがって、そういう今回の一般会計の補正予算で措置をしたいんだけど、それについて議会に対する説明をしたいという、そういう趣旨で全協されたと思うんですけども、そのときに、その前かな、企画課長が言っていました。新型交付税を充当し、なおかつ財調基金で、財調基金は決算時点で9億6,000万、有価証券3億、現金で6億6,000万、ですから、そういったものを全てじゃないんです、片方に入れたら、過疎計画においてジャングルパークのほうで当然のことながら過疎債を充当しなければいけませんね。

もう一つ実はあるんです。町長の行政報告で言っていましたが、そういう3つのところに単年度で過疎債できるのか、この静岡県内の過疎地域の自治体ごとの綱引きになろうかと思うんですが、もしあれだったら勝田君、その新型交付税の関係がもしわかればちょっと説明してくれませんか。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

新型交付金でよろしいでしょうか。

新型交付金というのは、本年度から開始されます地方創生交付金の種類でありまして、交付金の充当率と申しますか、交付金が充てられる割合が2分の1ということになっておりまして、一つ新しい事業をするということになりますと、当然のことながら2分の1の一般財源の負担が発生するということになります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

先ほど議員のほうから過疎債の充当の問題いろいろあるじゃないかという話がありましたけれども、非常にこれは苦慮しております。静岡県に今、国から交付される部分が大体16億程度でございます。その中で南伊豆町が大体、当初9億ぐらいの過疎債の申し込みをいたしました。やはり県から調整されまして、非常にこのところを苦慮しております。

ただ、事業を平準化することによって、起債も過疎債も平準化していく、その事業の進捗状況によりながらその辺のところをうまく財源措置をしていく、このような形で今進めております。

当然、議員がご心配のとおり、過疎債というものというか財源というものを考えていかなければならないわけですが、その辺はそういう形で進めているということをご了承ください。

それで、先ほどから申しておりますように、この1億6,100万円の土地取得特別会計補正予算のほうですけれども、これは財調を取り崩して、一応この土地取得会計のほうに入れます。そして、その後、過疎債というかそういう形で戻してくるというような考え方で今進めているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 実は、そこまでちょっと質問まだしてなかったものですから、補正予算のところでその件についてはするつもりでございました。ですから、今回は財源措置と3つのコンセプトの関連で、ここまでこうなんだよということはよくわかりました。勝田室長の答弁でよろしいと思います。

それで、今、国のほうは、安倍総理は1億総活躍社会、それから地方創生、一昨年、にしてもこれは目玉商品なんです、政府の。それなりの予算措置がなされておりますが、こういう小さな自治体サイドに立ってみれば、交付金や個別事業への補助金、貸付金等については、地方交付税措置が潤沢に供給されるわけではないんです。

国の予算の構造的な脆弱性は否定しがたいのであって、地方創生の地方版総合戦略、今回

町が策定したこのプランですが、そういったプランの計画年度である平成31年度まで継続的な財政措置が保証されているわけではないんですね。それだけに自治体には、事業の実施に当たってこれまで以上の戦略的な思考が求められているのであります。これは担当課は一番よくわかっている。一番わかっていると思うの。だから、戦略的な思考をプランの中に入れようということなんですね。

ですから、ここにもありますように、静岡県では静岡市、清水町、南伊豆町、それが該当の事業資金を援用してその事業を推進しようとしているわけですね。

実は、清水町にちょっと所用がありまして行ったんですが、定例議会が清水町はやっぱり6月です。7月に子ども議会というのがあるんですよ、清水町で。たまたま、これは自慢じゃないですよ、私の孫がその議会の一般質問、南小学校代表で一般質問をするというわけ。それで「このC C R C版の清水町ではそういうことはやっているんだよ。具体的にこういうことなんだよ。だから、その辺にポイントを置いて質問したらどう」というアドバイスはしたんですが、ただ、南伊豆町と清水町では全然趣が違いますね。財政力指数も違いますし、対象も違っております。

そういう中で、実は、2番目の質問のほうに入りますが、地方創生の一環としての日本版のC C R Cが一躍脚光を浴びておるんですね。これは静岡県の4つでもわかるとおり脚光を浴びております。恐らく多くの自治体がC C R Cを考えたことでありましょう。

静岡県の中でもさっき言った4つの自治体、そして、この日本版C C R Cの一つの構想で固まっているのではなく、日本創成会議の提言、これは内閣府の中にありますね、その会議の提言に見られるように、介護を要する高齢者施設を大都市につくることは難しくなっているから、より土地に余裕のある地方都市に特養ホームなどの施設をつくるべきとの意見もあります。それで、たまたま杉並の特養ホームがそれに該当しちゃったんですね。その提言の中で該当してしまった、結果的にですよ。他方で、健康で生活に不自由しない富裕な高齢者の移住を促進すべきとの意見もあります。

C C R Cを考える自治体の前には大きくこの2つの選択肢があって、前者を採用する場合は、どのような建築、運営方針、そして人材の確保を図るのか、運用に対してどのようなインセンティブをとるかというところが大きなポイントになろうかと思いますが、そういった詰めなければならない課題が多数存在しているわけです。

先ほども言いました後者を選択した場合、今、町がやろうとしている湊病院の跡地の定住事業であります、そういった場合には、家屋や土地の調達あるいはサ高住の誘致や業者の質

の調査点検などが課題になります。そして、こうしたある意味で技術的な問題以上に重要なのは、ケアの程度のいかに関係なく、旧来からの住民とこれら新住民との良好な関係、つまりコミュニティをいかにつくるかであります。

そこで、2番目の質問のほうに答えてもらいたいんですが、今なぜ南伊豆町が全国的に注目されているか。これは、2つの事業を同時にやってしまうというところ、それが全国で注目されているゆえなんですね。ですから、ある意味では町長は大したものだということになっちゃうんですよ、これが成功した暁には。

ですから、そういう財源も含めて、一般事務組合との関係機関のほうはどうだ、首長はどうであるか、下田、南伊豆で事務組合の支出金は8割弱ぐらいでありますから、この2つの自治体の議会の動きはどうであるか、そういったことを見きわめて事業展開をしなければいけないと私は思うんですが、その辺、町長の認識はいかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

何点かありましたけれども、まずC C R C事業、議員がご指摘のとおりです。都市部の高齢化対策というところから始まっていると思います。この都市部の高齢化対策というのは厚労省のほうでつくってくれた審議会でありまして、杉並区と南伊豆町の特別養護老人ホームに関する審議会と言っても過言ではなかったかと思います。

それで、そのような流れの中で私も高齢化対策をどうするのかと、ワープステイという考え方をしておりました。その流れの中にC C R Cが入ってきたなど、このように考えているわけです。

その中で、6月1日の事務組合の運営会議の中ですけれども、おおよそ内諾を得たというところがございます、首長さんたちの。大体よろしいでしょうと。こちらの提示したことに対してよろしいでしょうということで、あとは一部事務組合の議会の全員協議会の承認を得ていく、そして買い取るという方向性になろうかと思います。

そして、財源に関してですけれども、やはりこの創生事業はソフト事業だけの国のほうの援助であります、内閣府から出てくるのは。ハード事業には一切補助金は出てこないと思います。

それで、やはり湊の跡地をやっていくについては民間事業者、やはりこういう高齢者対策というか、高齢者に対する「ゆいま〜る那須」とか「シェア金沢」とかいろいろC C R C的

な事業をやっておられる事業者がいらっしゃいます。そういう事業者とやはりコンタクトをとりながら新しい方向性を見つけていく。

そういう事業をやっていく中で、つい最近ですけれども、食で有名なタニタさんのほうからオファーも来ました。もし協力できるのであれば町のほうに協力したいと。いわゆる健康を標榜いたしましたもので、そういう意味の中でタニタさんも協力をしたいというような形で、今、そういう形でいろいろと事業が少しずつ進んでいるなと思っております。

どちらにしても、この今の日本の高齢化をどういうふうにしていこうか、そしてその中で、さらに子育て世代の問題をないがしろにするわけにいかないし、この辺も含めてこのC C R C事業が多世代の形の新しい形としてでき上がれば私はいいなと、このように思っている次第です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） それでは、地方創生に関する最後の質問のほうに移りたいと思います。

企画課長から前にいただいたこの概要版ですね、この大きいやつね。一番左の下の方の計画における基本事項、その中で「K P I」とありますね。これは正式には重要業績評価指標ですね。そういう解釈をしておりますが、実際は行政の活動量でなくて、効果の集積であるよと。インテグレートされたものですよということなんですがね。

それが、この中でうたっている四角い星がありますよね、四角い星の2つ、例えば入居100世帯数における大都市からの移住者の割合95%、それから湊地区におけるお試し移住の利用者20人、年間。これは効果じゃないんですね。効果というのは、これは行政の方々は非常に難しいと思うんですが、三重県の元知事の北川さんあたりは、この辺は非常にシビアなんです。統計学的手法を行政に取り入れたということなんです。

例えばこれ、「従属変数」、「独立変数」とありますね。相関式をやる時ですね。例えば雇用の促進に関することは従属変数で、それを上げる。そして個別の事業に対する独立変数とのコリレーションで回帰分析をして、実はその相関関係を出すということまでしなければいけないんですよ。このK P Iの「効果」という言葉はね。

ところが今、こういうペーパーにK P Iを主張しなければならないから、期待値として挙げていただけなんです。期待値であるということは、ある意味ではある時点で裏切られることになるんですよ、行政側が。そうなったときに、国あるいは住民から首長なり行政職員

に対する政治責任あるいは行政責任を問われるということにもなりかねない。実際そういう表現をしている行政に関する学者はたくさんおりますが、そこまで考えた期待値なのであるか。

それをつくった担当は、担当でもいいですよ、「俺、これは期待値じゃないんだよ」と反論してもらっても結構ですが、その辺はいかがでしょう。勝田君でいいです。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

今、議員からありましたK P Iが効果を測るものではないというご意見ですが、私もそう思っております。ここに書いてあるK P Iというのは、あくまでも要は「生涯活躍のまち」においてサービス付高齢者住宅をつくると、その1点にこだわったものでありまして、この上には「K G I」という指標がございまして、重要目標達成指標、これが最終目標を示すものというふうに認識しておりまして、それはこの「生涯活躍のまち」だけではなく、総合戦略全てにおいて定められている基本目標、この達成にあると考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 南伊豆町もまだまだ捨てたものじゃないですね。優秀な職員がたくさんおります。そういう意味では、南伊豆町も頑張ってください。今、勝田室長の言われたとおりなんです。

ですから、さきの合併のときもそうでしたけれども、地方創生のかけ声のもとに、画一的に地方創生の総合戦略の策定を求めるということは、分権的な政策とは言い難いんですね。それは勝田室長もそういう認識で今のことを言われたと思うんですが、とはいえ、その実態を踏まえるならば、自治体は勇気を持って地方版の総合戦略を住民とともに見直していくことであります。それが展開されることによって、地方版の総合戦略は自治体発のまちづくり総合戦略へと質的な変換を果たすということになるんですね。

これは本来ワーキンググループ、そのとき説明資料をもらいましたが、その事業展開のためのワーキンググループ、十何名おりました。それを2つに分けて、ブレインストーミングしてよりよい施策をさらに練っていこうという趣旨で、そういう人名を挙げてWGを上げたと思うんですが、実は逆だと思うんですね。結局平成26年12月に法律ができて、平成27年10月には締め切りだよ。1,718の自治体の職員ら、早くプランを持ってこいと、その10カ月

の間、実際は半年しかないんですよ。提出の前の２カ月、３カ月を考えるとね。

その中でどういうことをやるかといったら、大半の自治体は、総合戦略の中の行政総覧をプライオリティの高い順に地方創生戦略の構想に合わせて書きかえたただけなんですね。ですから、そこではK P Iという歯どめを入れて、そしてそれに対する数字を出してきなさいと。ある意味では拙速の結果の自治体が多いということなんです。

ですから、私が言いました地域住民も含めて熟議するということは、その前にそういうグループをどこかのポジション、ちょうど３月ですね、地方創生室ができたのは。企画から分離して。そういう実は法的な背景があったということなんです、その時点で町民を巻き込んでそういうことを熟議して、はい、これができましたということであれば、議会はもろ手を挙げて、私はもろ手を挙げて賛成します。私はね。今回はちょっと様子を見ますけれども。

そういう意味で、今回の２番目の地方創生と生涯活躍のまちプランについては、ちょっと問題がありそうだなと思いながら質問を終わりたいんですが、その前に、今年の朝ドラがありますね、NHKの「あさが来た」。その中では、紙飛行機がどこまで飛んだか距離を競うのが目的でなく、どのように飛んだか、そしてどういう形で飛んだか、それが大切なんだよという、後ろのほうにね、「365日の紙飛行機」の歌詞にあります。これをそっくり行政の皆様方にお示ししたいと思います。２番目の質問はそれで終わります。

３番目ですが、南野川中流域の地熱の掘削についての質問をさせていただきます。

これは町長でなく担当課長、あと16分ありますから担当課長専門にいきますので。いいですか。

今年度の当初予算で５億1,000万が可決されましたね。その1,000万については、これは自主財源100%であります、その中ではコンサルとか、あるいは土地の排水に伴う３本分の資金手当て、あるいは掘削のための賃貸料とかそういったもろもろで約1,000万ですね。

当該事業の進捗をまず教えてください。その事業の進捗を。さっき町長の行政報告がありましたね。あの程度ですか。あの程度ならあの程度と言ってください。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現在の状況ですけれども、昨年までのデータ解析をもとに、掘削の地点についてはマッピングポイントとして定めさせていただきました。それにつきましては青野川流域ではなくて、南野川水系流域になります。具体的に言いますと、皆さんが一番ご存じな場所としますと、元藤波荘さんという旅館のあたり、あのあたりの青野川と交わった部分を考えておりまして、

そこに加納と似通った形の地下熱が上昇してきている場所があり、断層の続きが青野川側から見えてきております。そこを掘りたいということで、現在、その地域周辺半径200メートル以内の温泉を持っておられる権利者の方々の承諾をとっているところでございます。

またあわせまして、これは24時間ボーリングになりますので、通常の工事と同じになりますので、工事をやる際に近隣周辺の皆さんへの周知であったり、理解、承諾というところがあるわけなんですけれども、それもあわせて進んでいるところでございます。

さらには、地下に1,000メートル程度掘っていきますので、垂直に完全に掘れるわけではないので、軌道が脇に二、三百メートルずれてまいります。そうしますと、本来ですと地下40メートルより下になりますので、大深度法によっては地上権と地下権が分離する、つまり地下を掘っても地上の土地の所有者には関係ないと言われておりますが、環境省準則によりますと、これについてはリンクさせなさいということになっておりますので、現在あわせて、地下をボーリング軌道が通っていくであろう想定の上権をお持ちの方々についても承諾書をとるというところで具体的に進めております。

これが全部そろった時点で7月末の県の環境審議会に申請ができるという状態になりまして、そこで審議いただいて可となれば、JOGMECのほうも基本的にはそれとあわせた形で補助金の決定確定になるということですので、具体的な形としてはそのような時間軸の中で今、活動が続けている状態です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 町長の行政報告では、よりさらにちょっと細かい説明をいただきましたんですね。

そして、問題は、去年の秋の議会だったでしょうか、地震探査地下調査法のやつがありましたね。立体的な構造の内容はよくわかったんですが、ただ、それが去年の3月の報告では、それはいま一つわからないよと、そういう内容の85ページのレポートですがね。それについてはいま一つわからないと。改めて再解析をしないと、企画課長は当時そういう説明をしたんですね。再解析をして、実は開口一番の全員協の中では、場所はわかりましたと。「地下の断裂層の場所はわかりました」と、そういう言葉を言ったんですが、それは記憶にありますか。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） はい、覚えております。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） これはちょっと表現として拙速だと思うんですね。地磁気調査法の抵抗法によりますと、もう既に平成23年でしょうか、実は特定されているんですね。南野川中流域、平面ですけれども、上からも特定されている。そして加納地区も特定されている。そして、なぜ今、そういうことを「わかりましたから」という表現にしたのか、ちょっとそれは解せないです。それは答えはしなくていいです。ちょっと別の話の質問をしますので。

そういうことがありまして、そして再解析じゃなくて、再提出したんですね、JOGMECに対する。そして、それには当然、源泉の所有者あるいは関係する方々の承諾書に相当するものが必要だと思うんですよ、JOGMECの申請書類の中にね。例えば環境省の比較検証事業の中に、いろいろなことをずっと書く項目がありましたね。エフォート10でやっていたからわかっていますよね、平成22年。ですから、そういうことが今回の経済産業省の中にも当然あったと思うんです。ですから、さきの議会で副町長にも「そういう資料をいただけますか」と申し出をしたら、「それはできない」と断られた。断られたんですね。ですから、あの時点ではオープンにしたくなかったんじゃないのかなと私は逆に類推するんですよ。

ですから、そういうことから考えると、例えばそのときに、もう既に場所は特定されているが、実はこれこれですよということを言ってもらえれば、わからない人はいいいですよ、そのまま行ってしまいますけれども、全てわかっている人にとっては、お前、何言ってるの、今さらと思ってしまうんですね。

そういうことなんですけれども、課長を個人的に今、この場で責めているわけじゃないんですが、その辺のちょっと認識だけください。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

昨年度実施いたしましたのは、明らかに一昨年度の起震反射法探査等の数値の再解析ということでございまして、26年度中に起震をした上で解析行為も行ったわけなんですけれども、ちょっとコンピューターの精度が悪かったのか、組み込む数式が悪かったのか、どうしても図面化するに当たってきれいに地下が見えない状態でした。

27年度につきましては、数値の再解析でコンピューター等机上の問題ですので、地域住民の皆様からの承諾書等ということではなく、もともとありました数値を再解析しますという

ことでJOGMECのほうからは補助金をいただいております。

その中で、もともとと言いますか、断層が見えてきたということについては、当然地上部分については線として見えるわけですね。それについてがどういう角度で、どういう方向で、どういう深さで入っていつているかということについてが、再解析の結果、やっと見えてきたというところでございます。

加納側については、その部分の地層が非常に乱れている、つまりは水分が地下であちこちに飛びやすい。言いますれば、1カ所から思い切り水を抜けば、周りからどんどん集まってくるというようなことが起こりかねないという状況が見えました。

今回、南野川側につきましては、基本的には100メートルぐらいのところまでで、地層が三層になっていると。そしてその中で、これは電磁関係の反射の関係で水分を見ていく調査の中では、基本的には温泉の貯留という、要するに水分が非常に多い部分というのも大体その100メートルの中にとどまっていると。そこまでが今、恐らくですが、下賀茂温泉群が湧出している根本の部分であろうというところが見えてまいりました。

今回につきましては、さらにそこから下を、水分が行っていない部分で熱がどういうふうになっているかというのを1,000メートル程度のところで見ってみるというところで、この件についてはボーリング調査をしますので、地域承諾、そして採掘権者の承諾書、これがしっかりそろわないとJOGMECのほうも補助金の許可になりませんので、現在その調整中ということになっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 地下断裂層の2つのポイントについては私が申し上げたことを追認されたと思うんですが、確かに2つの低比抵抗分析によりますと、ある一定の深さ、二百数十メートルのところでは2つの層がある。K何番、それからS何番の鍾乳洞みたいな洞窟みたいなものが下で重なり合っているんですね。地下の断裂層から持ち上がって、それがずっと伝わって、途中天水が入りますけれども。

そういった私が最初に申し上げた産総研が報告された温泉貯留槽のモデルの理解というのが変わったんですか、企画課長。当時のモデルの考えのままでおりますか。そこを最初にお答えください。次に行きますから。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 最近また改めてその報告書の確認もしてみたところなんですけれども、基本的には変わってはおりません。

加納側につきましては、俗にキャップロックと言われる頑強な地下層が発見が難しかったと。また、690メートルまでしか掘っていませんので、そもそものキャップロックと言われるものまでに到達できたかどうかもわからなかったということで、それについてが、今回比較的浅い部分からしっかりしていそうな南野川側、平行に行くということで、認識の部分については特に変わった部分はございません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） 余り時間がないのでそれ以上言いませんが、貯留槽のモデルそのものが結局、これは課長も知っているんですが、豆腐状のものがありますね。豆腐状のものがあって、東西2キロ、南北1キロ、そういった深さ200メートルが豆腐状のものがあって、しかも2つの地下断裂層から温水が、これはもう平衡温度という部分ですよ、地科学で言うところの。中流域が140度、加納域は150度になんですよ。ですから、例えば地下の断裂層の一番のもと、ソースですよ、仮に2,000メートル、1,500メートルが200度以上あれば使えるということなんですよ。平衡温度が200度がいつぺんに140度になるということはありませんよね、穴は一緒ですから。あっても二、三十度の差でしょう。180度が150ならわかる。170が140度になるならわかる。200度が140になるということは普通理解できませんね。

ですから、そういう意味からいきまして、今回の下賀茂地区の地熱の掘削については、非常に運用として難しさがあるかと思うの。運用としてね、行政側の。例えば、私たちが温泉の掘削の意見書を提出しましたね。あれは使わなかったんでしょ。使いましたか、意見書。私は条件つきで意見書を書きましたけど。それについてはしていませんね。J O G M E Cに対する申請の中にはしていませんね。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

申請書の中には使わせていただいております。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

○8番（漆田 修君） それなら結構です。速やかにその辺の地権者に対する努力をお願いし

たいと思います。

これ以上はちょっと話をするともう一つ深みに入ってしまうので、この辺にしておきますが、以上で私の質問は終わらせていただきます。

南伊豆町には優秀な職員がいるということを再認識して、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 比野下 文 男 君

○議長（稲葉勝男君） 3番議員、比野下文男君の質問を許可します。

比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 比野下文男です。よろしくお願いします。

先ほど同僚議員より防災に関する質問がなされましたが、私と内容が重複する点があると思います。その点ご理解をお願いします。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

1、家屋の耐震化対策について。

「災害は忘れたころにやって来る」と申します。4月14日の夜、熊本県内を中心に東日本大震災以来となる最大震度7が、16日未明にも同様の地震が連続して発生しました。

この熊本地震では、全半壊した住宅で圧死や窒息死、また土砂崩れによる生き埋めなどで、死者、行方不明者を含み50名、その他関連死等により多くの人命が奪われ、住宅耐震化の重要性は改めて注目されております。

今回地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げる次第であります。

私は昨年9月議会において質問させていただきましたが、今年度より本町は、T O U K A I - 0 の補助制度の活用を、平成32年度末までに既存住宅の耐震化率を県同様95%の目標としていると予算説明書に掲載されていますが、本町の状況は、昨年7月末までに耐震補強の実績件数は、「わが家の耐震診断」258件、木造住宅補強計画策定6件、木造住宅耐震補強助成7件が実施されたとの報告でした。極めて低い実施率と私は思っております。

現在、県全体の耐震化率は約82%で、約20万戸の対象物件が診断を受けていないということです。

そこで、町長に伺います。同僚議員と内容が重複しておりますが、本町の耐震化が必要な家屋は何棟あるか把握しておられるでしょうか。今年度は何棟を目標としていますか。また、目標に対しての進捗率は現在何パーセントでしょう。よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。長田議員と答弁が重複するところがありますので、ご了承ください。

新耐震基準が施行された昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の中で、耐震性のない建物が1,417棟、耐震性建物は406棟となっております。同法施行日以後の建造物は1,972棟で、これらは全て新耐震基準により建築確認がなされたものとなります。

このため、現時点の住宅耐震化率は、平成27年度末で62.6%になります。議員が言われた県の水準までは達しておりません。

現在、最終目標年次を平成32年度末として95%を目指しておりますが、より多くの住宅耐震化を図るため、今後も事業を推進してまいります。

現行の住まいづくり助成制度の実績数値では、「わが家の耐震診断」を受けた住宅は270棟、耐震補強設計を実施した住宅が8棟、耐震補強工事を実施した住宅は6棟となっております。

今後もT O K A I - 0 事業を活用し、地震に強い住まいづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） わかりました。ありがとうございます。このまま進んでもらって、早目に耐震化率を達成するようにお願いしたいと思っています。

今回の熊本地震による家屋倒壊は、活断層による横ずれが大きな原因と聞いています。熊本県中心に約4万棟が全半壊し、昭和56年6月1日以前のみならず、新耐震基準をクリアしている住宅も想定外の二度の震度7と、改めて住宅耐震化の認識を痛感させられました。

県が平成27年度に行った調査では、T O K A I - Oの事業内容を「知らない」と答えた人の割合は57%と、平成25年度より13%ふえたとの調査結果でした。

本町においても認識度が気になる場所ですが、前回、町長は県のダイレクトメールを年3回程度、本町におきましても毎年広報「みなみいず」に内容を掲載しているが、工事が進まない理由として、後継者問題や住宅に巨額な投資ができないとの声もあるとの回答でした。

しかし、本町も高齢者のみでお住まいの方々が年々増加しております。いつ来るか、明日起きても不思議でない巨大地震は、町民の不安をあおって、一層感じられております。経済面においても不安を抱いており、相談が遠のいている方々も多く、また耐震化への理解が十分なされていない方もおられると思います。

先月、広報「みなみいず」5月号に住まいづくり助成制度の掲載及びアンケート調査が各戸に配布されました。記憶の新しいうちに、問い合わせの電話または担当窓口だけではなく、今回の各地区へのアンケート調査結果を踏まえ、県危機管理局や地域整備課、そして総務課防災係による出前講座を行い、耐震化への向上へ、ひいては減災に導くよう、ぜひ積極的な指導を願いたいと思います。町長、いかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

議員ご指摘のアンケート調査であります。本年5月1日付で、町内全戸を対象とした家具等の固定に関するアンケートをお願いいたしました。

この調査は総務課防災係が実施したもので、津波到達時間が短い本町の特性や多数点在する土砂災害警戒区域等の現状を踏まえ、地震直後の素早い避難行動においては家具等の固定が必須とされていることから、家庭内での現状を再認識していただくために実施したものであります。

このアンケート中には耐震補強についての設問も加えてありますが、自宅家屋の現状を再

認識した中で、未耐震家屋等の耐震化を促すという二次的効果を想定したものであります。

調査結果につきましては、広報紙やホームページ等で公表し、効果的な助成制度の創設なども視野に入れ、今後の防災施策に反映させてまいりたいと思います。

なお、出前講座であります。私の記憶する範囲では、何回か担当課がやっております。担当から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

議員からのご指摘のとおり、各地区、地区のほうでそういうリクエストをいただきまして、担当のほうで、昨年の実績から比べればはるかに多いレベルで、地区のほうにお伺いをして実施をしているところでございます。

数については、今ちょっと手元に資料がございませんので、正確な数字を申し上げられませんが、さらにそのような講座については実施をさせていただきたいというところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） わかりました。私が思うに、今の出前講座ですけれども、各地区へと出向いてもらえば、個人的に相談がとてもしやすく、これからもふえると思いますから、また積極的にお願いいたします。

このたび、熊本地震の被災地支援のため、総務課防災係長並びに主任がおのこの派遣されましたが、今言われましたように、その実体験を出前講座で話されたいと思っております。また、貴重な体験は、区長会等へも報告を行なったらいかがでしょうか。それは、自主防災会を通じて、町民へ生の声が伝わると思います。その点もひとつ強くお願いしたいと思っております。そして、私ども議員にも、有意義な体験話を機会があればお聞かせ願えればと思っております。いかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 先ほど行政報告で申しましたとおり、防災係の山田係長と外岡主任、それと渡辺主事、そしてまた教育委員会の大野主事が行ってきたわけでありまして。4人にとっては非常に貴重な体験をしてきたと思っております。

やはり私も中木の地震の関係ですけれども、被災から私は2週間後でしたか、中木へ行っ

たのが。すごい状況でした。そしてその中でいろいろと避難というか防災、復興のためのいろいろな行動を皆さんがされている。自衛隊の方もいらっしゃるし、消防団の方もいらっしゃる。そういう形の中で、本当にその場を経験するということは大事なことだと、このように感じております。

そしてまた、議員がおっしゃるとおり、その体験してきたことを4人の職員には当然語り部となっていて、いろいろと各地で話す、議員の方にも話すと、そういうことはさせていきたいと思います。

さらにまた、追加派遣の要請も来ていますもので、積極的に、希望者を募って熊本のほうに派遣をしたいなど。そして、一朝有事のときにはその体験を生かしていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 町長のご報告のとおりよろしくお願いします。実体験の報告をしていただきますと、町民の多くは身に迫ることたくさん得ることが多いと思います。ぜひ検討をお願いします。

伊豆半島沖地震以来、本町には大きな地震災害は発生しておりません。建物の耐震性は確保されていなければ、命を守るはずの建物が命を奪う凶器になると言われております。明日は我が身です。「備えあれば憂いなし」のごとく、全町民の生命と財産を守るため、行政、自主防災会、住民が三位一体となり協力していくことを私も望んでおります。積極的な対応をよろしくお願いします。

それでは、2つ目に入ります。

2、津波避難誘導看板についてです。

本町は、約57キロメートルの海岸を有しており、夏季シーズンともなると、弓ヶ浜スプラッシュウォーターパークを初め、中木のヒリゾ浜、妻良の海上アスレチック、谷川浜、子浦海水浴場等が近年人気を呼び、にぎわいを見せております。

弓ヶ浜はここ1年の間に、年間を通して外国人客が目立つようになりました。しかし、津波避難誘導看板は、外国人に対し外国語表記がタワー前1カ所のみであり、観光地としてふさわしいとは思えません。できたら、外国人も同様、安心・安全のため、現行の看板に英語、韓国語、中国語等の表記をしていただきたいと思います。ぜひ検討をお願いします。

また、町内の海岸を見て回りました。日本語版がそれぞれ1カ所ずつありましたが、私が見た限りでは、妻良と子浦には見受けられませんでした。地元と協議の上、新設の検討も願います。

本町は、町長を初めトップセールスのインバウンド効果はこれからと思われれます。しかし、4年後には東京オリンピック・パラリンピックが夏季シーズンに開催されます。これから訪日外国人の来遊客は一層ふえると思って期待しておりますが、受け入れ態勢が万全でなければ敬遠されます。

いま一度現地を視察し、地元自主防災会と協議の上、見直してもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、南伊豆町はインバウンド事業をやっております。津波避難だけではなく、観光案内においても当然多国語表記というのは必要になってこようかと思えます。ジオパークを進めていますし、美しい伊豆創造センター、こういう形の中で伊豆半島全体がインバウンド事業を進めているわけであります。そういう中でも、当然この避難誘導の関係も必要になってこようかと思えます。

町では、各海岸地区で津波避難計画の策定は進めているわけであります。あわせて、海岸地区ごとに津波避難地図を作成してまいりましたが、この避難地図では、津波の浸水深、到達時間、避難時間等をシミュレーションし、地域の方々と協議しながら作成しています。

また、津波避難地図の作成により、効果的かつ必要とされる避難誘導標識も作成はしております。この避難誘導標識については、JIS規格に沿ったものとして、外国語については英語併記が望ましいとされております。多言語併記については、標識版の大きさや文字入れスペースの調整、採用言語なども課題となってまいりますが、観光地に恥じない対応を検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 熱海市は、県内でも訪日外国人の来遊客が多いことで有名です。数年前にこの外国語表示の看板が設置されたことで、観光業界を初め、避難誘導に関連したも

のに大変それが安堵していると聞いております。ぜひその点をまた検討願えればと私は思っております。

次に、関連がありますのでお聞きしますが、南伊豆町海水浴場条例が提案されるに当たり、町の責務として、常に海水浴場の良好な環境の保持を留意し管理運営をしていかなければならないと思います。

例年５月から６月に県の保健所と水質検査を行っておりますが、弓ヶ浜、子浦、両海水浴場は、背後地では公共下水道等の稼働がなされております。検査は「ＡＡ」が当然ですが、たまに「Ａ」になったりすることもあります。地元区民から検査日に問題があるのではと聞きます。理由として、雨の降った後は上流から土砂等の流入の影響により透明度が下がっているのに、日程上の都合で行われたケースがあったそうです。

両海水浴場とも、シーズンには来遊客等で生計を立てている民宿等が多いです。イメージが気になり、検査日を変更するか、臨機応変に考え実施していただきたい旨ありました。答弁があればお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。今の件に関しまして、詳しいことは担当課長から説明させます。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

水質検査につきましては、県の賀茂保健所等を通じまして実施しております。そういった中で、予定日の部分でやるんですけれども、通常は日程を決めて。その中で、前日が雨の場合は予備日も設定してありますので、今年につきましては予備日のほうで実施はさせていただいている部分もあります、弓ヶ浜については。

特に弓ヶ浜については、青野川流域の河口なものですから、かなり雨の影響を受けやすい部分がありますので、そういったところで調整はさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔３番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 地元の区民にはそのようにまた説明させていただきます。町民を初め来遊客の安全と安心を確保するよう、今後もよろしくお願いします。

3つ目です。女性活躍の推進について。

国の男女共同参画基本計画が見直され、新たに第4次計画がスタートしました。男性も女性もともに助け合い、家庭、地域、そして職場等のあらゆる分野に平等に参画することを力点に労働慣行の変革が打ち出されております。

一般的に、地区役員、学校PTA、町の役員等々は男性中心であり、家庭内においては、子育て、教育、文化、福祉、地域コミュニティ等々を女性中心で頑張っております。また、地域においては、多方面におけるボランティア活動など、第一線で活躍されているのはその多くが女性であります。

しかし、それぞれの慣例や慣習により、女性の声がまだまだ反映されていないのが実情と思われれます。ぜひこのような女性が活躍される場に行政が体制づくりを策定し、多分野にわたりもっと多くの女性の参加をいただき、積極的な活躍の場を次世代へのまちづくりの実現のために広げていただきたいと思います。と思っております。

先日、平成15年3月に町教育委員会により策定された南伊豆町男女共同参画プランをいただきました。町長も議員時代のことで、ご記憶はあると思います。

町民一人一人がかかわる問題として、1、男女平等意識の啓発、2、共同参画社会への基盤整備、3、生涯を通じた健康で安定した生活の確保の3つのプランとして、具体的に実践項目が示されております。この策定プランは、13年経過している現在でも重要なことと認識しております。

そこで、具体的な計画として、先ほど申し上げたような町の委員などを、条例等で女性委員の定数などを明示するとかはいかがでしょうか。また、区の役員はほとんどが男性と思われますので、地区の問題ではありますが、女性役員を積極的に登用してもらうよう、区長会等で啓蒙していただきたいと思います。と思っております。町長、いかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとして、女性が政策・方針を決定する場へ参画し、その持てる能力を発揮し、住民のまちづくりに関する関心や意義を高め、町政に女性の声を反映させることは大変有意義であると認識しております。

私も常々、例えば介護や福祉の分野、もうこれは必ず男性の目よりも女性の目のほうが鋭い、このように思っております。ぜひそういう場へ女性が参画してもらいたい。そしてまた、ある話を聞いたわけですが、やはり避難地における例えば必要なものとか、そういうことに関する感覚も女性のほうが鋭いと。やはり日常生活の中でいろいろと女性というのは、自分たちの生活をこのようにしていくといいとか、こういうふうな形がいいとかいうことを常々考えられている。そういう形の中で、ぜひ女性にも町政参画していただきたいなと思います。

つい最近の話ですが、子育ての会の方たちがいろいろと子ども・子育てに関する意見をミニ集会の中で述べてくれました。そしてまた、女性の会の立ち上げを依頼しましたところ、「女論の会」という会ができたそうでございます。そういう方たちからいろいろと町政に対する意見を聞きながら町政を進めていきたいと思っております。

ただ、当町においては、本当に土地柄といいますか、女性がいわゆる表舞台に立つのを嫌うというか、理由は定かではないんですが、積極的に参加していただけないという現状があります。行政として女性が参画しやすい環境を整えていくのが必要だなと、このように思っております。議会の皆さんも、そういう形での女性の参画の必要性をもっともっと訴えていただきたいと思います。

また、昨年12月の定例会で議員から提案いただいた女性模擬議会の開催や各種委員会委員への登用、特定事業主行動計画でも提唱する女性職員の積極的な管理職への登用など、実施可能なものは速やかに対応していくとともに、この実績などを広く情報発信することで、他分野においても女性参画の流れが強まり、地区役員やPTAなどへの参画機会が推進されることを期待しているものであります。

議員がおっしゃるように、ある区では、もう既に女性の協議委員ですか、そういう方もいらっしゃるということを聞いております。ぜひそういう形で女性がもっともっと社会参加するという形をつくっていききたいなと思います。

どちらにしましても、議員の指摘する男女共同参画の所管については、町政全般にかかわる課題と捉え、首長部局で所管するよう調整していきたい、このように思います。いろいろと今後も女性の参画を促していきたい、そして、それに対してぜひ議会のほうでも一緒に意見を述べてくださいという形をつくっていただければありがたいなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。また町長と議員、行政の皆さんとそういう点を積極的に議論しながら、前向きに考えていきたいと思っております。

もう一つの提案ですが、委員の定数などで条例をと言いましたが、今ある男女共同参画プランから一歩進んで、男女共同参画推進条例などを制定し、町内外に積極的な町としてアピールしたらいかがですか。

県内では、静岡県を初め12市で制定し、ほかの地域では現在ありません。県条例の基本理念を紹介しますと、1、男女の人権の尊重、2、社会における制度または慣行についての配慮、3、政策等の立案及び決定への共同参画、4、家庭生活における活動と他の活動の両立、5、国際的協調とあります。これは通告してありませんが、関連しておりますので、提案させていただきます。答弁があればお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

議会定数の中に女性枠を設けるという意見はいろいろとあるわけではありますが、これは条例では非常に難しいと思います。公選法の問題になろうかと思っております。これからいろいろとその辺は検討していきたいというか、国にほうに訴えていきたいと思っております。

そして、議員がおっしゃる男女共同参画条例、これは、今言われたとおり静岡県内でも市町で制定しているところがあるということでもありますので、当然私も女性が社会参加していただく、先ほど言ったようにいろいろ意見を述べる場をつくっていききたいと、このように考えておりますもので、ぜひこの男女共同参画条例、これについては制定を検討したいと思います。

議会提案があれば議会提案でもいいんじゃないかと思っておりますけれども、首長提案として近いうちに用意したいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 力強いお言葉ありがとうございます。

ここで、初めの男女共同参画プランの体系図を見ますと、教育委員会のみならず、総務課、

健康福祉課等々、多分野にかかわっていると思われますが、所管を教育委員会から総務課に移し、行政全般の問題として検討されたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

議員の指摘の男女共同参画の所管については、町政全般にかかわる課題と捉えて、町長部局で所管するよう、今後教育委員会と調整してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） 教育長にもご見解をお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

今、町長からも的確なご判断がございました。私のほうの立場としても、教育委員会、もちろん今までもやってきているところですので、協力はしながら、首長部局と一体になって頑張ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） よろしく申し上げます。

この4月より女性活躍推進法が施行されました。南伊豆町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画がホームページに掲載されていまして。これは南伊豆町役場の事業主計画です。

中でも女性職員の管理職登用についてですが、数値目標として、平成32年度までに10%から18%以上に。その取り組みとして、今年度より女性を対象にキャリアアップ研修の派遣を積極的に行い、女性割合の増加を設定すると掲げております。

最近、私が耳にするに当たり、町民から女性職員のよい評判を聞くことが多くなりました。私自身もいい気分にならせていただいております。現在、当局の管理職は、11課局室で、うち女性1名の体制です。まずは男性中心の慣行を取り除き、女性が指導的地位に輝き、力を発揮できる分野はまだまだあり、女性ならではのすばらしい発想を抱いている職員に光を当

て、平成32年度までにというのではなく、早々の実現を期待しておりますが、町長、いかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

今、女性職員が幹部職員としてやれる部署、事業課などはなかなか女性は難しいという話も聞いています。そういう中で、女性管理職が十分能力を発揮できる部署はどういうところなのか、そういうことも検討していただきたいということを女性職員のほうに投げかけております。

そういう中で、現状、南伊豆町がどうなっているかということに関しましては、担当の総務課長より答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

ただいま議員ほうからのご指摘がございましたように、女性の職業生活における活躍の促進に関する法律（平成27年法律第64号）ですか、これが施行されまして、当然この第15条に基づく中で、南伊豆町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、これを策定をし、ホームページのほうに掲載をさせていただいたところでございます。

現状、27年度で10%、これは28年度4月から室長がふえましたので、実際は11になりましたが、当時は10人の管理職でございますので、現行1人おりますので10%と。

先ほど町長のほうからお話がありましたように、当然これについては、計画目標は32年ということでございますが、町長からも指示をいただいておりますので、ぜひこの目標数値を上げていくように、それから達成をするように事業推進をさせていただきたいと考えております。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございました。

人事に精通されています副町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。精通しているかどうかわかりませんが、長年いるだけかもしれませんが。

今、町長、総務課長が述べたとおりでございます。基本的に精査というか、男と女は何が違うかという、突き詰めて言うと、子供を産めるか産めないかだけですかね、仕事上から見ると。ということを考えると、平等なイコールフィッティングというか、ベースを同じにして正当な評価をしないと、持っている能力が発揮できない。ひいては生産性が下がってしまって、町の利益にならないというのが私の認識であります。

ですから、男であるがゆえの昇進昇格とかというのは、もう私の、町長もそうなんです、ベースの中には基本的にはありません。ですので、今年からもう人事評価はもう始まりますし、町民の利益には何が一番なるのかということは正当な評価をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） ありがとうございます。庁舎内では行政経験が豊富である副町長ですので、職員の先頭に立って前向きにご検討願います。

絵に描いた餅にならないよう、ぜひ平等の意識を行政から町民へ発信していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君の質問を終わります。

ここで3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 岡 部 克 仁 君

○議長（稲葉勝男君） 1番議員、岡部克仁君の質問を許可します。

岡部克仁君。

〔1 番 岡部克仁君登壇〕

○1 番（岡部克仁君） それでは、質問をさせていただきます。

地域づくり推進事業について質問をさせていただきます。

地域づくり推進事業においては、お試し移住ビジターセンターを下賀茂の営業していない閉鎖した温泉旅館に開設をすると昨年報告がありました。移住・定住については大変重要な施設と考えられます。

しかしながら、いまだに開設に至ってはおりません。賀茂郡内におきましても、東伊豆町を初め既に開設した町もありますが、どうも少し出おけているような気がいたします。何分にも事業に関しては、先に物事を行っていたほうが受けがいいといえますか、反応があらわれるのではないかと思います。

これにつきまして、いつ開設の運びとなるのか、今の時点での計画をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

ビジターセンターの開設の予定は、確かに南伊豆町が初めに出して、遅れておることは事実でございます。そのような中で、このビジターセンターの役割というのは、移住希望者への情報発信及び移住希望者からの相談に対し、スムーズな対応で移住実現に向けたお手伝いをするということであります。

本町では、旧南伊豆ホテルを移住事業のビジターセンターとして活用するために借り上げ、現在、開所に向けた準備を進めているところであります。

昨年度、建物所有者による消防設備の改修が完了いたしましたので、今年度は地域おこし協力隊による開設準備を進めております。

今後は、当初想定していなかった集会所としての機能に対応するため、屋内消火栓設置工事を実施し、本年 9 月以降の運営開始を目標としております。

以上ですが、ただ、移住に関する具体的な施策に関しては、創生室長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

ビジターセンターの話に関しましては今町長が申し上げたとおりでございまして、私からはお試し移住のお話をさせていただきたいと思っております。

お試し移住に関しましては、もう既に5月にスタートしておりまして、短期、中期、長期という分類がありまして、1カ月以内を短期、1カ月から1年を中期、2年から5年を長期という扱いになっております。

短期につきましては一般の民宿、旅館、そういった施設を使っていただく、そして中期については町が借り上げた物件の転貸、長期については一般の賃貸物件を利用していただくということを想定しております。これらの事業につきましては、一応町のほうで20%の助成、賃料に対する20%、宿泊料に対する20%の助成を考えているところであります。

5月にスタートしましたが、今のところ利用者はおりませんが、中期に関しましては今、直接我々の地方創生室のほうに電話連絡が入って、夏に利用したいというのが数件入っているような状況であります。

今後も、移住コンシェルジュ、地域おこし協力隊と協力しながら、積極的に移住者がふえるような施策を打ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） そのビジターセンターの予定候補地、予定されている建物を去年から借り入れているのかと思うんですけども、消防設備はオーナーさんがされたということですけれども、今までかかっている家賃や契約の費用、それから修繕にかかるであろうと見込まれる費用というのはどのくらいか、それをお教え願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

先ほど室長が答えたように、本年度から移住・定住を推進するためのお試し移住事業が5月にスタートしたわけです。このお試し移住事業は、南伊豆町お試し移住事業実施要綱に基づき、短期、中期、長期の設定があり、それぞれ1カ月以内、1カ月から1年、2年から5年の期間となっております。

短期は民宿等の宿泊施設、中期は町借り上げ物件の転貸借、長期については通常の賃貸借により対応するもので、利用者に対する宿泊費または家賃の20%未満を助成するものであります。

現在、町で借り上げた物件は5件で、当該物件の賃貸契約は、入居希望者が決まった時点

からとなります。また、借り上げ物件の家賃は、1カ月当たり3万から5万円程度を予定しており、修繕等には空き家バンクリフォーム補助金を活用し、家主負担で実施することになっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） ちょっと質問の仕方が悪かったのか、旧南伊豆ホテルですか、そちらのほうの借りた家賃等の金額が知りたかったんですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） 答えいたします。

旧南伊豆ホテルの賃料であります、月当たり19万円です。この費用につきましては、昨年度までは地方創生の先行型交付金で賄っておりました。4月からは町の一般財源で賄っております。つきましては、速やかなビジターセンターの開設を進めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） 月19万円の家賃を払っていて、今のところ何も進展がないということですと、大変無駄という言い方をするとちょっと問題があるかもしれないですけれども、これだけの賃料が発生するのであれば、もっと早くに今言われたように開設をしていかなければならないと思います。

今後のビジターセンターの運営方法は、以前にもお伺いしたところ、地域おこし協力隊の方が中心となり、またNPOの運営ということを聞きましたが、それについてもう一度お尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） 答えいたします。

ビジターセンターの運営方法であります、開所までに移住相談やお試し移住をワンストップで受け付け、対応できる体制を整えまして、地域おこし協力隊、今年採用しました鍋木さんという方ですが、その方を移住コンシェルジュとして業務に当たらせると。旧南伊豆ホテルに常駐させるということになっております。

さらに、光ファイバをことし整備することになっておりますので、光ファイバ網が整備された後には、大学等のゼミ研修あるいはシェアオフィス等、この辺の活用も視野に入れた運営方法の検討も進めてまいりたいと考えております。

また、お試し移住につきましても、交流自治体であります杉並区を中心に、さまざまな広報活動及び移住体験ツアーを今後開催してまいりまして、より多くの方に本町を移住先に選択していただけるような施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） 古い建物であるがために、先ほども同僚議員の中から大変今日は防災の質問が多かったんですけれども、耐震化がされているのかいないのか、もし耐震化がされていないようであれば、移住者を寄せるというビジターセンターとしてちょっと適切かどうかということも踏まえまして、ちょっと心配にもなりました。

そこまでの修繕ということはなかなかできないかもしれないですけれども、南伊豆ホテルに関してはどの程度までの修繕を予定しているのか。建物が大変大きいのですので、全部は修繕はし切れないと思いますけれども、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

ビジターセンターに予定しております旧南伊豆ホテルの今後の改修ですが、当面の間、屋内消火栓の設置工事のみを実施しまして、宿泊施設として使用するのではなく、集会所とビジターセンター、ご案内する機能を持たせた形での運営を考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） わかりました。なかなか建物が古く、ちょっとお金がかかるので、ある程度それなりの成果を期待したいです。やっぱり移住・定住につなげていくということは、いろいろ見ますと全国的にやっております、これは地方だけでなく、神奈川県横浜市でも、横浜駅から電車で15分ぐらい走ったところでもやはり若者がいないということで、かなり若者を取り戻すということをやっていると地元の方に聞きました。

何としても魅力あるまちをアピールしていかなければいけないと思いますけれども、ネッ

ト等で見ると、南伊豆町の移住・定住に関しての内容が載っておりますが、そこでは正直に、病院に関しては問題があると。伊豆の国市のほうの病院まで行くようなこともあるということが正直に書いてある。正直に書いてあるのがすごくまた、見る方にとっては心を打たれる部分があるのかなと思います。ぜひともそのように結果を出していきたいと思いますが、その目標数値とかは今、設定されていますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

移住の目標数値ということではありますが、現在のところ明確になっているのは、サービス付高齢者住宅100戸を建設し、それを埋めるといったことになります。

その後の展開といたしましては、共立湊病院跡地の拠点施設からの広がり、いわゆる湊地区の空き家、それから端を発しまして南伊豆町内の空き家、そちらへの移住効果、そしてサービス付高齢者住宅に住まれる方の口コミにより、より南伊豆町が魅力ある土地だということを皆さんに認識していただく。その中で二重三重の移住効果というのが出るのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） わかりました。ぜひともその成果に期待をしたいと思います。私たちも、できることは当然のことながら一生懸命やらせていただきます。

続きまして、健康福祉センターの建設につきまして質問させていただきます。

現在の健康福祉センターの平成30年1月開設、供用開始に向けての動きがあるわけですが、進捗状況をお教え願います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

自治体間連携に基づく特別養護老人ホームの整備とあわせて、旧中央公民館跡地に整備を進めている健康福祉センターについては、昨年12月28日、総合評価落札方式一般競争入札により、設計事業者を株式会社松田平田設計横浜事務所に決定し、設計業務を進めております。

施設機能及び配置等については、既に整備に関する提言書もいただいておりますので、今後、実施設計が固まった段階で、南伊豆町健康福祉センター建設検討委員会にお諮りし、早

期完成に向けて取り組んでまいります。

なお、行政報告において報告したとおり、これまで健康福祉センターと図書館機能を兼ね備えた施設整備を進めてまいりましたが、保健・福祉機能に特化した施設整備を目指し、図書館機能等は切り離した健康福祉センター単独整備として事業推進してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1 番 岡部克仁君登壇〕

○1 番（岡部克仁君） 平成26年でしたか、建設に向けたワークショップが行われまして、数回開催されたんですけれども、述べ30名以上の町民、福祉の関係者、有志等がいろいろなことを検討し、その答申が設計上どの程度生かされるのかということを知りたいのですが、それについては、利用する町内福祉関係者等の意見を株式会社松田平田事務所さんのほうにどの程度町の要望として設計に組み込んでいただけるのかということについて、考えがありましたらお教え願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

これまで平成26年5月から7月まで、4回の南伊豆町健康福祉センター建設ワークショップを開催し、公募による22名の参加者により、経済的で効果的な整備に向けてご意見を伺う機会を設けました。

整備候補地、特別養護老人ホームとの連携、機能についてご意見をいただき、後に開催された南伊豆町健康福祉センター建設検討委員会にもご報告させていただきました。

また、同建設検討委員会からの提言書には、ワークショップで寄せられたご意見も十分反映されたものとしてご提出をいただいております。このため、設計に際しましては、当該提言書を踏まえたものとなっておりますものと思料いたします。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1 番 岡部克仁君登壇〕

○1 番（岡部克仁君） そのことをなぜ私のほうから言うかといいますと、今まで町有施設も、全部私も見たわけではないんですけれども、例えば南伊豆町武道館も、武道場でありながら南側と東側がガラス張りになっているということですね。しかも高い天井のほうまでがガラ

スになっているということで、武道をするにはちょっと、採光的にはいいんですけども、暑いとか窓にかかっているブラインドなんかがすぐだめになってしまうという使い勝手の悪さ、それからスタンドも武道館の競技場を見渡すことができるようなスタンドではない、これは設計とは関係ないですけども、シャワールームがあるけれども、シャワールームの使用が制限されていたりとかいうこともありまして、利用者のためになっている施設なのか、利用者が使いやすく利用する施設にしていきたいという思いがあるのです。

認定こども園も町では最近の新しい建物なんですけれども、デザインが弓ヶ浜をイメージしたということで大変すばらしいデザインだと思います。デザイン的には誰が見てもすばらしいこども園と思うんですけども、通常の学校や幼稚園のように、玄関から入って各クラスに中廊下を渡って教室に入るというつくりではなく、園庭のほうが各クラスのテラスのようになっている、そのテラスの部分に子供たちが登園していくという、そこが玄関のようになっているんですね。そのテラスのウッドデッキのような部分から靴を脱いで子供たちが上がるんですけども、雨の日はそこに雨が吹き込んで、子供の登園にちょっと支障を来しているんですね。それについては職員の方も全員が使い勝手が悪いよと言っているわけではないと思うんですけども、確かに保護者の方、こども園に通う子供は布団を持っていきますので、雨の日は布団を持っていくと置くところがぬれているとか、上がるところがぬれているとかと、ちょっと実際には、結果的ですけども、設計的に使い勝手が余りよくないということがあるんですけども、それについては認識はございますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

やはりいわゆる施設をつくるときにいろいろと検討をしていかないと、いろいろ使い勝手とか不便さというのは後から出てくるものでありまして、完全に満足する形というのはないにしても、少なくとも大部分の満足が得られるような形にしなければいけないということで、健康福祉センターについてもワークショップ等を開いて、いろいろと町民の皆さんのご意見を反映していく、そういうことをしたわけでございます。

どちらにしても、いろいろな意見をいただきながら、施設の設計とか施設の建設というのはやっていくのがいいかなと思います。

認定こども園の件ですが、平成22年4月に南伊豆町幼保一元化施設建設検討委員会を設置し、プロポーザル競技により設計事業者を選定いたしました。当該設計事業者は、園舎施設

等で数々の設計実績を有しており、実施設計においては、学識経験者、教育委員、保育教諭等のOB及び現職のほか、本議会においても委員長2名を含めた同検討委員会の承認を受けたものであります。

また、平成23年3月23日には、保護者も含めた全町民を対象に、南伊豆町立南伊豆認定こども園建設事業説明会を開催し、平面図なども公開した中で、ご意見なども伺いながら整備をした経緯がございます。

議員のご指摘のように、園舎への雨の吹き込みによる園児への影響については、一部の保護者からの意見ということで園長からも報告は受けておりますので、施設改修の可否も含めて今後の対応を検討してまいりたいと思います。

それと、今、やはり役場の職員、そして一般の人たちが例えば平面図を見ても、なかなか理解しにくい。建てたものをイメージするのは非常に難しいと思います。そういう意味で、設計経験のある、いわゆる現場経験のある人をアドバイザーに任命いたしました。その方の意見を伺って、今後の事業、ここの形は使い勝手がこうですよ、ここのところはこうですよというような意見も伺っていききたいなと。

できれば、議員もいろいろと建物に関しては経験をお持ちですし、もしこの辺はおかしいというようなことがありましたらご意見をいただければ、担当課のほうでさらに検討する、このような形をしていきたい。それで、当然ワークショップも必要ですし、そういう識者のいわゆる意見というものは本当に大切ですので、ぜひ議員のほうからのご意見をいただければと思います。今後よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君。

〔1番 岡部克仁君登壇〕

○1番（岡部克仁君） ありがとうございます。やはり税金を使って、また県や国の補助金、当然税金ですけれども、税金を使って建てる公共の建物ということで、使う人が使い勝手がいいように、いろいろ設計屋さんのほうにも言っていただくと大変助かると思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

今回挙げました2つの質問に関してはちょっと今日は終わらせていただきますけれども、一つ、3番目に挙げて通告書には書いたんですけれども、その後当事者の方と会いまして、弓ヶ浜の花火大会のことで、もう解決しているということを言われましたので、これを急遽取り下げさせてもらいました。ちょっと一言だけお話しさせていただきます。

スプラッシュウォーターパークが設置されることによって、弓ヶ浜花火大会の打ち上げ箇

所がちょっと西側、手石寄りになったということで、去年の花火大会で手石地区漁協から、弥陀山トンネルのあたりですか、手石地区に火の粉とかいろいろなものが落ちてきたということで、大変見ていた人も危険だったということで、これは最終的には地区のことですけれども、万が一大災害というか、山ですとか人家に影響があるようなことがあってはいけないと思ひまして、質問させていただこうと思ったんですけれども、これは解決ということなので、また今後とも、いつ風向きが変わってそのような状況になるかわからないので、もしそういう防災の関係で検討をしていただける場がありましたら、どこか頭の片隅にでも入れておいていただきたいと思います。すみません、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 岡部克仁君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 28 年 6 月定例町議会

(第 2 日 6 月 9 日)

平成28年6月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

平成28年6月9日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 諮第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報第 5号 専決処分の報告について（南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 報第 6号 専決処分の報告について（南伊豆町総合計画審議会条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 報第 7号 専決処分の報告について（南伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 報第 8号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 報第 9号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成27年度南伊豆町一般会計）
- 日程第10 報第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計）
- 日程第11 報第11号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）
- 日程第12 議第59号 専決処分の承認を求めることについて（南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 議第60号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第14 議第61号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第15 議第62号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第16 議第63号 南伊豆町農業委員会委員の選任について

- 日程第 17 議第 64 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 18 議第 65 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 19 議第 66 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 20 議第 67 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 21 議第 68 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 22 議第 69 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 23 議第 70 号 南伊豆町農業委員会委員の選任について
- 日程第 24 議第 71 号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 25 議第 72 号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 26 議第 73 号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 27 議第 74 号 南伊豆町石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画審議会条例を廃止する条例制定について
- 日程第 28 議第 75 号 南伊豆町緊急地震・津波対策基金条例を廃止する条例制定について
- 日程第 29 議第 76 号 南伊豆町海水浴場条例制定について
- 日程第 30 議第 77 号 平成 27 年度社会資本整備総合交付金（都市防災）三坂地区防災センター建築工事契約の締結について
- 日程第 31 議第 80 号 平成 28 年度南伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 32 議第 81 号 平成 28 年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 33 議第 82 号 平成 28 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 34 議第 83 号 平成 28 年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議第 78 号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の締結について
- 日程第 36 議第 79 号 南伊豆町クリーンセンター電気設備工事委託契約の締結について
- 日程第 37 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 38 各委員会の閉会中の継続調査申出書
- 日程第 39 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	岡 部 克 仁 君	２番	渡 邊 哲 君
３番	比野下 文 男 君	４番	加 畑 毅 君
５番	長 田 美喜彦 君	６番	稲 葉 勝 男 君
７番	清 水 清 一 君	８番	漆 田 修 君
９番	齋 藤 要 君	１０番	渡 邊 嘉 郎 君
１１番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	・ 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	橋 本 元 治 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地方創生室長	勝 田 智 史 君
地域整備課長	鈴 木 重 光 君	商工観光課長	齋 藤 重 広 君
町 民 課 長	渡 辺 雅 之 君	健康福祉課長	黒 田 三千弥 君
教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君	生活環境課長	飯 田 満寿雄 君
事 務 局 長		総 務 係 長	山 本 広 樹 君
会 計 管 理 者	鈴 木 豊 美 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大 年 美 文	主 事	齋 藤 貴 成
--------	---------	-----	---------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、平成28年6月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

10番議員 渡 邊 嘉 郎 君

11番議員 横 嶋 隆 二 君

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（稲葉勝男君） 7番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問させていただきます。

まず最初に、生活環境の整備についてお伺いいたします。

南伊豆町は、過疎化の進行とともに荒れ地が多くなって、あるいは住宅も空き家が多くなってきているわけですが、そういうことをかいま見ますに、山間地域の荒廃した畑とか農地や山林道、木が生い茂り等による国道あるいは県道、町道等に生い茂り、車の通行等を心配になるし、また草の生い茂り等もあると。そんなことで、住宅やあるいは農地、休耕田がいっぱい出てきているだろうと思いますけれども、そういうことについての対策も必要なんですけれども、把握をもうしているのか、これからの考え等をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

景観の整備ということは、観光地として非常に重要なことだとは思っております。

また、国・県道については、下田土木事務所による巡視などが月4回程度行われており、町道では2カ月に1回程度のパトロールを実施し、状況把握に努めております。

また、例年7月から11月の間に2回程度の草刈りも業務委託をもって、町道の適正管理を推進しています。

住宅等については、主要道路からの目視による状況観察を実施する程度で、具体的な対策は行っておりませんが、個人所有地でありますので、行政からの対応は非常に難しい状況であります。

また、荒廃農地対策としては、状況調査を実施し現状把握に努めておりますが、権利問題を前提とした広報活動以外に、効果的な対策はないというのが現状であります。

しかしながら、今般、農地法の改正により農地適正化推進委員の方々が選定されることになります。この方々と連携しながら、荒廃農地、いわゆる耕作放棄地の適正利用等も進めてまいりたい、このようにも考えているところであります。

このような中で、現在、町内有志による遊休農地を活かす会など、荒廃農地等の解消に向けた活動が積極的に行われていることでもありますので、このような団体等との連携を図るとともに、森の力再生事業に取り組む事業体などの連携のほか、間伐材などを活用したバイオマス発電なども視野に入れながら、予算化しております道路等の伐採事業費等を活用しながら

ら対応を進めてまいりたい、このように考えております。

加えて、各地区における区長様を初め、冬場の火災予防においても、消防団からの呼びかけなど熱心に取り組んでいただいておりますもので、情報共有に努め、地域と連携した荒廃地対策に取り組んでいきたい、そのように考えている次第です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今、町長に答えていただきましたけれども、対策、あるいは確認はまず目視にしているだけという形を言っていただきましたけれども、住宅や道路、道路は草刈りを行っているという答弁がございました。農地については、遊休農地は草刈りをやりたいというグループもあるとか、あるいは農業委員会の方をお願いしたいという形の答えだと思います。

そうですけれども、農地あるいは森林、森の力も行うと言っておられましたけれども、2つ目になりますけれども、それ以外の宅地やあるいはその一般地、そういうものに対する草刈り等も必要になってくると思うんですけれども、そういうものの把握はどういうふうにしているのか。またあるいは適正管理をどういうふうにさせていただくようお願いしているのか。状況等に対する考え等を町はどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

空き地等の管理については、公共用地の場合は所管する職員による草刈り、除草等の管理を実施しております。

個人所有の空き地に関しましては、先ほども答弁しましたが、地権者の自助努力を促す以外になすすべがありません。そして、高齢化した社会の中でやはり農業離れというか耕作放棄地の放棄という形が非常に進んでいる。これらに対して、今後どのように耕作者をふやしていくか、農地の有効利用していくかということをもっともっと検討していきたい、このように考えております。

また一方で、観光である我が町の景観上の観点から、今後の景観条例制定に向けて景観形成のプラン等に取り組む中、町民が参画する景観づくりの意識づけなど、私有地等の適正管理についても取り組んでまいりたい、このように考えている次第であります。

国等もいろいろ耕作放棄地の管理等に関しては、非常に頭を悩ましていて、一時固定資産税の課税強化とか税率のアップとかという話もあったと思います。そういうことも今後いろいろと考えていかなければならない。やはり個人所有者はただ所有するだけではなく適正管理を所有者に促していく。これは行政がすべきことではないかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今、個人所有の土地について適正管理を行うように、町として行っていきたいという答弁がございましたけれども、個人所有の土地について適正管理を行うように指導していくお考えを今後どういうふうなことを考えていたのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） やはり広報等で耕作放棄地の、いわゆる草刈りとかそういうことを実施してくださいとか、そういうことは当然やっけてきているわけでありまして、それ以外の方法としてどういうふうにするか、議員からも昔ご指摘がありました固定資産税の中に、税の徴収の中に適正な管理をしていただきたいみたいな文書を入れたらいかかというような話もありました。そういうこともさらに検討していきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 一応検討していきたいと伺いましたけれども、これまでは町としていろいろ取り組んでおられると思うんですよ。草刈りやっけてくださいよとか、あるいは農地だけでなく宅地等もやっけてくださいよという形を言っていると思うんですけれども、今、町長言われたように、固定資産税納付通知書の中に、草刈りをお願いしますという形を入れたらどうかという話もありましたけれども、町として、その関係で取り組んでいることがあると思うんですけれども、取り組んでいるものは、もう一回聞きますけれどもありますか。

一応町で取り組んでいるということを言っただけならいいなと思うんですけれども、ふるさと納税で、草刈りをシルバー人材センターで受けているという形があると思います。これホームページを見ますと、墓地の管理とか、あるいは宅地の家の草刈りも行いますよと

いう形で、シルバー人材センターがふるさと納税の金額に応じてやる面積もあるんですけれども、大きい場合は要相談ということになっているわけですが、そういう形でシルバー人材センターにお願いして、ふるさと納税の一環として行っていくという形で言っていたら、それをまた推進していきたいというふうに言っていただけたらいいと思うんですよ。企画調整課なのかどこなのか、建設課なのかわかりませんが、お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

多分、ふるさと納税の中にはシルバー人材センターの草刈り等のプランは入っていると思います。今、議員のご指摘の部分というのは非常に大事なことであらうかと思えますから、今後は町民課のほうの固定資産税の納付書の中に、そういう案内文も入れて送れるように、また努力いたします。検討いたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。そういう形でふるさと納税の関係で、シルバー人材センターが受けているという話を今、ホームページにも出ているわけですが、それについても、やっぱり載っているだけで件数的にはどのくらいあるのか、これからふえていく可能性なのか、いつごろからそれは行っているのか、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

件数的なものは、ちょっと手元に資料がないのであれなんですけど、特別、今のところは、そのメニューで申し込みをされたというのはちょっと聞いてはいないんですけれども、ただ今後も、やはり不在者というのか、かなり多くなりますので、その部分は全面的にどうか推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 一応、そんな形で町外所有者の持っている宅地、土地については、草

刈りはお願いするという形は、やっぱり南伊豆出身者がどうしても土地を持っている人が多
かろうと考えます。そうやって考えたときに、やっぱり適正管理していただけるように、ふ
るさと納税のそこをお願いする形も非常に大事になってくるかなと思いますし、町内に住ん
でいても、家から離れているところの土地については、草刈りは行っていただけないという
形があると思うんです。

その中で、やっぱりふるさと納税を考えたときに、各区でも受け入れるような方策も町で
もまた考えていけたら、地元の方は、地元の草刈りをやるのに人の土地だからやらないよと
いう形もあると思うんですけれども、そういう形で、区でもやる形を町として、メニューと
して区長会等で相談する、あるいは総務課長になると思うんですけれども、そんな形も考え
られるのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議員のご指摘の区のほうでというようなことのご提案だと思いま
す。

なかなか私もそういう発想はできないなと思ひまして、それは少し参考になるなというふ
うには思います。

いずれにいたしましても、法人として事業者登録をしていただかなければならないという
ことがございますので、ボランティアというのとはやはり若干違ふと。その辺も含めて検討
させていただきたいと思ひます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） そんな形でうまい方法を何か考えていきたいなと、皆さんに考えても
らえたらいかがかなと思ひます。

次に、空き家の適正管理に対する考えという形でございますけれども、先ほどから空き地
も多いんですけれども、空き家も多いと。なかなか管理されていないという形もあると。あ
るいは、屋根が崩れてきたとか床が抜けているとかという家もたくさんあるわけですがけれ
ども、そういう空き家に対しての町として調査等は行っているのか。土地とは違って、あそこ
に家があるというのは大体所有者も検討つくし、どこどこの家というのはわかるわけですが
けれども、その辺に対する調査等は行っているのか、今まで。そういうことをまず最初
にお伺ひいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

27年度の予算で空き家の調査の予算を議会のほうからご承認いただいた記憶がございます。そのような中で、空き家の調査というのは実施いたしておるわけであります。

この調査の結果から言いますと、物件所有者は空き家の利活用について余り積極的ではないという傾向が見られます。ということは、いろいろと家財等が家の中にある。特に、仏様とかそういうものがあるということが何かひとつの賃貸とか、そういうことのネックになっているというような話も聞いております。

このため、居住している段階からの当該制度への理解と検討が促進されるような体制づくりを構築していくことが必要あると、このように考えております。

また、物件の付加価値を高めることにより、移住・定住の推進につなげていくことが重要と考えております。

また、放置された倒壊の危険や防犯上から、安全・安心への懸念材料となる空き家が少しでも減少するような、制度づくりについても検討してまいりたいと、そのようにも考えている次第です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） この空き家が減っていくほうがいいわけで、例えば、人が住んでもらうのが一番いいわけでございますけれども、それにつけても、制度をつくるとかと言っていましたけれども、次のほうの質問に絡むものですから、続けて聞きますけれども、空き地、空き家の対策等の適正管理に関する条例制定の考えはどうだろうか。この条例を考えていったらいいんじゃないかなと。県内では3つか4つの市と町でそういう管理条例をつくっていると。全国的でも多数のそういう管理条例等をやって、家を管理してください。またあるいはそれについては、家の周りの草も刈ってくださいよという形の条例等もつくってあるという地区もあると聞いています。

それを考えたときに、やっぱり土地所有者、あるいは家の所有者に対して、家の管理、土地の管理をしていただけるよう義務づける形の条例等も必要になってこようかと考えますけれども、南伊豆町としては、町長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

空き家対策においては、平成27年度に町内の移住・定住を前提とした空き家に対する調査を実施いたしました。

対象となる空き家は39件で、このうち、危険家屋と思われる11物件を除いた28件については、地域整備課が主体となり実態調査を実施しています。

この実態調査が終了した後に、空き家等対策計画を策定し、特定空き家の認定に関する協議会を立ち上げるほか、空き家適正管理に関する条例の整備を予定しております。

また、空き地・空き家等の適正管理においては、火災予防の観点からも下田地区消防組合で定める火災予防条例、物件所有者等の防火義務など規定されていることから、空き地に特化した法整備の必要性などについては、今後検討してまいりたいと思います。

特に、この個人所有でありますもので、それに対する法的手続というのが非常に大変でございます。行政が勝手にやるわけにはいかない、代執行的な形になります。非常にこれは法手続的には面倒というか費用もかかりますし、非常に大変な形になろうかと思えます。

そういうことを考えたときに、果たして、今、法律のほうで、国のほうで公共の福祉と合致した形の所有権の制限というものがあってもいいのかなと、そういう方向性に今後行くのかな、このように考えている次第であります。

ただ、その前段階といたしまして、町といたしましても、この空き家の適正管理に関する条例、こういうものを整備しながら、危険建物、特定空き家というか、そういうものをマークしていく努力はしたいと思えます。ただ財政負担が相当厳しいものになろうかと思えます。以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

考えていきたいという話の中で、定住促進に向けた空き家調査の中で39件の空き家があったという形を、私は聞いたような気がしますけれども、その中で28戸を調査しているという形も聞きましたけれども、それを考えますに、各地区で1戸ずつの空き家ではなくて、各地区で多数の空き家があるわけですね。そういう空き家に対する考えはどう思っているのか。今、定住促進の空き家だけの話だった向きに聞こえましたけれども、草が生えてもう住んでいないとわかっている家については、中の家財があるからという話もありますけれども、

それについての適正管理をお願いするという形を、またうまく考えていかないとまずいのではないかなと思いますので、そこについてのやっぱり条例制定のとき、努力義務、努力規定とか、そういうものが大分必要になってこようかと思います。

町長が言われたのは、撤去とか、あるいは中の管理とか、あるいは草刈りとかを代執行で行うという話を言いましたけれども、そこまでもやってくればなかなか少ないと思うんですよね。例のごみ屋敷が、都会のほうでは代執行をやったというわけですごいニュースになりましたけれども、そこまでのものはなかなか出てこないと思うんですけれども、努力義務規定という、そういう形、あるいはそういうものも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、当然に所有者の適正管理に対する努力義務というのは当たり前のことでありまして、やはり所有者である以上は、所有権を主張する、それに対して公共の福祉に適合した形での所有権の利用というものは、当然必要になろうかと思います。そういう意味で、努力義務ということは条例の中に入れるのは当たり前のこと、このように考えております。

問題は、ただ努力義務だとどうしてもなかなか一歩進まない、そして先ほど代執行と言ったように、やはり費用がかかる。そういうことに対しまして、国の法律の中で、やはりこれは公共の福祉に適合しないような所有権のあり方というか管理の仕方をしている方に関しましては、法律が形成的にこれを、何というんですかね、危険の除去とか、そういうことができるような法律というものをつくっていただきたいというのが、私の思いです。

どちらにしても、所有権を制限するということは非常に重要な人権の問題になりますもので、これは我々がここで一概に議論をして、どうこうということはできない問題だと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

そんな形で、条例制定をされているから草を刈ってくださいよ、あるいは家を管理してく

ださいよという形が、逆に町のほうからも言いやすくなるんだろうと。要するに、それによって少しでも管理されている土地が、家がふえてくれば大分よくなってくる、町の住んでいる人もよくなってこようかと思いますし、観光地として、やっぱり草ぼうぼうの土地を、観光地としてはなかなか言いにくいところが出てくるものですから、とりあえず草刈ってあるだけでも大分観光地として、人も来やすくなるのではないかなと考えますので、そのところをうまく考えて条例制定を早急に考えていただきたいし、今現在もそういう草刈り等をうまくやっていていただきたいと思いますので、それについても、町の指導をお願いしますし、それについてももう一回、町長に決意等をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 景観を整備していくとか、そういうことに関しては、非常に重要なことですもので、条例の制定ということは進めていきたいと思います。できれば、議員、造詣が深いでしょうから議員立法というか、議員からの条例制定を出していただければ、さらに非常にいい形になるのかなと、このようにも考えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

また検討させていただきたいし、私も1回、議員提案の条例を町へ通していただきました、過去に。そういうことがありますから、一応条例を見れば大体見当がつくのかなと思いますから、そういう形で私も考えますし、当局のほうも考えていていただきたいなと思います。

次の質問にまいります。

参議院選挙投票率の向上についてという形で質問させていただきます。

参議院選挙から選挙の関係が、投票に関するものが少し変わってきたという形がございます。ですから、その投票率を向上するための取り組みをどういうふう選挙管理委員会では考えているのかと。南伊豆町は県内でも選挙の投票率は高いほうなんですけれども、さらにこれを向上させるためにも、どのような取り組みを考えておられるのか、選挙管理委員会にお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 選挙管理委員会の事務局としてお答えをさせていただきます。

南伊豆町選挙管理委員会では、本年7月10日に予定をされてございます参議院議員の通常選挙においては、平成27年4月執行の静岡県議会議員選挙から導入してございます期日前移動投票所を8カ所設ける予定でございまして、公共交通網のない吉田地区においては、庁用車による役場庁舎内期日前投票所への送迎を予定しているところでございます。

そのほかでは、街頭啓発や同報無線等での広報、また行政区への回覧及び町ホームページを活用いたしまして、投票率の向上に向けた選挙PRを実施をしております。

今回の参議院議員通常選挙につきましては、18歳以上に選挙権が付与された初めての選挙となりますので、10代の投票率については特に注目が集まることが予想されております。

この選挙をきっかけとして、これまで投票率の低かった若年層の投票率を少しでも上昇させるよう、さらなる広報活動に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

そんな形で投票率はまた上がって、南伊豆町の投票率はまた高かったんですよという形を、新聞等で見れば、一生懸命、町民の方もうれしいのではないかなと考えますので、向上する取り組み、今も言ったようなものをお願いするんですけれども。

今回、移動期日前投票所を4日間行うという話を聞いています。吉田地区は移動で車をお願いするという形を聞きましたけれども、今回の参議院選挙の通常選挙におきまして、新たな移動期日前投票所があったと思うんですけれども、町議会議員選挙のときに移動投票所をやったわけなんですけれども、それから見たときに新たにふえたところはどこどこがあるのか、移動投票所というのは、中木、入間、毛倉野、一條、妻良、天神原、下流、青市という話になっていますけれども、これを見たときに新たなところがどこがあるのか、あるいは減ったところはあるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

6月27日からでございますが、中木、入間、28日には毛倉野、一條、29日には妻良、天神原、30日には下流、青市ということで準備をさせていただいております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君）　ありがとうございます。

約1年前の町議選のときの移動投票所は、たしか6カ所だったと思います。3日間で6カ所。それで、今回石廊崎地区は抜けているんですけども、なぜ石廊崎地区は抜けたのか、あるいは投票率がいいから、そっちの投票所へ行ってもよいにしたのか、それについての考え等は、選挙管理委員会でどう考えてそういうふうな形になったのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

委員の中での話し合いということがございますが、南崎地区につきましては、今回は下流ということで対応させていただきたいということでございます。ですから、南崎の中でも順繰りに回していただくというようなことがいいのではないかとということであるというふうに伺っております。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔7番　清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君）　移動投票所はなかなか毎回できないからという形で順繰りに回したいという形はあると思うんですけども、選挙管理委員会としては、この移動投票所でまだやっていないけれども、選挙管理委員会の中で今後やってみたいという地区が、もしあったけれどもできなかったという形があるのかなのか、そういうことをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

特にここというようなお話は、委員の中からは出てございません。当然、日にちが限られる中で極力投票率を上げたいということもございます。また、高齢化も当然ございますので、そこも含めた中で地区の割り振りについては考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔7番　清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君）　わかりました。

そんな形で移動投票所についてもしっかりやっていただきたいと思います。

それで、2つ目の投票年齢引き下げによる選挙管理委員会の取り組みということでございますけれども、先ほど答弁の中でもありましたけれども、18歳以上のやっぱり最初の投票という形になると思うんですね。それに対しての取り組み、南伊豆町ではないんですが、よそのどこか、都会のほうに行くと、何か物がもらえとか何とかってございました、記念品

等が。そこまでやらなくてもいいのかなと考えますけれども、そういうことも考えられるのではないかなと、少しですね。若い人に対して1回でも2回でも来てもらえるように、それからずっと投票していただけるように選挙に対する、若い人に対する、これから選挙していただくためにも、投票所へ出てきてもらう話を、うまい方策を考えていけたらと思うんですが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

町の選挙管理委員会におきましては、18歳以上に選挙権が付与されることへの対応については、極めて重要であるというふうに考えてございます。

町選挙管理委員会では、昨年12月15日に実施いたしました下田高校南伊豆分校での模擬投票に際しまして、投票資機材を貸与するとともに、模擬投票の様子なども見学をさせていただいたところでございます。

また、本年9月にも模擬授業を実施する予定で調整をしてございます。

高校生といいましても、3年生のまた誕生日前ということ、到達者ということになりますので、一部ということがございますが、この辺のところはぜひ進めていきたいということで調整をしてございます。

また、7月10日に予定されてございます参議院通常選挙においては、若年層の政治への関心や選挙に対する意識向上に向けた取り組みの一例といたしまして、高校生による期日前投票事務への参画なども予定してございまして、現在、学校側との調整を進めているところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

若い人がぜひとも投票に来ていただきたいと。南伊豆町に住所があるんですけれども、大学へ行っていて南伊豆町に住んでいない、住んでいないということ、おかしいんですけれども、住所はあって都会の大学等へ、学校へ通学しているという方もおられると思うんですよ。そういう方もなるべく帰ってきていただくような話を親御さんの方に言っていただけたらまた助かるかなと思いますし、助かるなと思いますが、それに親御さんに対する声かけ等はどのように考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えいたします。

先ほどもご案内のとおり、当然これは18歳以上ということになりまして、国のほうでもかなりのPRをしているところでございます。当然、我が町も同様でございます。ただ附則の部分といいますか、新たに18歳になったというところで18歳から二十歳までの間について、例えば保護者の方に直接何かを働きかけるというようなことは考えてございません。

住民票を置いて町外へおられる方も、議員のおっしゃるとおり、いられると思いますので、その辺はぜひ親御さんのほうからも、そういう働きかけをしていただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） なかなか難しいところだと思うんですけども、投票率向上のために考えていかなければならないところが出てくるんだと思います。

それで、3つ目に期日前投票が時間延長になったと、市町村の選挙管理委員会の判断で投票所が延長できると聞いております。それも、期日前投票の時間、最高で朝6時半から夜の10時までの範囲でできるという話を聞いておりますけれども、この期日前投票の時間延長に関して、南伊豆町の選挙管理委員会としては、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

平成28年6月19日に施行される改正公職選挙法では、期日前投票の弾力的な設定が可能となり、市町村の選挙管理委員会の判断によりまして、開設時刻を午前8時30分から2時間以内の範囲において繰り下げること、また閉鎖時刻を午後8時から2時間以内の範囲内において繰り下げることが可能となります。議員のご指摘のとおりでございます。

本町では、期日前移動投票所の設置でありますとか投票管理者、投票立会人及び事務従事者の方々への負担のほか、期日前投票期間が17日間と長いこと、また延長時間に投票のため来場する選挙人が少ないと見込まれることなどを総合的に勘案をさせていただきまして、導入を見送ることとしてございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 時間延長については、導入を見送るということですから、私の解釈でいきますと、期日前投票は役場でやる場合、朝8時半から夜の8時までというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えいたします。

議員のお見込みのとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

これまでの期日前投票の時間であるから、これまでどおりと同じような形で期日前投票をする方は投票していただきたいという形を出していただければ、時間延長になったからといって夜9時ごろ来られても困るわけですからね、もう開いていないですから。そういうことをうまく町民に知らしめていただくようお願いいたします。

続きまして、3つ目の質問にまいります。

医療、福祉についてでございます。

元共立湊病院跡地での医療、福祉についての町の取り組みはということでお伺いいたします。

行政報告等でも、町長が言っておられましたけれども、これについての医療、福祉への考え等を町長にお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

平成24年5月に、一部事務組合下田メディカルセンターが南伊豆町から下田市に移転し4年が既に経過したわけであります。

かねてより、病院施設の老朽化や敷地内の荒廃が顕著となっていることから、一部事務組合下田メディカルセンターの責任において、病院施設の早期解体撤去及び撤去後の適正管理について、地元首長として申し入れを行ってまいりましたが、依然未利用のまま、解体も行われず放置されている状況であります。

このような状況のもと、町では、地方創生の観点から同組合の了解のもと、当該跡地を活

用した「南伊豆町生涯活躍のまち基本計画」の策定をし、日本版ＣＣＲＣ事業の検討を進めております。

なお、同敷地内にある特別養護老人ホームのみなどの園、介護老人保健施設なぎさ園、及び医療機関みなとクリニックにつきましては、現行のまま存続し、町民の医療・福祉サービスの提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 共立湊病院跡地を活用して行いたいという形の中で、南伊豆町ＣＣＲＣ、南伊豆町生涯活躍のまち基本計画等がございましたけれども、それに関してのことが行政報告で書いてありましたけれども、この生涯活躍のまち推進という形は、町民の皆さんにとってどのような効果が上がってくるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

生涯活躍のまちの基本コンセプトは、健康創造ということでございます。いわゆるがんにならないとか、認知症にならないとかというような3つの目標を定めまして、何しろ健康で生涯を送っていくということがコンセプトで、そして移住してくるアクティブシニアの方たちも、そこを目的に、目標に移住してもらおうと。そして、南伊豆町がいわゆる健康長寿の町ということで、いわゆるヘルスアップに富んだ町という形、住みやすい安心・安全な町、そういうことを考えております。

でき得る限り、そのような中で医療費や介護費が削減できるような方向性というものも、当然含まれております。健康面で関するとそういうことでありますし、またこのＣＣＲＣ事業をやることによって、周辺に経済効果が発生してくる、これも期待していきたいなど。そのような中で、南伊豆町が持続可能な町になっていく、そういうことを目指しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

ＣＣＲＣ事業で南伊豆町民も健康になっていくんだという形だと思います。

それで、この全協で今日、生涯活躍のまちということで南伊豆町民もこういう形で健康になるんだという形を、今、町長答弁されましたけれども、それを考えたときに、どんな内容のものかなと、一生懸命考えていたんですけれども、たまたまホームページを見たら、基本計画とヘルスアップ・ステイ基本計画というのがありまして、読ませていただきました。これ、私はホームページ見るまで、こういう書類はいつもらったっけかなという形で覚えていないんですけれども、こういうものはいつ配っていただけたのか、いつだったのか、覚えていないんですけれども、お教え願いたいのでお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

記憶は定かでないんですけれども、全協でお配りしたような記憶もございます。担当室長からまた答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

基本計画につきましては、ただいま町長が話されたとおり、全協の中で説明を申し上げたという記憶がございますが。よろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 私が覚えていたのには、この1枚ペラのこの資料だけじゃなかったのかなと。こちらのほうについては、もらっていないような気がしたものですから、これをしっかり読ませていただきまして、一生懸命やって、いい町をつくろうという話であるんで、こういう方に関しては、皆さんにわかっていただけたほうがいいかなと考えます。

今になって一応もらったというんだったらもらったと思うんですけれども、なかなか私は記憶が定かでなくて、もらっていないような気がするなと思うんですけれども、もらったことにしまして。私ももらっていない気がするんですけども、どう見ても。一応そういう形でもらったことにしておきます。

これを考えたときに、それ生涯活躍のまちという形で考えたときに、これ読んだときに、見たときに、町民がどこにいるんだという形がなかなか、健康なんだと、あるいは移住した方々については健康に過ごすんだという形で書いてありました。これはいい話だなと思った。だけれども、町民はどこにいるんだと、この計画の中にですね。なかなか含まれてはいない

かなと。町の健康福祉センターとのリンク等もどうなっていくのかというものもありますし、そういうものについての考え等がないと、私も町民に対してどういうふうに説明していいのか、なかなか説明のしづらいところがあるものですから、このＣＣＲＣ事業をやることによって南伊豆町民の健康ヘルスアップ等にどうつながっていくのか、そこをお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、これはアクティブシニアの移住だけを目標じゃなくて、いわゆるＣＣＲＣ事業の中で１つの町、コミュニティをつくっていくという形であります。そういう流れの中で、今、対象地区は共立湊病院跡地でありますけれども、当然湊区のほうも、この事業に参加をあらわして参画をしてくる。当然、町民が参画した形の中で、この事業が進んでいくとは言えます。

それと、昨日の答弁の中で、タニタの話をしたと思いますけれども、この情報発信をすることによりまして、タニタさんから我々もこのまちづくりに参加したいと。何か協力できることはないかというようなお話もありました。いわゆる食育というか、食に関してタニタさんというのは非常に進んでいる会社であると。そういう形の中で、やはり食は健康に通ずるものでありますし、そういういろいろな大きな意味でまちづくりをしていく。

当然、町民をあっち側に置いてというような考えではないということで、健康ヘルスアップも、当然町民が入った中でのヘルスアップであるということでご理解いただければありがたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔７番 清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君） 町民が入っていなければ、やっぱり私も、うーんと言って、町民の方になかなか話ができなかったんですけれども、そこができることによって町民に対して、福祉に関してもよくなってくるよという形を言わないと、湊に住んでいる人ばかり集まって、山のほうの人は全然関係ないんじゃないかという話を言われても、困るものですから。

これからつくる例の健康福祉センターともリンクした形の中でやっていくという形のほうが非常によからうかなと考えます。百人委員会でもやるという話を聞きましたけれども、その百人委員会を絡めた中でも、海岸あるいは山のほうへ住んでいる方も、そのＣＣＲＣをやることによって、あるいは健康福祉センターと両方リンクして、いい健康、あるいは、生涯

活躍のまちをつくりたいんだという形で言っていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、当然健康福祉センター、これは子育てから介護というか老後までを含めた福祉センターでありまして、こういう形の中で、やはり健康福祉センターの中でヘルスアップとかいろいろなことも考えていますし、当然湊地区だけがＣＣＲＣの拠点であるから、そこだけがということじゃなくて、町全体がやはり健康の拠点になっていくというか、拠点づくりというか、いろいろな形を今考えているわけであります。

当然に、そのような中で、議員がおっしゃったように、百人委員会とか、いろいろまだまだ町民の皆様からのご意見をいただきながら、この事業を進めていきたいと、このように考えている次第であります。また、議員のほうからもいろいろご意見があったら担当課のほうにお寄せいただければありがたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

そういう形でうまく町民の方が誰もが喜んでもらえるような事業づくりをしていただきたいなと思います。

それで、2つ目の町民の医療確保、福祉の充実についての取り組み、ほとんど前の質問と似たようなものですがけれども、医療確保について、あるいは福祉の充実について、どう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

先般、新聞報道がありました南伊豆町の高齢化率42.9%、県下で4番目に高齢化率が高い。そしてまた特養の待機者の報道もありました。必要性の高い人は南伊豆町で19人、賀茂圏域で97人の必要の高い人たちがいられるということも、非常にまだまだこの賀茂圏域を含め南伊豆町は医療、福祉の後進的なところがあるなど、このように考えております。

そういう中で、本町で高齢化が進行する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する、認知症高齢者の増加、介護者の高齢化など、高齢者を取り巻く課題は多様化してきているというのは、本当に難しい問題でありまして、高齢者を支える体制づくりというのは、これは急務であろう、このように思っております。

そこで、特別養護老人ホームの待機者の解消を目的とした、先ほどの南伊豆町は、特に必要の高い人が19人いる。東京の杉並区との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備を進めるこの中で、大体南伊豆町というか賀茂圏域で使えるベッド数が40床ということになっていると思います。そういう形も1つの解消に向かっての形だと思います。

これ平成30年の1月に開所を目指しておりますが、施設内には短期入所が10床、そして通所介護事業所、居宅介護事業所、地域交流スペース等を整備し、在宅サービスの充実も図ってまいりたい、地域包括ケア的な形も進めていくということでございます。

また、この敷地内に、先ほどから話も出ております健康福祉センターを併設し、健康、福祉、子育ての支援を推進する拠点施設とするほか、介護予防、在宅医療介護連携、認知症対策等を推進し、先ほども言いました地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりたい、このように思っているわけです。

医療関係の整備につきましては、町内で入院できる医療機関がなく、整形外科、産婦人科などの特定診療科においても、近隣市町への受診を余儀なくされておりますので、賀茂圏域唯一の公立病院である下田メディカルセンターの2次救急機能の充実に努めるとともに、地域医療体制の確立に向けては、静岡県及び賀茂圏域自治体との連携強化をもって、ドクターヘリによる24時間対応の3次救急体制の構築及び周産期医療の確保に向けた体制整備の充実に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） いろいろありがとうございます。

特別養護老人ホームについても、賀茂郡、南伊豆、こういうことをやって待機者が減る可能性が非常に高いよという話を今言っていただきましたけれども、その中でいいものをきっちりつくっていただきたいし、また医療については、南伊豆町内に入院できる医療機関がないという形になっていますから、それをうまく考えていっていただきたいと思います。

それで、先ほど聞き忘れたんですけれども、2日、3日前でしたかね、C C R C、あるい

は定住促進のまちづくりで、国のほうから7カ所指定されたという形が新聞に載っております。それについて考えますに、じゃ南伊豆は載っていなかったのか、何で載っていないんだろうというときに、私もわからないということを考えたんですけども、病院がないから国から指定されなかったのかなという推測もできちゃうんですけども、この国からのC C R C事業の關係に地域指定が南伊豆町が指定されなかったというのは、どういう絡みだったんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

今、その報道をちょっと私のほうで把握しておりません。

担当課長に報告させます。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えをいたします。

議員の申されておりました7団体、こちらはこの地方創生にかかわる事業の先駆的な団体、今時点で先行している団体が指定されたということでありまして、まだうちの南伊豆町については、その域まで達していないということであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

選考に追いつくように、国の指定を受けるという形で、何課だか忘れちゃったけれども、そういう形で、そこの指定を受けるという形を今取り組んでいるという形で、指定を受けるために書類等はいつごろ出されたのか、あるいは出してあるのか、大体見込み等はあったらお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） それに直接した取り組みではございませんが、昨年度、生涯活躍のまち基本計画というのを3月にでき上がりまして、本年度につきましては、加速化交付金、こちらを使いまして、事業計画のほうに移ってまいります。その中では先ほど来お話がある共立湊病院跡地の拠点施設の詳細な整備についての計画を盛り込んでまいります。

当然のことながら、地域住民、湊地区だけではなく南伊豆町全体を巻き込んだ機能、学び

の場ですとか遊べる場、あと教育、働く拠点、そういったところをいろいろと盛り込んだ事業計画を今、生涯活躍まち推進協議会の中で検討しているところであります。

今後、百人委員等々を通じまして、住民の皆様の声を拾い上げるとともに、大学の先生方を初めとする有識者の意見も取り入れながら、よりよい事業計画が策定できるように推進してまいろうと考えている。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

今、行政報告の中で、国の認定を受けながらという形が書いてあります。生涯活躍のまち推進について事業計画として国の認定を受けながらという形で書いてあります。だから、国の認定はいつごろもらえるのかなと、そこをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

その先ほども申し上げました事業計画というのが、今、議員がおっしゃる、要は地域再生法に基づく認定ということであろうかと思います。それに基づきます交付金を今後受けてまいるということになります。

あともう一つは、生涯活躍のまちのほうで、形成事業計画というのがあります。そちらについては、さまざまな法的な、介護でありますとか、いろいろな法的なものの規制緩和を、その提出で受けていくと。

時期につきましては、この事業計画が完成する3月ごろを予定しています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

いいものをつくっていただきたいと思います。

それで、町民の皆さんがよくなればいいことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 渡 邊 哲 君

○議長（稲葉勝男君） 2番議員、渡邊哲君の質問を許可します。

渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

・本町長は、25年5月15日に初登庁されて、そのとき、職員の皆さんに就任の挨拶というのを行っております。その中のいろいろな課題を職員の皆さんに投げかけているんですが、それはまた町民の皆さんへの約束でもあると私は考えております。

そういった中で、任期3年が既に過ぎております。そして残りの1年、本年度は最後の締めくくりの1年でございます。3年間の自己評価と最後の1年の町長の締めくくりの意気込みといたしますか、1年どう取り組んでいくのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

町長就任時の挨拶の文章を読み返してみました。いろいろなことを言っているなと思っております。

議員が言われるように、選挙後初登庁からもう3年が経過いたしました。就任式に際しましては、少子高齢化による人口減少時代に向けて、次世代に引き継げるまちづくりを進めていく中で、町民参加型町政の行政運営を推進し、町長選で掲げた私のスローガンであります「21世紀、わたしたちの住む町、あなたと造るまち」についてを提唱をいたしました。

具体的な政策課題については、健康福祉センターの建設を目指し、高齢者等の健康維持、育児支援及びボランティアの育成等を掲げました。

また、石廊崎を伊豆半島の観光のメッカに再生するために、岩崎産業との訴訟問題がもう終盤に入りました。これも早く解決するということで、民間活力による観光の活性化に加えて、経済の活性化及び雇用創出に向けた吉祥町有地などの利活用のほかに、東京都杉並区との特別養護老人ホームの建設を、全国のモデルケースとするために連携していくことなども提起させていただいたと思っております。

議員のご指摘でございますように、これらは町民に対する約束でございます。常に町民を行政の中心としてミニ集会を重ねつつ、職員とともに力を合わせながら、政策課題の早期解決に向けて着実に取り組んできたと今、思料しているところでございます。

今後においても、「町民の町民による町民のための政治」を念頭に、町民の皆さんの負託にしっかりと応えできる町政運営に努めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔２番 渡邊 哲君登壇〕

○２番（渡邊 哲君） 私も、この就任の挨拶文を持っておりまして、町長、このとおりに真面目にやっているのかなと、いつもこれを見て。

その中で、特に町の職員の皆さんに、職員の皆様は、公務員であり、町民の奉仕者であり、公僕であることを常に忘れないでほしい。主権者は町民であり、公共の福祉を考えながら柔軟な行政運営に心がけてほしい。それと最後に、自分たちの給料は自分たちの努力で上げる。給料を上げても、町民から不満の出ないまちづくりをしましょうと、こう結んでおります。

町長、この辺はいかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議員のおっしゃるとおり、私は就任の挨拶で述べました。公務員の心構え、公共の福祉とは何か、ここをよく考えて行動してほしい、自分の仕事をしてほしいということです。

それともう一つは、給料の問題ですけれども、何しろ南伊豆町の職員の給料というのは、自慢のできる金額ではございません。ぜひこれは町を、経済を活性化して給与を上げていく、町民所得自体が、静岡県の中でも恥ずかしながら一番下である。これはもう本当に恥ずかし

い話と言ってもいいんじゃないかと思います。

そういう意味で、我々がもっと経済活性化とかいろいろなことを言うわけでありますから、この経済を活性化して、そして当然民間の所得が上がっていく。その中で、職員の給料も上がっていく。こういうまちづくりをしたいなということから、職員に自分たちの給料は自分たちの努力で上げる。そして、給料が上がっても、町民から不満が出ない。町民所得のほう当然上であるぞ、そういうようなまちづくりができればいいわけ、そのように思ってこれを述べました。

今まだまだ道半ばでありまして、給与を上げるような状況まで行っていないことは事実です。これからそのことに向けて努力をしていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 4年の任期というのは早いもので、残り1年となりました。いろいろ町長が努力する姿は見えているんですが、まだ形はできておりません。やっぱり我々といたしまして、形になって初めてやったと、そういう感覚を持っていますよね。形になる前にどうなるかわかりませんから。

だから、まだ・本町長1期目じゃないかという声もありますけれども、スピーディをモットーですから。それで、この1年間、締めくくりとして、じゃどういう気持ちでこの1年間に取り組むか、改めてお聞かせください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

いろいろなこの3年間の間に、事業に着手してまいりました。石廊崎の問題、杉並区との特別養護老人ホームの問題、健康福祉センターの問題、再生可能エネルギーの問題、そして今年度に入りまして光ファイバの問題、いろいろと事業に着手をしているわけであります。

ただ議員がおっしゃるとおり、これらの事業がまだ完成した形になっているものはありません。

ただ特別養護老人ホーム、健康福祉センターに関しましては、平成30年1月、2月の開設ということで大体めどがついたなど、このように思っております。それと、石廊崎の問題も実施設計に入って、ある程度今度は事業計画、事業を実施していく段階に入ってきた。そし

てまた、再生可能エネルギーのほうも着々と進んでいる。これは事業期間が非常に長いスパンで、例えば10年とかという感じで考えるわけですが、今のところ着実にこれも進めている。このように考えております。

これからの1年も、これらの事業をさらに着実に進めていく、このような決意で今いるところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 30年1月といいますと、任期は切れていますね。それはこっちに置いておいて。

やっぱりこのみんなで走ろうというときに、町長ですね、裸の王様にされては、これは絶対いけないわけです。

それで、副町長にお伺いします。副町長は、町長の女房役ということで、いろいろ欠点もあるでしょうから、ちゃんとはっきりと物を言って助けていただいていますか、副町長。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

その欠点あるなしはちょっとこっちへ置きまして、お答えいたします。

先ほど町長が申し上げましたように、町民参加型町政というのを全面的に押し出して、私としては、その外堀というかバックグラウンドをどうやってつくっていくのかなというふうにずっと考えていました。

まず最初、町長に指示されたのは、町民参加とかまちづくり基本条例をつくろうということだったんですが、ちょっと待っててくださいと。条例つくって魂ないじゃどうしようもないので、それは4年目の完成の時期にしましょうという中で、住民参加協働条例をつくって、まず外堀を埋めつつ、ワークショップですが、プロジェクトの要綱をつくり、34地区に各職員を配置する職員の地区担当制度をつくったりとか、ということで、外堀はほぼ埋めたつもりでおります。

その中で、町長がいつでもどこでもミニ集会等で生の声を集めてきてくれる。それを施策に反映していくというようなシステムができた、私は思っております。

ですが、今回議会でも大分話題になっていますその地方創生の関係で、ちょっと今年中にまちづくり基本条例が完成できるか、ちょっと日程的に不安があるんですが、まちづくり基

本条例も地方創生という大きな枠の中でやはり考えていかなければならない。それこそ何十年、何百年、何十年かに一遍の大きな改革の時期ですので、そういったことで、・本町長の4年目にはなかなかその建物ができたとか、ジャングルが完成したとかという形はできませんが、システムのにも、政策的にも、土壌を整備して種をまいて芽が出てきて、さあいよいよ水をくれて果実を収穫する時期に向かっていこうという時期であると。その4年目がその時期であるというふうに、私は認識しているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 先ほど職員の皆様に、就任の挨拶で訓示といたしますか、これは、このことに対しては、役場内の統括である総務課長にちょっとお伺いをいたしまして、町長の意を酌まれて、じゃ職員はどうだったのかお答えをお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

当然、これは職員については、町長の就任当初の訓示もございます。襟を正して公務員として、しっかりと町民の皆様に対応してくれたということは当然のことだというふうに思います。

また、掲げておられます政策について、当然これは町長は選ばれた方ですので、職員一丸となって、その施策に対して対応をしていくんだということで日夜努力といたしますか、邁進をさせていただいているところだというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 副町長、それから総務課長、並びにここにおられる課長、係長の皆さん、町長がいいのか悪いのか知りませんが、大変心強く我々は思っております。今後とも最後の1年間で締めくくっていただきますから、ぜひとも町長が、何といたしますか、とりあえず4年間1期目を終われるようによろしくお願いをして、1番目の質問は終わらせていただきます。

次に、南伊豆町まち・ひと・しごと創生戦略会議の中にいろいろと、これはすばらしい計画が載っておりました。でも、その中で、やっぱり全てはできないから優先順位ありきかな

という考えも持つわけでございますけれども、特に、長年の懸案であるバス対策、それから重なりますけれども石廊崎問題。

それで、このバスについては、この書類の中にもありましたけれども、5,400万余の補助が出ていますよね。だから、これ決して東海バスの従業員の皆さんの生活を苦しめるような施策はいけないと思うんですが、やっぱり我々が町民として見ていて、空のバスを走らせる必要があるのかと、そういう思いはするわけでございます。だから例えば、空の路線はバスを小さくするとか、いろいろな対策があると思うんですが、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

過疎バス、路線バスの関係は、この対策会議が始まったのが、ちょうど私が議員になったときだったと思います。平成10年7月、南伊豆町路線バス問題対策協議会が発足しました。そのときに、ここにいられる齋藤要議員と私が委員になった覚えがございます。その中でいろいろと議論をしてきました。

そして、18年の経過があったわけですが、なかなかいい打つ手がない。一時は自主運営でやろうじゃないかなんていう議論もありました。そして、当時の春野町などに視察に行った記憶もございます。ただ春野町なんかの場合は、路線がうちのほうに三十何系統っていうのじゃなくて1系統だけで上から下へ走ればいい。だから、そういう意味で町営の路線バスを運行することができるというようなこともありました。

そのような中で、いろいろと議論をしてきたわけですが、今もうこの路線バスに関しては、いろいろと国からの指導もありまして対策をしているところであります。自家用有償運転とか、今後、いろいろ考えていかなければならないと思います。

議員のまち・ひと・しごと創生総合戦略に対する全体的な答弁をさせていただきたいと思っております。

南伊豆町まち・ひと・しごと総合戦略については、参画いただいた住民の皆さんのご協力により、昨年度末までに策定することができました。

統計的に見込まれる人口減少を施策的に食い止めるために、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、次世代を担う子供たちを育む地域社会をつくる」など、5つの基本目標を掲げたところであります。

現在、この戦略書に基づき6つのプロジェクトからなるアクションプランが稼働中で、この中核をなすものが湊地区において展開する南伊豆町版C C R Cとなりますが、これらについては、国から地方創生交付金の追加分による南伊豆町生涯活躍のまち基本計画を推進しつつ、本年度末には、当該事業を実施する事業体を決定していきたい、このように思っております。

先ほどからも言われているバス対であります。バス対策及び地域公共交通の利便性の向上については、総合戦略にも盛り込まれております。現状においても、交通事業者に対して、議員がおっしゃるとおり、年間約6,000万に近い補助金を支出し、採算性の低い、いわゆる過疎バスの運営、運行維持に努めております。

南伊豆町、先ほど話しました路線バス問題対策協議会の発足は、平成10年7月1日でありますので、おおよそ20年余りが経過をいたしました。

当時は、町の人口が1万人を割り込んで、この状況の中で公共交通の維持、存続の重要性が問われ、切実な問題としてクローズアップされ始めた時期であったと記憶しています。

本年度からの取り組みとしては、当該補助金については5,450万円とし、例年より500万円ほど減額いたしましたが、これは路線規模の縮小に伴うものであり、また公共交通会議の委員構成については、新たにタクシー運営事業者を加えることなどの変更も行いました。

さらに、今年度から3年間、株式会社日産自動車から公共交通路線網未整備区域の解消をめどに、電気自動車の無償貸与を受けることができましたので、本年7月から地区を選定し乗り合い試験の運行を予定しております。

この試行による町民からのご意見等を集約した中で、人口規模、財政規模に適応した地域交通網の整備に向けて取り組んでまいりたい、このように思っております。

それと、石廊崎ジャングルパーク跡地の再開発事業については、設計事業者として株式会社ウインディーネットワークを選定し、自然公園法、文化財保護法等の各種法律との整合性を図りつつ、園地内の基本設計作成における最終調整を行っているところであります。

また、地区要望等も踏まえ、石廊崎を母体とする新たな運営団体を組織化することから、基本設計の作成過程においても、同地区代表の方々にもご参画をいただいているところであります。

当該園地管理については、29ヘクタールを超える広大な敷地面積であることから、かなりの雇用が発生することが期待され、関連事業等による収益なども見込んでおります。

このようなことから、数年後には経営の安定化が図られ、町からの財政支援などが必要と

しないような形の健全経営ができるようにしていきたい、このように思っておるわけであり
ます。

さらに、石廊崎は伊豆半島ジオパークのかなめの地であることから、あいあい岬に続く石
廊崎ジオパークビジターセンターの事業化なども検討しながら、観光協会を含めた観光事業
者等ととの連携強化・事業参画をもって、名勝石廊崎を起点とした半島全体の活性化を取り
戻すよう取り組んでまいりたい、そのように考えている次第でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 実はその次に、町政のかなめである石廊崎と質問する予定でございま
したけれども、さきに答弁をいただきまして。それでは、石廊崎の問題はもう答弁をいただ
きました。

それで、私はあるとき、県の方とお話をする機会がございまして、石廊崎というのは、国
立公園であって何かいろいろなしごらみがあるそうですねと聞いたんですよ。そしたら、そ
の方は、それは大丈夫です。南伊豆町が基本的な方針をしっかりと出せばいかようにもなりま
すよと言っていました。その辺はいかがですか、町長。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

いかようにもなるというのは、非常に難しいんじゃないかと。自然公園とか伊豆西南公園
の規制は相当厳しいものがございます。

ワークショップをやってきたわけでありましてけれども、そのときに千葉大学の女性の教授
の方でしたけれども、非常に文化財とか、この自然公園、こういうことに造詣の深い先生で
した。その先生の話の中から、非常に環境省等、文化庁等を説得するのは難しい、自然の形
態を変えていくというのは非常に難しいというお話をいただきました。

ただ今、私たちが感触として得ているのは景観を整備していく。これに関しては、この景
観は国民の財産であると。石廊崎のあの今の状況は、国民の財産価値をなくしている、この
ように考えていいんじゃないかと。そういう感じの中で、環境省のほうは景観を国民の財産
として、それを適正に管理することに関しては、規制を緩めてくれるのではないかと。

ただ自然の植生とか、そういうものを極端に変えるということに関しては、やはり環境省

としては、文化庁としては、これはだめだというような話を聞いております。

そういう流れの中で、やはり今、石廊崎の開発を進めているわけですが、やはり自然を生かした形、芝生を植えること一つについても、野芝じゃないとだめだとか、こういう制限があります。非常にその辺を十分環境省、文化庁と検討しながら進めていくつもりであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） いかようになるは、県の高官が言った話ですから。

それで、やっぱり国立公園というのは、その地球に住んでいる、日本国、狭めて言えば、住んでいる皆さんの財産であると。先ほど町長が言ったように、景観の保全、悪くしなければいいと書いてありますよね。簡単じゃないですか、悪くなければいいんだもの。それはそれとしておいてですね。

とにかく石廊崎問題もう長いですから。とにかくできることからやると言っていますけれども、まだもう6月ですよ。まだできていません。やっぱりこうちょっと動いた。いいですよ、道路掘っただけでも。それを見せてもらわないと、スピーディな行政面のルート調整になりませんから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、いきなり石廊崎へ行っちゃったもので、バス対策、やっぱり高齢者にしてみれば、もう本当の足、免許も返さなければならぬ高齢者がいっぱいいますので、ぜひともまた路線が少なくて何の役にも立っていないので、1日に1本だ、2本だ、ぜひよろしくお願ひいたします。

続けて、じゃ3番目、今年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられまして、それで全国で240万、それで南伊豆町で104人だったかな、4月1日現在で。

そういった中で、特にこの地区にいるという高校生あたりは多いんじゃないかと思うんですが、やっぱりより高校生が政治に興味を持つようになる。今までもいろいろな面で、我が町には南伊豆分校がありますので、行政側もその連携を深めて常時いろいろやっていることはわかっておりますが、その興味を持つ、今まで以上に興味を持つわけでございますから、その中でもっともっと連携を深めた中で、やがてはUターン、Uターンにつながるような取り組みをより強化していただきたい、そんなふうに思っております。

それであと、できれば静岡県立南伊豆高等学校と、こういうことになれば、大変こう何と

いいですかね、いい話かなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか、町長。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

参議院通常選挙に関する質問に関しましては、選挙管理委員会事務局から答弁させます。

また、分校の本校化については、まだ選挙管理委員会の答弁の後に答弁させていただきま
す。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

先ほど清水議員への答弁と重複をする形になりますが、18歳以上に選挙権が付与されるこ
とへの対応につきましては、極めて重要であると考えてございます。

町選挙管理委員会では、昨年12月15日に実施をいたしました下田高校南伊豆分校での模擬
投票につきましては、見学等もさせていただいた中で対応してまいりました。

とりわけ、若年層の選挙に対する意識向上に向けた取り組みとしては、期日前投票所事務、
こちらのほうに高校生を入れ、事務をとっていただこうというようなことも計画をいたしま
して、学校側との調整も現在進めてございます。何とか18歳から20歳、若年層の投票率を上
げたいということで対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

18歳の選挙権とか、いろいろな問題、最終的には政治的無関心という言葉がよく使われる
わけですが、それは18歳に限らず、町民全員に言えることで。この政治的無関心をや
はり政治に興味を持ってもらう施策、これは当然していききたいなと。そういう中で、私の要
望している町民参加型の町政、全員が参加してくるような町政運営ができれば理想的だと思
います。

そして、議員がおっしゃる南伊豆分校の本校化、これは非常に私、進めていきたいと思
っています。今、本校のほうの下田高校でございますけれども、やはり進学校ということで、
聞いたところによりますと、何か学力が落ちてきているというような話も聞いております。
本当にそんなに進学校ばかりが必要なのかと。賀茂圏域の中に稲取高校、松崎高校、下田高

校あるわけですがけれども、みんな進学校であると。僕はもっと専門学校、実業学校というか、そういうものがあってもいい。

それで、南伊豆分校は農業の専門学校であると。この農業の専門学校をもっともっと拡大していく。その中には、県知事にも話したことがあるんですけども、できれば介護の専門の科があるとか、林業の科があるとか、できれば漁業の科があるとか、そういういわゆる職業に直接結びつくような形の高校にできていけるといいなと。皆さんと一緒に、これは運動していければありがたいなと思っております。

それと過日、テレビ放映されたわけでありましてけれども、南伊豆分校の子供たちは、非常にこの地元への定着率がいいという放映がされました。郷土愛、大地豊穰というのが、分校のいわゆる校是というんですか、校訓であります。その大地豊穰を本当に体現したような形で、分校の子供たちは育っている、非常にいい教育が行われているなと思っております。そのことに関しまして、県知事、県なんかも非常にこのことを認識していると思っております。

また後日、教育長を囲む教育に関する懇談会がございます。そういう場で、また教育長にも、この件を訴えていきたい。何とか本校化してもっともっと充実した、幾つもの科のある専門校にできていければという感じを持っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 町長が言うように、やっぱり南伊豆町というと、野球にしても、これと、それをつけて都会へ出て行って、物すごいこの南伊豆のアピールだと思うんですよ。あるいは本校は何とつけてあるか知りませんが。やっぱり南伊豆はすばらしいと思いますもんでね、それを強力に推進をしていただいて、そして定着率がいいという話がありましたから。ということになれば、企業も来ますよ、就職する人がいるんだから。いいことづくめで、とってもいいことだと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議員、よろしくお願いしますは困るんです。やっぱり皆さんと一緒に闘っていきましようという姿勢がないと、非常に大きな問題です。このいわゆる南伊豆分校を南伊豆高校という本校化するというのは、県の事業でありますし、これは非常に重要な大

きな問題で、議員一体となって、町民一体となって闘っていかなければ非常に難しい。

北海道には海士町というところがありますけれども、海士町よりは高校留学があるとか、すばらしい高校がある。そして、北海道にも村立の高校があると聞いています。そういうことも含めて、町立の高校というわけにはいかないと思いますもので、財政的に。やはり県のお力をかりながら、この南伊豆分校をすばらしい高校にしていくのは、議員の皆さん、そして町民の皆さんと一体となって進めていきたいと思いますもので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） それじゃ、一緒に頑張りましょう。

それでは、最後の質問に移ります。

町長もご存じだと思うんですが、過日、南伊豆町ボランティアガイド協会の石切り丁場の内覧会に参加をしましてまいりました。地元であります、そのすばらしさをなかなか68年間、把握をしていませんで、地元の区民としてはちょっと恥ずかしいような気持だったんですが、そのボランティアガイド協会が、新しい観光資源として今とても注目をしております。

そしてなおかつ、上賀茂にあるその石切り丁場は、道路から数十メートルで入れますので、近くにも敷根にあったり、松崎にあったりしますが、それで加納にもありますよね。あそこはやっぱり遠いんですね、現場までが。それで道なき道を歩くようなところで。ですから、そして町長も中へ入ったみたいだからわかると思いますけれども、切った石がまだ置いてあるんですね、すぐ持ってこれるような石が。それで、例えば特にこの地区の石は軟らかいということで造作ができる。表札をつくったり、水盤のぼんをつくったり、いろいろできる。それでなおかつ、透明度の高い湖、あれで何か養殖ができないもんかなと、多分できないと思いますけど。

だから、いろいろ考えたりもしますので、そしてこの間、3回目やったときにジオパークの職員が2名一緒に入ったそうです。だから、これはまた新しい資源としてボランティアガイド協会が頑張っておりますので、ぜひ町のほうも協力をしてあげていただきたい、そう思いますので、どうでしょうか、町長。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

観光振興において、観光資源の発見や掘り起こし、既存資源の再整備などを効果的に情報発信することで、さまざまな季節や目的による来訪客の獲得が見込めるのではないかと思料しているところであります。

上賀茂地内にある丁場についても、荘厳といひましようか、圧倒される空間と石材の切り出しに用いた機械類や切り出された石材が残っているなど、さまざまな当時をしのばせる魅力的な資源であろうかと思われまします。

また、このことは先般、新聞でも報道されておりましたが、民間団体の呼びかけによる見学者の盛況ぶりにおいても見てとれるわけでありまします。

一方で、当該地は個人の所有地であるため、常時開放や安全対策面においても、地権者の同意または調整等が想定されまします。

また、事業者に対する公的支援を行う場合は、当該事業者の危機管理体制や保障能力などを含めた細部調査も必要と思われ、一般的な観光資源として直ちに活用可能なのか、より詳細な調査、検討が必要であると考えておりました。

私も、過日、ボランティア協会の十何名の方々と石切り丁場に行つてまいりました。やはりすごいなと、そして伊豆石というのは非常にきれいなですね。例えば、風呂場に使つたりとか、そういうことにするわけですがけれども、非常にきれいな石であります。資源として使うのは非常に難しい部分があろうかと思ひましますが、今、議員が言われたような形でお土産物にするとか、名札にするとかという形であるなら、表札にするとかという形であるなら可能なこともあろうかなと思ひまします。そういうことも含めて検討をしていきたいと思ひまします。

また、その丁場の水というものは、非常に澄んでいてきれいなです。私も子供のころは丁場の水を飲んで育ちました。だから、そういう意味でも、あの水がまた何かに使えればいいなと思ひましますが、あれは何十年かけて雨水がとか、たまつてきたきたものだと思いますから、使い出すと枯渇するかなという感じもします、大量に使うと。

そういうことも含めて、ボランティア協会、また町も協力しながら何か利活用の方法はなにかということを考えていきたいと思ひまします。また、加納の丁場でありましますが、ここで「精霊の守り人」というドラマの撮影が行われるというような話も聞いておりました。いろいろな活用方法はあろうかと思ひましますから、また議員の皆様方からもこういう活用方法はどうかというようなご意見がありましたらいただければありがたいなと、このように思つておりました。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） 二十幾日か忘れましたけれどもね。ボランティアガイド協会の総会があつて、私は出席しますので、町が大変乗り気だと報告をさせていただいてもよろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 観光資源として使うとなると、まだまだ整備が必要である、大部の財源が必要になるということがありますもので、そのいわゆる私も行ったときに、いや危険だな、危ないなという場所が大分ありました。いわゆる水のたまったところがあつたりとか、あそこへ落ちた場合にどうなるんだろうとか、そういうことに対する、やはり一般の人を入れてそういう事故があるということは、非常に困るわけでありまして、マニアの人たち、そのことに対して自己責任がとれる人たち、そういう人たちを対象に初めはやっていくというのがいいんじゃないかと。

最終的にはあそこに十分な安全の整備をかけてやるとなると、財源的に相当のお金が必要になりますし、また民間事業者がやってくだされば一番いいわけですがけれども。そういうことも検討しながら、あの丁場のあり方というものは考えていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君。

〔2番 渡邊 哲君登壇〕

○2番（渡邊 哲君） いろいろと質問をさせていただきましたけれども、とにかく最後の1年間でございます、町長。それをしかとして締めくくって頑張ってもらいたい、そう思っております。終わります。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊哲君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（稲葉勝男君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、通告書に従い、私は南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず最初に、各種施策と地域経済の振興という課題であります。

6月1日に通常国会が閉会をして、安倍首相は、消費税の増税を延期をしました。それまでいろいろ取り沙汰されていた衆議院の解散総選挙を回避されて参議院選挙1本になったわけですが、消費税増税はこれを取りやめたことではなくて延期ということであり、これは背景に、この間大企業には法人税の減税が4兆円もされて3年連続で史上最高益を上げ、内部留保も300兆円になる一方で、国民は消費税の8%への増税によって8兆円の負担増がなされてきました。労働者の実質賃金は5年連続でマイナス、そして個人消費は戦後初めて2年連続でマイナスを来しました。

これは諸外国と比べても異例で、この20年間の間にアメリカが労働者の実質賃金は200%、ヨーロッパ、フランス、イギリスでも同様であります。極めて日本の経済状態が異常な状態に陥っているということであります。アベノミクスの失政と言われてもいい状態であります。

こうしたもとで、南伊豆町内でも、毎年の賀詞交歓会で、アベノミクスの影響が、恩恵が来ていないという声が、誰しもが共通の認識であります。こうした中で、この地域経済を活性化していく町の役割、この間、・本町政が誕生して3年たちますけれども、各種の大型事業に取りかかっております。こうしたことと地域経済のかかわり、どのように展望して、町民の皆さんを鼓舞し、また町民の皆さんに安心を与える展望を指し示そうとしているのか。この点を改めて伺いたいというふうに思います。

まず第1の地熱発電計画とのかかわり、それとの現在の課題について伺います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

地熱資源等の利活用の調査事業については、本年で3年目に入ります。

本年度の地熱開発理解促進関連事業については、南野川流域に想定される調査井掘削地点の近隣の方々を対象に説明会を予定しているので、経済産業省との補助金申請書に係る細部についての最終調整を行っております。

地熱資源開発調査事業につきましては、JOGMECとの間で補助金申請についての細部調整を進めており、補助事業の採択に向け、施策の技術的手法の妥当性や、静岡県環境審議会等の条件をクリアすることなどが求められております。

現時点では、技術的手法はクリアしており、県の環境審議会温泉部会が7月末に開催されることから、申請許可に向けて所管する県健康福祉部との調整を進めているところでございます。

当該温泉部会では、地域的了解が問われることなどから、6月中に開催される町温泉組合総会をもって、ご審議をいただくことになっております。

今回の掘削調査の最大の目的は、地下に2,000キロワット級の発電所建設に必要な200度以上の熱源が存在するかどうかを確認することであり、仮に、熱源が確認できれば、次の年には1年程度の長期スパンによる噴気試験を試み、あわせて周りの源泉に影響がないことを最終的に確認できれば、さらにその次年度以降には民間事業者との連携も視野に入れながら、発電所建設に向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、地熱発電開発の経過、この間のプロセスに答えていただきましたけれども、いわゆるこの間、地熱発電に関して質問を繰り返してまいりましたけれども、2,000キロワット級の地熱発電開発を目標にするということで今3年目に入っているわけですが、いわゆる経済的な効果、ペイ投資効果に関しては、どういうふうに見ておられるか。

この間、地熱発電だけでなく理解促進の中で地熱を活用した、そのほかの事業についても言及されてきましたが、これらの町内への経済効果、どのような試算、目標を持ってお

られるのか、その点について答えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

地熱開発をすることにより、いわゆるエネルギーの地産地消、そして周辺産業、いわゆるNECが今やっておりますアジの養殖とか、そういう周辺産業への波及効果等が考えられると思います。

詳しいことにつきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

地熱発電所の件につきましては、現在2,000キロワット級の建設を目指しているところでございますけれども、これにつきましては、使用世帯数でいいますと、一般家庭で約4,000世帯分ということになってまいります。そうしますと、町内の世帯数、戸数が3,900世帯カウントでございますので、おおよその全体を網羅、カバーすることができると考えております。

ただ、ベース電源といたしますためには、やはりバックアップが必要になりますので、2,000キロワット級1つでは足りないということになりますので、加えまして、バイオマス発電、木質発電といったようなことも考えていかないとちょっと厳しい状況にはなります。

また、国の買い取り制度、FITを活用できる期間が15年程度はございますので、初期投資を償還するためには、当面の間につきましてはFITの活用、そして順を追って地産地消の段階に入っていくという形になってこようかと思っております。

あと周辺への波及効果でございますけれども、養殖等に使えないかということと、現状ですと調査候補地点が南野川の流域に絞られてきているところもございまして、特になんですが、その後の発電所の冷却熱等を利用するエリアというのが、基本的には近いところからパイプラインを通してということになってこようかと思っております。

そうしますと、短絡的過ぎるかもしれませんが、南野川流域の谷の路線価であったり財産価値、そういったものも上がってくるというところを今後の経済指標として数えていきたい、こう考えているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） 今、町内4,000世帯全体をカバーするとか、補助電源ということを言われましたけれども、全体の事業費総額、もしこれを建設した場合どのぐらいになるのか、その点。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

2,000キロワット級で20億から25億円前後、そしてそれ以上のものになってきますと50億円前後がかかってくると。ざっくりの試算ですけれども、そう言われているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） 先ほど町内4,000、今は3,960ですから4,000世帯で、南伊豆町の人口で割って大体世帯で割ると1世帯当たりの人口が2.2人、平均の年間の電気使用量、いろいろ幅がありますけれども、3,000キロワットから4,500キロワット。3,000キロワットちょっとで見た場合、また電力価格、標準、中間あたりをとってkW/H当たり25円とした場合に約3億、4,500キロワット使用を考えた場合に4億4,000万で、もちろんFITの活用とか買い取りとかをやるということでありましたけれども、いわゆる時間と全体の費用、コスト、それにかかわる、この間の町の取り組みを考えると、私、もう少し、先ほど国全体の経済状態の問題で実情を、いわゆる労働者の実質賃金の5年連続マイナスとか、町内もそういうもとで非常に厳しい状態に町民は置かれているわけですが、こうしたところで、少子高齢化が進んでいる。そこで、もうちょっと迅速に対応できる施策というのがやはり必要ではないかと。余りにもこの地熱発電というのは時間も含めて、今、合意の問題でも、温泉旅館組合がある中で、こうしたところを合意が得ているところって本当少ないわけですが、これに関しては町長、いかがお考えでしょうかね。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

時間的なスパンを考えると、確かに長い時間がかかるわけでありますけれども、やはり地域の資源を生かすということを考えたときに、やはり南伊豆町は温泉、地熱というものは、

これは重要な南伊豆町の資源であると。将来的にスマートシティ、熱電併給とかそういうことも考えられるわけでありまして、先ほど課長が言ったように、カスケード利用もしていけば、非常に熱の有効利用、電気の有効利用等が可能だと思います。

そして、議員が試算するとおり、南伊豆町の東電に支払う年間の電気料というのはやっぱり大体3億、4億という数字が出ようかと思います。これが、例えば地産地消、売電ができるような会社をつくることによって、もう既に九州のほうには自治体でやっているところがあるそうです。そういうことを考えると、いきなり経済的に考えて1億、2億というプラスも出てくるであろうと。そういうことも考えられるわけで、まだまだいろいろと施策をしていくことが必要である。そういうことを考えながら、新しいまちづくりというものは考えていく必要があるのだと、私は考えております。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 地熱発電事業に関しては、町長の目玉の施策でありますから、おいそれとはブレーキがかからないのかもしれないですけども、いわゆる町民の生活実態、それと施策の優先順位という点でいうと、かなりそごがあるんじゃないかというふうに思います。

この点は、引き続き注視をしていきたいと思いますが、2つ目の問題のCCRCと地域経済、CCRCの課題について、これについてお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

生涯活躍のまち基本計画では、共立湊病院跡地に100戸のサービス付き高齢者向け住宅、食堂、交流・集会施設を整備する予定となっており、同施設完成後には、東京圏から100人を超えるアクティブシニアが移住し、本町での新生活を開始することになります。

これにより、単純な人口増による消費効果に加え、入居者の親族や友人が本町を訪れることによる観光交流人口の増加、さらには、本町を訪れた方々が情報発信源となり、新規移住者が増加することによるさらなる消費拡大、産業の活性化が雇用創出につながるという好循環が見込めることから、CCRC事業は、今後の地域経済の活性化に有効な事業と認識しております。

さらに、施設整備に並行して、早稲田大学や杉並区と連携し、開発する健康創造プログラ

ムに基づき、「健康づくりや生きがい活動」を初めとする健康長寿のための施策を講じ、町民の健康維持・改善による医療費及び介護費の削減につなげる仕組みを構築してまいります。

先ほども、答弁の中でタニタの参加があるということもお話しました。

一方、基本計画の中で、事業計画に反映すべき事項として記載しております「地域社会との交流・協働の具体化」、「津波対策」、「移動手段の確保」等、検討課題については、生涯活躍のまち推進協議会だけでなく、地域住民の方々に参加していただきながら十分な検討を行い、本年度策定すべき事業計画に具体的な施策として盛り込むように対応してまいります。

そして、さきの一般質問の中でK P I だとかK G I の問題が出てまいりました。当然キー・パフォーマンス・インジケータ、重要経営指標、業績指標、こういうものをどのように見ていくか、明確性とか軽量性、達成可能性、結果志向、そして期限、そういうことを含めながら検討していく。そして、最終目標であるK G I、キーゴールインジゲーター、最終目標の指標、こういうことを含めて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 南伊豆町の基本計画にも、ここら辺の経済効果に言及をしております。移住者を100人としての消費効果、1人当たり各戸200万円を想定をずとした試算ですね。10年間の消費効果、税収は少なくとも約29億円という。それに伴う雇用は45人程度、これ数値として、こういうことは書いてあるわけですが、もうちょっと突っ込んで、町長、C C R Cは、いわゆるそのC C R Cの箱物そのもの、建築需要、建設需要で一定の効果があるということは、それも全くないよりはいいというふうに思いますけれども、いわゆるこの消費効果というものは、それだけうのみにしていいものか。結局、町の底地を買って事業者に提供してやると。具体的にこの数値は書いてあるんだが、本当にこれが達成されるプロセスを通っているのかということは、まだまだ不安な要素なんです、町長はどのように考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

具体的な数値については、検討については担当室長から答弁させます。

今、弓ヶ浜の湊の跡地、あの土地をあのまま放置していくことの経済的な効果、マイナス効果、これは議員も当然わかると思いますけれども、もう4年たっている。これ一部事務組合に任せておいたら、多分開発はできないだろうと。

このような状況の中で、町が何とかしなければならない。そのような流れの中で、コストをかけていくということは必要ではないかと。それと、先ほど言った建設事業費、これも当然経済効果を出すものと思います。具体的に施策をしていくのは、当然民間事業者になろうかと思います。そういう流れの中で、当然継続的な経費が出てくる、消費効果が出てくる、そして初期的な資本の投下による効果も、これは1年、2年出てくるだろうと、このように考えられるわけであります。

何しろ、こういう形の中で、今もっとも大きな課題として、よく議員は国家的な話をされますけれども、東京都の高齢者対策、都市部の高齢者対策、こういうことも我々は考えていかななくてはならない、そのように考えた中での施策であると、このように考えていただければいいと思いますけれども。

あと具体的には、室長。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

年間200万の消費増の試算の結果についてですが、これは1世帯当たり1日当たり5,000円の消費を見込んでいるというところで、月大体15万の世帯が使っているということから導き出された数字であります。

このほかに居住者の親族や友人、これらが来訪してくれることによる交流人口の増加、それに伴う消費、これを考えますと効果ある事業であると考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ここからの具体的に足元の地域経済をどうするかということは、また本当に地に着いたことをやらないといけないことがありますので、湊のあそこをあのままにしておいてということで、もちろんいわゆる資本、あるいは投資をして、それがきちんと回収できる見込み等々もなければいけないということでありまして、東京都の一局集中のことに思いをはせながらも、それを覆うような壮大な思いはまだそこまで至らないので、町長がそういう観点を持って取り組まれているということに関して、すごいなというふうに思い

ますけれども。

問題は東京一局集中、今回のこの検討委員会にも三菱総研が入ってもおり、その間も増田寛也さんもこの現地を見てきたということですし、ひとつ、ＣＣＲＣを日本に持ち込んだ三菱総研がここに入っているということで、モデル的な意味合いがあるというふうに思うんですよね。

この問題と地域経済にどういう影響を与えるかということは、もう一つ、そのＣＣＲＣそのものの経済効果は多少あると思うんですが、先ほど来た方々の消費行動にもよりますけれども、１つはアクティブシニア、こちらに移住をされる方、あるいは迎える方々、この計画の中にも足をどうするのか、いわゆる移動手段をどうするのかという課題があります。

もう一つは消費の問題であります。日常生活で消費必要でありますけれども、このＣＣＲＣの中には食堂をつくるということがあります。こうした経営で、例えば商店に至っても、多くのコンビニやスーパーが出ておりますけれども、確かに消費はするけれども、大体その消費の効果は本社なり東京に行ってしまうということがあります。

まして、今回ＣＣＲＣは湊病院の跡地の湊につくられるということでありますけれども、湊の住民の皆さんの高齢になられた方も、この間、議会でたびたび取り上げられましたけれども、買い物に行く場所がない、足がない。そういう声がありました。これをＣＣＲＣの中では食堂をつくるということ、あるいは売店もつくるということになると、こうしたものが、主体がどういうものであるかによって、同じ消費がこの域内に落とされるかどうかという、いわゆる町内経済に本当に効果があるのかということが出てくると思うんです。この点はどうのように見られておりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 交通の件は、先ほどから一般質問で出ているわけでありましてけれども、やはり高齢者の足をどのように守っていくかということは非常に大切なことであります。そのような中で、このＣＣＲＣの検討の中でも、この交通ということは考えられる、考えている。

そしてまた経済の問題でありますけれども、経済の問題というのは、やはり人口というのが大きくかわってくる部分はあるかと思います、消費行動とか、そういうものに対して。やはりその辺のところを含めて、この事業を成功させることによって地域経済が活性化していくということは、当然考えられるのではないかと思います。

先ほどから言いましたように、何しろK P Iをやるとか、K G Iとか、そういうことをもつともつと細かく検討していく必要があろうかとは思いますが、まだまだその段階というか、それを検討している段階というのが本来だと思います。

また、食堂の件と交通に関しては、担当者から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） それでは、交通問題についてお答えいたします。

場所を限定することにもなっているかと思いますが、現在、交通問題を町内一気に解決しようとしみますと、現行運用されておられる交通事業者さんとも、事業のぶつかり合いの問題が出てしまうこととなってまいります。

今、弓ヶ浜を中心に考えておりますのは、これはできますかどうかとは、対象がアクティブシニアということで活動的な方を中心としておりますので、例えばなんですけれども、愛知県のほうにデンソーさんという会社がございますが、トヨタの電気部品等もつくっているところですね。そこで、小ぶりの電気自動車等をつくっておまして、それをガイドセールといいますか、運転手はなしで各場所に置いて使っていただく仕組みなんていうのも考えているようでして、そういったことを取り入れていけば、とりあえずのところ弓ヶ浜からお買い物に行ける範囲というのは、クリアできてくるのではないかと。これを取り込んでいけるかということをやちょっと考えてみたいと思っているところです。

交通の件については以上です。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

食堂の経営主体ということでございますが、この件につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、町外の資本による経営になりますと、そこで落とされるお金というのは外に出ていくということは明らかです。

そんな中、推進協議会の中では、まちづくり会社的なものの運用というものを今後ちょっと検討に入りたいなと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔 1 1 番 横嶋隆二君登壇〕

○ 1 1 番（横嶋隆二君） ぜひC C R Cの問題で、町民はどこにいるのかというこの議会の質問の中でも出ましたが、ずっと住んでいる町民の皆さん、高齢者の皆さんがだんだん

交通網や商店が大規模小売店舗法の改悪なんかでなくなって苦労されてきているわけですね。その点での施策が打ち出せないままの状態の中で、いわゆるＣＣＲＣということをやったことで、その部分にはこの光が当たっていくと。私は税を使っていろいろやる上で、やはり順番と、いわゆる本当に町民がもう少しどこに置かれているのかと。私は弓ヶ浜に住んでいますけれども、町内では比較的恵まれているところ、歩いていくには、仕事に行くには大変だけれども、もっと町内ではそうではないところがあります。

しかも、この生涯活躍のまちというふうに言われておりますけれども、南伊豆町全体はここでもうたっているように、世界で一番平均寿命が高い日本の中で、生涯現役、健康寿命が日本でトップクラスの、２番目の静岡県の中で、女性は第２位と。そういう積み重ねをこれまでの自立的な、自助的な自治体と協働した取り組みの中で積み重ねられてきているわけですね。

そういう、いわゆる住民の皆さんの本当の願いのところにこそ、施策の順位をやはり優先するべきではないかという観点から、仮にこうしたところに投資した場合に、本当に効果を得られるのか。いわゆる結構所得がないとＣＣＲＣでも入所できないと思うんですが、こういうところが優遇されるというだけではいけないなという、そういう思いでご質問です。見守ってまいります。

３番目のジャングルパーク開発計画と課題について、これは28年度の予算で当初は４億9,000万、約５億の事業費で、今、設計委託が4,950万ですか、これで応札が１社、工法へ応札が１社でウインディーネットワークがこれをやっているということではありますが、この事業に関しては、全く事業、いわゆる商業事業ではありますが、これについては、この経済効果あるいは見込み、どのように試算をされているのかお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

先ほどの渡邊哲議員への答弁と重複いたしますが、ご了承ください。

石廊崎ジャングルパーク跡地の再開発事業については、設計事業者として株式会社ウインディーネットワークを選定し、自然公園法、文化財保護法等の各種法律等の整合性を図りつつ、園地内の基本設計策定に向けて最終調整を行っているところであります。

また、地区要望も踏まえ、石廊崎区を母体とする新たな運営団体が組織することから、基本設計の過程において、同地区代表者の方々にもご参加をいただいているところであります。

当該園地管理については、29ヘクタールを超える広大な敷地面積であることから、かなりの雇用が見込まれるほか、関連事業等による収益なども想定されるところであります。

新たな運営組織をもって、数年後に経営の安定化が図られ、町からの財政支援が必要としない健全運営になることを期待しているものであります。

また、石廊崎は伊豆半島ジオパークのかなめの地でもあることから、石廊崎ジオパークセンターとの事業化なども視野に入れ、美しい伊豆創造センターを中心とした関係自治体との連携強化を図り、観光事業者等の連携・事業参画をもって、伊豆半島最南端への石廊崎を起点とした半島全域の活気を取り戻すよう取り組んでまいります。

観光交流核は当然ふえてくるだろうということは想定できるわけであります。

具体的には、担当課長から数値等に関しては述べて答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

1,500万円という数字がございますけれども、この数字と申しますのは、実はあいあい岬は、企業さんが撤退するきっかけになった収益の金額になります。企業経営として、2人以上の社員をそこに置いて、安全管理もしながら、また労務管理もしながらやっていくについては、これを割り込むことによって成立しなくなったという話を聞いたことがございます。

現状のあいあい岬なんですけれども、開設から3年ですか、たっておりまして、これも私もちょっと確実に数字、財務指標を見ているわけではないんですが、その金額を超えてきている状況だと聞いております。

当初、私、観光におりましたころは、800万ぐらいのところからの収益でスタートしておりますが、倍増しております。現在の状況で、そのような状況なわけなんですけれども、これにつきましては、やはり観光交通の形態が今石廊崎に回ってきていない。昨日も話させていただきましたけれども、下田側からそのまま伊豆半島西海岸、松崎のほうまで抜けてしまっているという部分がございます。これを必ずとは言えませんが、形として一旦まず石廊崎に寄っていただいて、用を足していただいて、ちょっとお土産物を買っていただくという形をしてくれば、昨日もお話をさせていただきました。平成六、七年代の駐車場に入っていた収益というのが、2,000万を超えている。ここは超えてくるのではないかと考えております。そうしますと、総事業費的にいいますと、事業だけでも3,000万とか5,000万のものは見込んでこれるのではないかと、そう思っております。

その中で、さらに加えますと、日野からまず石廊崎までの、先ほども路線価の問題をお話

しさせていただきましたけれども、私たちが持っている固定資産としての財産、これが確実に通行量が上がることによって上がってまいります。そして石廊崎まで車が入ってくれば、ああいうふうに駐車場代金といたしますのは、大体一般車両で500円なわけなんですけど、そういった大型バスが1,500円程度なんですけれども、これをもって2,000万円を超えてくるような通行料を石廊崎まで引っ張ってくれば、これがもう下田まで戻るということはなかなかなくて、ぐるっと一周してくれる可能性が非常に高くなってくる。

そうしますと、三坂地区、そして三浜地区の海回りのほうにまで影響は出てくることになると思います。そして、それが松崎であったり、石廊崎につながってくる、堂ヶ島につながっていくということになります。その部分をトータル10年スパン程度で考えたといいたしましても、冒頭、数年間はほぼ町のほうでは運用経費を出さない状態で、まずあの29ヘクタールが公園としてきれいに管理できる状態、これをつくり上げられると考えております。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 収益施設に関しては、駐車場のほかに、町長答弁では広大な園地があるので、いわゆる庭園師などの雇用もできるということを言いましたが、その雇用する上での原資になる収益は駐車場以外には、売店のあれも出ていますけれども、どのぐらいの規模でどれを目指しているのか、どのくらい。その点ありますか。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現在目指しておりますところといたしますのが、観光協会とも調整を進めておりますけれども、あいあい岬の規模、それを超えてくることということで、といいますと1,500万円以上を超える。

そうしますと、今見ていただくとあいあい岬のほうへ行っていただくとわかりますけれども、3人の担当の売店の職員を置くことができローテーションができるという形ができております。これが最善の形と考えておりますけれども、基本的には規模と、あそこは駐車場が15台程度分しかございませんので、その10倍近い駐車場をもって回すということになりますので、10倍は大げさですけれども、少なくとも3倍、5倍を目指したいといったところではあります。

考え方としましては、大きいものをつくってしまっ、稼働率が悪いものをつくってしま

うのではないかとということもありますけれども、大きなものをつくって、それを満杯にする努力、それを石廊崎区の方々にはしていただきたいと。それが今回の予算、財源を持ってくる条件でもあるということは、区の役員会でも常々お話をしているところですので、必ずや成功してくれると思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ちょっと理解が不足なところがあるんですが、あいあい岬以外に、石廊崎の駐車場から先のところで収益的な場所をつくるという、そういうことはあるんですか。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 今考えておりますのは、自然公園の景観保全料というものをどういうふうにいただいこうかということですが、駐車場料金に上乗せしていくのか、入園料という形で取っていきますのか、また、それとは別のところで考えておりますのが、これは神事にかかわりますのでいろいろございますけれども、おさい銭の問題、これについては、各区におきましては神社の管理運営というのは、おそらく神職さんではなくて区がお持ちになって施設の管理運営をしていっていると認識しております。

やはり半島の先っぽにある神社のおさい銭というのはちょっと破格でございますので、これ、なかなか出してもらえない数字ではありますが、相当入っているということも聞いておりまして、そこに例えば縁結びの何かといったようなことをしていけば、それだけで何十万円単位ではない、ウン百万円単位のそういったところも目指せるのかなと。目指していいのかなという問題があるので、これから検証していかなければならないですけれども、そういったところもちょうと考えてはいるところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

今、ジャングルパークが持っていたプルメリアという売店があります。広い施設があります。でき得ればあそこを改修して、あそこで石廊崎の区の方たちに売店事業を営んでもらうかなと。それが先ほど言ったあいあい岬のジオパークセンターよりも売り上げふえるであ

ろうという担当の答弁です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それと、石廊崎に関しては、いわゆる区が運営するということ、新たな組織をつくるということですが、組織の性格はどのようなものでありますか。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 大原則といたしましては、運営を担保するために資本金が積めることということで、株式会社という言葉を使っておりますけれども、地縁者が地域の公共的施設を管理していくということになりますので、完全に株式会社をという形をとってしまっていていかどうかという問題は、実のところはまだクリアし切れてはおりません。

なので、株式会社何がしにするのか、NPO何がしにするのか、これはまた、操業開始を29年度末と、一旦の区切りを考えているところですが、それまでになるべく早い時期に結論を出しておきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この間、議会の答弁では株式会社という言葉が出たんですが、全て税金が投入されていて、入札なしで地元でやるという点では、その性格はやはり非常に重要だと思うんです。地域でやるのと違うので。

質問①の3番目までしましたけれども、いずれにしても、国の経済も冷え込んで、町内経済が非常に厳しい中で施策をするわけです。この起債も相当な額にわたるわけで、町長、いろいろやりたいのはわかるんですが、町財政の展望に関してはどのように考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えします。

本町の観光振興における課題としては、観光地としての知名度は高いものの、伊豆半島最南端というアクセスの悪さや、景気の低迷による消費動向の変化、国内外に及ぶ総観光地化の波など、観光交流人口は減少傾向にあると認識しております。

さらに、少子高齢化による観光業などの就業人口の減少に伴う地域活力の低下が懸念されるところではあります。また、町外来訪者が評価している地域資源の可能性や発展性等に関する地元の認識が不足する中、地域が一体となって取り組むことによる、首都圏に対する情報発信の強化と認知度の向上が課題となっています。

このため、夏の海水浴等、早春のみなみの桜と菜の花まつり以外で集客増加を図るため、本町の恵まれた自然環境を生かしたアクティビティーなど、新たな観光施設づくりに取り組むこと等、今後もさまざまなレジャーの提案や積極的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

あわせて、静岡県及び周辺市町の連携による美しい伊豆創造センターでは、日本版DMOに向けて伊豆半島エリア一帯をマネジメントできる法人の設立運営を目指し、伊豆半島という広域な枠組みによる観光振興を推進するとともに、本町で単独で新たな観光の推進体制を構築すべく、石廊崎の再開発に取り組み、伊豆半島全体、半島を磨き輝かせることに伊豆半島をめぐる観光交流客の人口拡大を図ってまいりたいと考えております。

そして、さらに施策の町財政の展望等についてでございますが、過疎地域自立促進特別措置法の期限延長に伴い、昨年度に策定した南伊豆町過疎地域自立促進計画、通称過疎計画には、平成32年度までの5年間で石廊崎ジャングルパーク跡地再開発事業、地熱資源開発事業、健康福祉センター整備事業、同報無線デジタル化事業など、大規模事業が多数計画はされております。

財源の7割を依存している我が町にとって、大規模事業を実施するには、財源の確保と将来を見据えた健全な財政運営が重要であります。これは議員のおっしゃるとおりでございます。

国及び県の補助金を最大限に活用しつつ、不足分については交付税算入率の高い過疎対策事業債や緊急防災事業債の充当を主に考えておりますが、多額な起債の発行は今年度の多額な元利償還金の支出を招くため、既存のふるさと納税制度のさらなる充実や企業版ふるさと納税の導入検討による寄附金の増収を図るなど、歳入増に努めるとともに、近隣市町との広域連携を推進するなど、さらなる歳出経費の削減により財源を確保し、起債の発行額をできるだけ抑制していきたい。このように考えております。

あわせて、例年8月ごろに実施している財政計画修正のための各課ヒアリングにおいて、今後予定している事業を中心に内容を再精査し、事業費の適正化・平準化を図るとか、実施年次の見直しなどについても検討しております。

どちらにしても、財調等の取り崩し、今般するわけでありますが、そういうことも含め財政のいわゆる財政運営の適正化というか、そういうことに関しては心を配っていくつもりでございます。

それとまた、今やっている大型事業は、単費での事業というよりも国費補助金をいろいろともらっている事業が多いということでございます。そのような中で事業遂行しているということもご了承願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、原則的な財政運営を述べられましたけれども、財政分析のデータで言うと、27年度の決算まだですけれども、もちろん28年度もまだですけれども、28年度は動いている途中ですけれども、地方債の平成27年度の発行高が5億を超えたんです。5億を過去に超えたのは、岩田町政の平成13年に5億を超えました。28年度の今年度は、8億8,600万の地方債の発行をされております。

岩田町政の2期目、平成14年で6億3,000万、その後平成15年で9億1,000万というふうになるんですが、この時期、町長覚えていらっしゃるでしょうか、小泉構造改革の中、財政が大変だと、町が潰れるということを、当時の執行部からも言われて久しいですが、15年前の水準に、これを単年度で27年度の財政分析の実質的将来財政負担額比率、貯金と借金の比率は90下回ったんですが、一気にこれが105%になります、28年度は。

どうということかと言うと、財調を崩して起債を起こすということは、今、町長述べられたようなことと全く逆な行為で、この後、石廊崎の問題で先ほど支援をしなくていいと、支援をしないで進むようにということがありましたけれども、一つ事業を起こしたところをバックアップするにも、今のお金がないよという町民に言っている状況からもっと厳しい状態が、もう既に29年度にやってきます。現状はそういう状態なんです。

この補正で1億数千万の取り崩しで、湊病院の跡地の買収のあれがありますけれども、それをまた壊す際に財調に手をつけるようなことがあれば、これは首を右にも左にも振れない、そういう状態がまさに15年前の状況なんですよ。

これは財政分析、決算ベースでやっているのではないので、ここで議論はしませんけれども、ぜひご認識をいただいて、いろいろやりたいことはわかるし、やらなければならないのもわかるんですが、私は政策の優先順位と町民の実情、望んでいることで、若い方々の間では少子高齢化の問題で、働くために共働きをしなければならない、そういう中で、例えば学

童保育をもう1カ所つくってやってほしいという場合に、国費と利用料で1カ所の財政負担は75万で学童保育とかできる、こういうことで若い人たちには展望が見えてくる。

予算の使い方、町民に希望とこの地域での少子対策をしっかりと進めていくということが、やはり今気がつかないと、それはそれで非常に深刻な事態を招くのではないかというふうに思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

見解は大分相違するようでございます。将来負担比率のことを105%と言いました。私はまだまだ将来負担比率を上げていってもいいのではないかと、財政基準の中で考えております。

それで、やはり事業をやるには、それなりの負担が必要になってくるということは当然であります。それと、過年度というか前町政のお話の中で、町が潰れるとかそういう話をされたということを言っておりますけれども、私はそのようなことは聞いたことがございません。

ただ、行財政改革をやるについて、一番いい方法は何なのか、合併ではないか、このような話で、私は合併の方向でということをつもりがあります。そして今、県が今、さらに何をやっているか、広域連携の中で、議員ご承知でしょうか、垂直補完が行われている。そういう形が出てきている。

いわゆる各自治体は、自分たちで自立してやれない部分があるのではないかと。これは、教育指導主事の問題、そして町税の問題、消費者相談センター、単独市町村ではこういうこともできない。広域連携でやりましょう。これは何なんだろう。議員はそういうところを含めて……。

〔「質問の問題と違いますよ」と言う人あり〕

○町長（・本和熙君） 違わないですよ。財政の問題に入っています。

だから、こういうことも含めて、ご自分の見解だけでなく、相当見解が相違する、これは国政の中でも、おたくの所属する共産党のご意見と、自民党のご意見が大分そごがある。そのところをよく考えて質問をされたらよろしいかと思います。

もっと詳しい財政負担に関しましては、担当から話させます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 関係ない話をされて、いわゆる相当痛いところに当たったんだと思いますけれども、ちょっと質問を飛ばしますけれども、林業振興、興奮しないでください。林業振興の問題で、林業振興についてどういうふうに考えているかということと、その提案ですが、今、南伊豆町には多くの工務店さん、大工さん、建設事業者が非常に必死に頑張っております。

林業振興とあわせて、町内にはこの東部地域にも珍しく林業事業体が2つあります。

この間、国がいわゆるCLTという直交交流材の建築基準が新しく4月から施行されて、これも認められ、つい6月、きのう、天竜のほうでの県西部で110の企業・自治体の協議会がつくられたということがあります。

ここまで大きくはないわけですが、町内には非常に技量的にも優れた工務店、大工さんがおられます。静岡県の木造建築工業組合の支部長をされている方もおられます。

農協や森林組合と力を合わせて三セク、製材組合と力を合わせて、展示場をつくった愛知県の足助町というのがあります。

現在ではこれ独立して会社になっておりますが、こうした例も参考に入れて、いわゆる町内の一番消費で大きい住宅建設の展示場的なものを、町内に農協や森林組合、こういうところと協力をして、工務店の団体と協力をして設けて、林業振興と地元の木材の地産地消を含めた需要の創造を進めたらどうかというふうに思いますが、この点でのご答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） お答えいたします。

議員の先生、質問大分抜かしまして、時間的にも十分配分がされなかったのか、私たち行政としてはこれに対しても十分検討してまいっております。そういうことを考えた時に、全ての質問をしていただくように今後気をつけていただきたいなど、このように思っております。

そして、林業のことですが、現状においては民間事業者に関する補助金制度の活用のほか、森林整備計画作成促進に関する補助金などにより経済支援などを実施しておりますが、間伐や伐採などにより発生する端材の利活用については特段の取り組みを行っていないのが現状であります。

また、町内で切り出される木材は、地域の気候などによる特殊事情等により、上質な住宅

資材としての利活用は低く、現行では切り出される木材のその多くは、合板材の材料として出荷されていると伺っております。

全国的に見ても、個人による林業経営は極めて困難な状況にあることは周知のとおりであります。今後の課題としても、森林づくり県民税による森の力再生事業の活用のほか、林業事業者の育成と支援に向けて、発生材のより有効な活用方法などを事業者とともに模索してまいりたいと考えております。

どちらにしましても、財政に関する見解は大分相違があるということで、もし、議員のほうでそういう問題をまだまだ質問されるということであるなら、お答えはいたしますけれども、やはり独断的な考え方での発言されるというのは差し控えていただきたい。このように答弁いたしまして終わりにいたします。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） どこでもやられている財政分析の手法でやっていることで、決して独断ではありませんし、私は財政分析の手法を使って、南伊豆町を残すために最大限、良識ある皆様と努力してきたものでありまして、そうした点での見解の一部を述べたものであって、余り興奮なさらずに、ぜひ施策の成功と町財政の問題を見きわめていただきことを述べて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎諮第2号及び諮第3号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 諮第2号、諮第3号の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において、法務大臣から委嘱されている人権擁護委員は5名ですが、うち2名が平成28年9月30日をもって任期満了となります。

候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

今回、任期満了となります南伊豆町湊894番地の11、山田政良氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方であると思料しますので、引き続き選任していただきたくご提案申し上げます。委員の任期は3年となっております。

諮3号の推薦でございますが、推薦する南伊豆町手石946番地、谷半時氏は、以上の諸要件を兼ね備えた方であると思料されますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、委員の任期は平成28年10月1日から3年間でございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、諮第2号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、諮第3号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第2号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、諮第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

諮第3号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、諮第3号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第5号 専決処分の報告について（南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

平成28年3月定例議会により、南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、平成28年4月1日から施行されたことにより、南伊豆郷土館設置及び管理条例を改正する必要性が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第5号の規定により4月1日付で専決処分をいたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第6号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第6号 専決処分の報告について（南伊豆町総合計画審議会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 報第6号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成28年3月定例議会により、南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、平成28年4月1日から施行されたことにより、南伊豆町総合計画審議会条例の一部を改正する必要性が生じたため、町長の専決処分による条例第1条第1項第5号の規定に基づき4月1日付で専決処分いたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第7号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第7号 専決処分の報告について（南伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 報第7号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成28年3月定例議会により、南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、平成28年4月1日から施行されることにより、南伊豆町都市計画審議会の条例を改正する必要性が生じたため、町長の専決処分に関する条例第1条第1項第5号の規定に基づき4月1日付で専決処分いたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第 8 号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第 8 号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 報第 8 号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年 3 月31日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるため、町長の専決処分に関する条例第 1 条第 1 項第 4 号の規定に基づき 4 月 1 日付で専決処分をいたしました。

詳細につきましては町民課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 渡辺雅之君登壇〕

○町民課長（渡辺雅之君） それでは、報第 8 号の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が平成28年 3 月31日に公布をされ、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、専決処分をしたものでございます。

平成28年度の地方税制改正におきましては、経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革の一環として、法人事業税所得割の税率引き下げと外形標準課税の拡大等

のための税制上の措置が講じられております。

また、地方創生の推進等を図るため、地方法人課税の偏在是正に向けた措置等が講じられるとともに、消費税10%引き上げ時に自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入するなど、車体課税の見直し等のための税制上の措置も講じられております。

なお、今回の改正につきましては、平成29年4月に消費税が10%に引き上げられることを前提に改正を行っている部分がございます。

改正の内容につきましては、お手元にお配りしてございます資料ナンバー4の新旧対照表によりご報告を申し上げます。資料ナンバー4、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表の第1条による改正をごらんください。

条文の軽微な加除修正等につきましては、上位法令の改正に伴うものでございますので、割愛をさせていただき、主な改正点についてのみご報告をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーラインを引いてある部分が改正をされた箇所でございます。

それでは、2ページの下段の第34条の4をごらんください。

34条の4につきましては、法人町民税の法人税割の税率の改正でございます。

今回の税制改正では、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税10%の段階において法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、国税である地方法人税の税率を引き上げ、その税込全額を地方交付税原資とするもので、現行の9.7%の税率を平成29年4月1日以後に開始する事業年度から6%としたものでございます。

しかし、消費税率引き上げが延期となったことから、この偏在是正策の見直しが先送りされる可能性が出てきております。

次に、3ページ下段の第43条から7ページ下段の第50条につきましては、延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しに係る所要の規定の整備でございます。

現行の個人住民税・法人住民税に係ります延滞金の額につきましては、賦課額の変更や更正決定により生じた不足額について、本則では納期限後1月以内は7.3%、1月以降は14.6%、現在の運用では地方税法附則第3条の2の規定により7.3%の割合は特例基準割合1.8%に年1%を加算した2.8%、14.6%の割合は特例基準割合1.8%に7.3%を加算した9.1%の割合で計算することが規定をされております。

その延滞金の計算の基礎となる期間については、納期または申告書の提出日、もしくは提出期限から1年を経過する日後の期間は控除するという除算期間の特例が規定をされており

ます。

今回の改正では、国税における延滞税の計算期間の見直しに準じて所要の見直しを行ったもので、具体的には当初申告書が提出されており、かつその当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に修正申告書の提出があったとき及び個人住民税にあっては所得税の更正をしたことに起因して賦課した税額が減少した後にその賦課した税額が増額したときは、その修正申告書の提出により納付すべき税額のうち、当初申告書に係る税額に達するまでの部分についての延滞金の計算の基礎となる期間について、当初の申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日から当該税額を増加させる修正申告書の提出日または更正の通知をした日までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除をするものでございます。

次に、11ページをごらんください。

11ページからは軽自動車税の見直しでございます。

車体課税につきましては、消費税10%への引き上げ時に自動車取得税が廃止となり、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が創設をされ、これに伴い従来の軽自動車税は種別割に名称変更となります。

しかし、消費税率引き上げが延期となったことから、この車体課税の見直しについても先送りされる可能性が出てきております。

まず、第80条でございますが、ここは新たに環境性能割の納税義務者について規定をしております。現行の軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備を行ったもので、環境性能割の納税義務者は3輪以上の軽自動車の取得者となります。

なお、3輪以上の軽自動車の取得者には、自動車製造業者、販売業者、運行以外の目的で取得したものは含まないものでございます。

第81条でございますが、改正前、第80条第2項に規定していた軽自動車税のみなし課税について、環境性能割の規定を追加し、規定をし直したものでございます。

12ページをお開きください。

第81条の2でございますが、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、救急用のもの等については非課税とする規定でございます。

続きまして、第81条の3でございますが、環境性能割の課税標準について規定をしたもので、課税標準は3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額となりまして、免税店は地方税法第158条の規定により50万円でございます。

続きまして、第81条の4でございます。ガソリン車、ガソリンハイブリッド車の環境性能割の税率を規定したもので、第1号の規定は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車の税率を1%、第2号の規定は平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準プラス10%達成車の税率を2%、第3号の規定は第1号・第2号の規定以外の車の税率を3%としたものでございます。

なお、地方税法第446条の規定によりまして、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、平成32年度燃費基準プラス10%達成車等につきましては非課税となります。

次に、13ページをごらんください。

81条の5ですが、ここは環境性能割の徴収方法を規定をしたもので、徴収は申告納付の方法により行うものでございます。

次に、81条の6でございますが、環境性能割の申告納付について規定をしたもので、環境性能割の納税義務者は申告書を町長に提出するとともに、環境性能割額を納付しなければならないと規定をしたものでございます。

続きまして、81条の7は、環境性能割に係る不申告等に関する過料について規定したもので、正当な事由なく申告または報告をしなかった場合は10万円以下の過料を科すると規定をしたものでございます。

81条の8でございますが、環境性能割の減免について規定をしたもので、公益のため直接専用するもの及び身体障害者等に対する種別割、もともとの軽自動車税の減免規定に該当し、必要と認めるものについて減免をするものでございます。

続いて、14ページをごらんください。

第82条、種別割の税率から18ページの第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等につきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行ったものでございます。

次に、19ページをごらんください。

附則第6条でございますが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を規定したもので、内容は適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健診、予防接種等を受けている個人を対象として、所得税における措置とあわせて医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチO T C医薬品の購入費用について、自主服薬を推進するため所得控除制度を設けるもので、スイッチO T C医薬品控除額は支払ったスイッ

チOTC医薬購入額から1万2,000円を控除した額で、最高限度額は8万8,000円でございます。

また、この特例を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることはできず、医療費控除の適用を受ける場合につきましては、本特例の適用を受けることはできません。いずれか一方ということになります。この特例につきましては、平成30年度分から平成34年度分の個人住民税について適用をするものでございます。

次に、附則の10条の2でございますが、この規定は固定資産税の課税標準の特例を定めたもので、今回の地方税法の改正により条例で定めることとなった部分について追加しております。

まず、第7項は、津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の規定になります。この規定は、津波防災まちづくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、民間事業者が新たに取得または改良した津波対策の用に供する防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設等の償却資産について、平成28年3月31日までの間に取得したものに限り、最初の4年度分の課税標準を価額の2分の1とする特例措置が地方税法により講じられておりますが、今回の改正によりまして条例で定めることとなり、あわせて適用期限について平成32年3月31日まで4年間延長されました。

次に、第10項から20ページの第14項でございますが、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について規定をしております。

再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、固定価格買取制度の対象として認定された一定の再生可能エネルギー発電設備については、平成28年3月31日までの間に取得したものに限り、最初の3年度分の課税標準を価格の3分の2とする特例措置が地方税法により講じられておりますが、固定買取制度の対象による導入量につきましては、太陽光発電設備がその95%を占めていることなどを踏まえて、今回の地方税法の改正では、固定価格買取制度の対象となる太陽光発電設備が除外をされ、固定価格買取制度の対象外の自家消費型太陽光発電設備を対象に加えた上で、自然条件によらず安定的な運用が可能な中小水力、地熱、バイオマス発電設備について特例率が拡充をされております。

第10項は太陽光発電設備、第11項は風力発電設備に係る規定で、条例で定める課税標準の特例割合は3分の2、適用期限については平成30年3月31日まで延長をされます。

20ページにあります第12項ですが、これは水力発電設備、13項は地熱発電設備、14項はバイオマス発電設備に係る規定でございます。条例で定める課税標準の特例割合は2分の1で、

適用期限は平成30年3月31日まで延長をされるものでございます。

次に、21ページをごらんください。

附則第15条の2から15条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る特例を定めたものです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を規定をしたもので、当分の間、環境性能割の賦課徴収は静岡県が自動車税の賦課徴収の例により行い、全額を町に払い込む方式となります。

附則第15条の3でございますが、環境性能割の減免の特例を規定したもので、当分の間、減免を規定しております第81条の8の規定にかかわらず、静岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものについて、軽自動車税の環境性能割を減免をするものでございます。

続きまして、附則第15条の4は、第81条の6で定めている環境性能割の申告納付についての読みかえの規定でございます。

続きまして、附則第15条の5でございますが、環境性能割に係る徴収取扱費について規定をしたもので、町は環境性能割の賦課徴収に関する事務費等を徴収取扱費として静岡県に交付するもので、この徴収取扱費は賦課徴収額の5%及び過誤納金、還付加算金の合算額となります。

附則第15条の6でございますが、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定をしたもので、営業用の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率について当分の間軽減するもので、22ページをごらんください。

表がありますけれども、表の上段から、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車の税率は0.5%、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準プラス10%達成車の税率は1%、これ以外の車の税率は2%とする特例でございます。

また、第2項では、自家用の3輪以上の軽自動車の環境性能割の税率について、第81条の4第3号で規定した3%の税率を当分の間軽減し、2%とする特例でございます。

これらの特例によりまして、軽自動車税環境性能割の税率は当分の間、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車は自家用1%、営業用0.5%、平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準プラス10%達成車は自家用2%、営業用1%、これ以外の車の税率は自家用・営業用とも2%ということになります。

附則第16条第1項から第4項は、軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例軽減について

規定をしておりますが、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更する規定の整備と、グリーン化特例軽課の適用期限の1年間延長に伴う所要の規定の整備でございます。

25ページをごらんください。

第2条による改正でございますが、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正（平成26年南伊豆町条例第15号）の附則第6条に、平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両については従前の税率とする経過措置を規定していますが、この経過措置の規定について、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更したものでございます。

27ページをごらんください。

27ページは第3条による改正でございます。南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正（平成27年南伊豆町条例第12号）の附則第5条、町たばこ税に関する経過措置の読みかえ規定について改正するもので、第19条の改正に伴う所要の条文の整備を行ったものでございます。

新旧対照表による説明は以上でございます。

最後になりますが、改正条文に係ります附則の説明をさせていただきます。

専決処分書に添付してございます南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をごらんください。7枚ほどめくっていただきますと、附則の第1条が出てまいります。

主なものをご報告をさせていただきます。

施行期日についてでございますが、第1条により、この条例は平成28年4月1日から施行をいたします。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日からの施行となります。

第1号は延滞金額の計算の期間の見直し等に係る改正で平成29年1月1日、第2号は法人町民税の法人税割の税率改正、軽自動車税環境性能割の導入、種別割への名称変更、環境性能割の特例等で平成29年4月1日でございますが、消費税率の引き上げが延期となったことから、施行日等が先送りされる可能性がございます。

この消費税増税を延期する税制改正法案は秋の臨時国会に提出される見通しで、一連の見直しを先送りするかどうかはこれにあわせて判断されることになろうかと思っております。

今後、国の関係通知等の発出を待ちまして、見直しがある場合につきましては、適切な時期に改正案を議会にご提案させていただきたいと考えております。

次に、第3号は特定一般用医薬品購入費に係る医療費控除の特例で、平成30年1月1日でございます。

以下、附則の第2条から第4条まで、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置となっております。

以上で報第8号についての報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 報第9号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成27年度南伊豆町一般会計）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 報第9号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）において議決を経た繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君） 報第9号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会において平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）としてご審議をいただき、議決を経ました繰越明許費でございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本繰越計算書をもって議会に報告するものでございます。

議案に付してございます繰越明許費繰越計算書をごらんください。

繰越に係る事業名、翌年度繰越額といたしましては、平成29年度から運用開始する新地方公会計制度に支出となります固定資産台帳整備委託料1,175万1,000円のほか、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費補助金の活用による同業務委託料及び機器備品購入事業で629万2,000円、同じく同補助事業に基づくパソコン設定料及び機器購入事業で348万3,000円、まち・ひと・しごと創生関連事業として採択を受けた地方創生加速化交付金事業で8,479万1,000円、社会保障・税番号制度に伴う地方公共団体情報システム機構交付金事業で213万円、健康福祉センターに係る設計委託料3,348万円、本年1月に可決された年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業で5,631万7,000円、道路改良事業として東ノ谷戸線道路舗装改良工事分で450万円、橋梁維持事業として中木おみや橋橋梁補修工事で770万円、橋梁長寿命化修繕事業として落居宇留井大橋橋梁補修及び耐震補強工事で1,360万円のほか、大規模地震対策事業に係る津波避難計画策定業務、三坂地区防災センター施工監理業務、同センター建設工事などで1億2,998万円を繰り越したものでございます。

当該計算書下段に記載のとおり、事業費総額4億72万5,000円のうち3億5,402万4,000円を翌年度に繰り越したものでございまして、当該繰越金繰越額の財源内訳はご案内のとおりでございます。

内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

報第9号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、報第9号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎報第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 報第10号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 報第10号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第2号）において議決を経た繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君） 報第10号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会において平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計補正予算（第2号）としてご審議をいただき、議決を経ました繰越明許費でございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本繰越計算書をもって議会にご報告をするものでございます。

議案に付してございます繰越明許費繰越計算書をごらんください。

繰越に係る事業概要といたしましては、大規模地震対策事業に係る三坂地区防災センター整備事業の一般管理費で、当該事業に係る一般会計への繰出金1,500万円でございます。

当該繰越額の財源内訳は、全額一般財源でございます。

内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

報第10号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、報第10号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎報第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 報第11号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 報第11号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）において議決を経た繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

詳細につきましては生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 報第11号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会において平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）としてご審議をいただき、議決を経ました公共下水道建設事業に係る繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本繰越計算書をもって議会にご報告するものでございます。

繰越に係ります事業の概要及び繰越を必要とする事業につきましては、クリーンセンター建設工事委託の施工に当たり、当初予定していなかった配管補修に不測の日数を要したことにより、年度内での完成を見込めず、繰越明許費を計上したものであります。

別紙繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、平成27年度公共下水道建設事業費9,810万円のうち1,000万円を翌年度に繰り越したものでありまして、当該繰越額の財源内訳はご案内のとおりでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

報第11号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、報第11号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第59号 専決処分の承認について（南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第59号の提案理由を申し上げます。

本議案は、機構改革により認定こども園の所管を教育委員会から健康福祉課に変更したこ

とに伴い、南伊豆町職員定数条例に規定する町長部局及び教育委員会部局の定数を変更する
必要が生じたことから、平成28年4月1日に専決処分いたしました。

改正内容は、条例第2条に規定する教育委員会の教育部局及び教育機関の職員の定数から
保育教諭25名を減じ、町長の事務部局の職員の定数に加えるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第59号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議第60号～議第70号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第60号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第61号 南伊
豆町農業委員会委員の選任について、議第62号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、

議第63号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第64号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第65号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第66号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第67号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第68号 南伊豆町農業委員会委員の選任について、議第69号 南伊豆町農業委員会委員の選任について及び議第70号 南伊豆町農業委員会委員の選任についてを一括議題とします。

本案については、会計管理者の退場をお願いいたします。

〔会計管理者 鈴木豊美君退場〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第60号から議第70号議案までは、南伊豆町農業委員の任期が平成28年7月30日で満了することに伴う委員選任議案でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員の選出方法が町議会の同意を要件とする町長の任命制に改められたことから、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て任命するものです。

つきましては、南伊豆町農業委員会委員の候補者として推薦応募のあった者のうち、上小野649番地、石川憲一、蝶ヶ野132番地、金子勲、加納944番地、高野多喜雄、伊浜829番地、齋藤國治、二條418番地、鈴木欽也、一條627番地、鈴木盛行、手石672番地、関本宗一、伊浜309番地、土田光夫、入間1300番地の1、萩原作之、市之瀬750番地の1、山本篤、大瀬336番地の3、山本道男を農業委員会委員として選任したくご提案申し上げます。

なお、履歴につきましては別紙のとおりでございますので、ごらんください。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は議案番号を明示し、質疑をしていただきたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第60号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第61号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第62号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第63号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第64号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第65号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第66号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第67号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第68号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第69号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、議第70号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第60号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり同意することに決定いたします。

採決します。

議第61号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第62号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

採決します。

議第63号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第64号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第65号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第66号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第67号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第68号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第69号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第70号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

会計管理者の入場を求めます。

〔会計管理者 鈴木豊美君入場〕

○議長（稲葉勝男君） それでは、ここで3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第71号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

特別職の職員で非常勤の者の報酬は、多くの場合は日額4,500円、半日額3時間未満3,000円としております。

これまで、定例的に開催する会議では、そのほとんどが町民及び町内に勤務する方が委員となっておりましたが、計画策定等により専門的な知識が求められ、専門職の参画を依頼する事案が増加してきたことから、国の報酬基準を参考とし、学識経験者である大学教授や有識者としての医師・弁護士等については、その職責に応じた報酬単価を新たに定めるもので、別表第2を別表第3に改め、新たに別表第2を加えるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第71号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第72号 南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第72号の提案理由を申し上げます。

本議案は、6つの附属機関を新たに設置するために改正を行うものです。

南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会は、平成27年度に策定した南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るとともに、その進捗状況及び見直し、人口ビジョンの目標管理等について審議を行うために設置するものです。

南伊豆町生涯活躍のまち推進協議会は、南伊豆町生涯活躍のまち基本計画に基づき、社会的活動への参加の推進、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図る事業の検討、事業の進捗状況及び運営状況の評価等について協議を行うため設置するものです。

南伊豆町水道事業ビジョン検討委員会は、水道事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、計画的に事業を実施するため、指針となる水道事業ビジョンを策定するため設置するものです。

南伊豆町環境審議会は、策定された環境基本計画の進捗管理及び見直し、環境の保全に関する施策を計画的に推進するため設置するものです。

南伊豆町健康増進計画策定委員会は、健康増進事業を総合的に分析した上で、計画的に事業を実施するため、指針となる計画を策定するため設置するものです。

南伊豆町地熱資源開発影響評価委員会は、地熱資源開発調査による既存温泉への影響評価、影響の予防及び影響が生じた場合の緊急対策を適切に行うため、影響評価基準を策定すると

ともに、影響評価について審議するため設置するものです。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。
採決します。

議第72号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第73号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第73号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴うもので、課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準等を見直す内容となっております。

課税限度額の引き上げは、限度超過分の財源を確保することにより、将来の税率改正時における中間所得者層の負担軽減につなげるものであり、軽減判定所得の見直しについては軽減対象となる範囲を拡大し、低所得者層の負担を軽減するものです。

詳細につきましては町民課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 渡辺雅之君登壇〕

○町民課長（渡辺雅之君） それでは、議第73号についてご説明申し上げます。

今回の町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の施行に伴うものでございます。

また、本条例の一部改正に当たりましては、本年2月に南伊豆町国民健康保険運営協議会におきまして、平成28年度南伊豆町国民健康保険事業計画の中でご承認をいただいているものでございます。

お手元にお配りしてございます資料ナンバー8、南伊豆町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明申し上げますのでごらんください。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーラインを引いている部分が改正箇所となっております。

まず、第2条は、国民健康保険税の課税額を定めたものでございます。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度額が設けられております。

高齢化の進展等によりまして、医療給付費等が増加する一方で被保険者の所得が伸びない状況におきましては、保険税負担の上限を引き上げずに、保険税率の引き上げにより必要な

保険税収入を確保することとすれば、高所得者層の負担と比較し、中間所得者層の負担がより重たくなることになります。

一方、課税限度額を引き上げることとすれば、高所得者層により多くの負担を求める反面、中間所得者層に配慮した保険税の設定が可能になります。

今回の改正では、限度超過分の財源の確保並びに将来の税率改定時におけます中間所得者層の負担軽減につなげるため、第2項で定めている基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、第3項で定めております後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

続きまして、第23条、国民健康保険税の減額をごらんください。1ページの下段から2枚目にかけての部分になります。

国民健康保険税は応能割として所得割額、資産割額、応益割として被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額によって課税をされておりますが、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分の保険税について7割、5割、2割軽減を行っております。

低所得者に係る軽減措置の拡充につきましては、平成27年度税制改正においても行われたところでございますが、今回も同様に5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について改正をするもので、具体的には国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、第2号で規定する5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数、世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合にあっては特定同一世帯所属者との合計数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に、第3号に規定する2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数、世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合にあっては特定同一世帯所属者との合計数に乗すべき金額を47万円から48万円にそれぞれ引き上げ、低所得者層の負担軽減を図るものでございます。

新旧対照表による説明は以上でございます。

議案に付してございます一部改正条例附則をごらんください。

第1項の施行日についてでございますが、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をいたします。

第2項の適用区分についてですが、改正後の国民健康保険税条例の規定につきましては、平成28年度以後の年度分より適用をされるもので、平成27年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第73号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第73号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第74号 南伊豆町石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画審議会条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第74号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画審議会条例（平成26年3月25日条例第8号）第2条の規定に基づき、同審議会による石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画が策定され、平成27年3月に答申がなされたことから、本条例を廃止するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第74号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第75号 南伊豆町緊急地震・津波対策基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第75号の提案理由を申し上げます。

本議案は、静岡県緊急地震・津波対策交付金交付要綱及び別に定める緊急地震・津波対策事業実施要綱に基づき制定した南伊豆町緊急地震・津波対策基金条例（平成25年12月10日条例第18号）については、同条例附則第2条に定める平成28年3月31日での失効規定に従い、本条例を廃止するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第75号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第76号 南伊豆町海水浴場条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第76号の提案理由を申し上げます。

本議案は、町内の海水浴場を健全かつ安全に整備し、公衆の衛生及び危険防止並びに秩序の保持を図るため、南伊豆町海水浴場条例を制定するものです。

詳細につきましては商工観光課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

商工観光課長。

〔商工観光課長 齋藤重広君登壇〕

○商工観光課長（齋藤重広君） それでは、議第76号の内容についてご説明いたします。

本町における海水浴場に関する明確な規定といたしましては、これまで南伊豆町海水浴場管理運営規則が制定されておりましたが、海水浴場の位置等は明示化されておらず、近年の小型無人機の使用などによる海水浴場の安全管理運営に障害を来す危険性も危惧されることなどからの状況を改善するために、条例化することにより今後の町内海水浴場の適正な運営管理と海水浴客の安全確保を図ること等を目的に制定するものであります。

6月1日の全員協議会におきまして、内容につきましては説明させていただきました。

主な部分について説明します。

本条例につきましては、第1条の目的から第13条の委任までの13の条目で構成されておりまして、主な内容としましては、海水浴場の名称及び位置や開設期間等の明確化、さらに町及び遊泳者等の責務や、海水浴場内での禁止行為の明示及びその違反者に対する罰則の規定、さらには協議会の設置などであります。

また、本条例の施行に関して必要となる規定といたしまして、南伊豆町海水浴場条例施行規則を定めるものであり、あわせて既存の南伊豆町海水浴場管理運営規則を廃止するものとなります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 海水浴場の場所ですが、この別表に弓ヶ浜海水浴場と子浦海水浴場がありますが、近年多くの海水浴客が訪れている海水浴場も町内にあります。

こうしたところに関しては、どのように位置づけをしているのか、あるいはこの条例でまた指定をする対象をふやす考えはあるのか、この点はいかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

現在、うちのほうで考えておりますのは、海水浴場としましては弓ヶ浜とこの子浦でございます。それ以外についての、今、ヒリゾ浜等もございますが、そことか谷川浜等もありますけれども、そこについては海水浴場という位置づけとしては、うちのほうは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 海水浴場と考えてはいないということですが、安全対策等々含めて、これに対してはもう地元の対応にこれは任せるという、こういう考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

海水浴場となると、安全部分の関係で、監視員というかそういうものも全て置かなければならない必要性がやはり出てきまして、その部分の経費とか、そういうものもかさんできます。

今、ヒリゾ浜等々については地元が全てやっけていただいておりますけれども、そういうスタンスの中で、うちのほうは今のところは考えている状態です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

この海水浴場条例でいいんですけれども、この海水浴場というからには、ここの海水浴場を、弓ヶ浜もきれいにするという考えがあるわけなんですけれども、そういうことについて水もきれいにする、あるいは砂もきれいにしたいという話もあろうかと思いますが、それについ

てのこの条例には書いていないんですけれども、考え等をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

浜地の部分を清掃というか、きれいにするという部分なんですけれども、基本、シーズン部分についてはですね、そのような清掃活動等も地元のほうで積極的に行っていたらいいと思います。ライフセーバーを通じた中で活動推進やっていたらいいという部分はあります。

あとは、水質検査については、これは県の検査ですけれども、それを2カ所ではやります。海水浴場前に。それとあわせて町単独で、水質検査ということで、放射能等の部分をシーズンに4回から5回やっているという状況であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

比野下文男君。

○3番（比野下文男君） 3番、比野下です。

この条例案は私は大賛成です。海水浴場の目に見える範囲内として捉えていない感じがいたします。もっと海水浴場の原点である先ほど課長も言いましたように、水質の保全にも力を入れるべきではないかと思っております。下水道の接続をもっと促していただき、浄化槽の点検や消毒、そういう関係の法定期間を徹底して行っていただき、力を入れていただきたいと思っています。

このような目に見えないところの環境整備にも、これは必要ではないかと思っています。

これは質問ではありませんけれども、要望としてお願いします。

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第76号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第77号 平成27年度社会資本整備総合交付金（都市防災）三坂地区
防災センター建築工事契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第77号の提案理由を申し上げます。

本議案は平成28年5月21日に施行した制限付き一般競争入札による工事金額1億1,048万4,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額818万4,000円をもって、長田建設工業株式会社と締結した仮契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君） 議第77号の内容を説明申し上げます。

当事業は旧差田保育所跡地に避難所機能を有する防災センターを整備し、旧三坂幼稚園跡地に防災倉庫を整備するもので、それぞれの施設機能は防災センター部分が延床面積355.75平方メートル、防災倉庫では184.68平方メートルで構造はいずれも鉄骨づくりの平家建てでございます。

施設用途といたしましては、現在、指定避難所のない三坂地域の防災拠点施設とするもので、災害時はもとより平常時においては地域の防災訓練、防災研修会等の会場のほか、防災

備蓄品及び防災資機材等の物資保管拠点として活用してまいります。資料ナンバー 9 に配置図を付してございますので、後ほどご確認をいただければというふうに思います。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 入札業者名と入札額を教えてくださいませんか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） すいません、ちょっと手元に資料を持ってこなかったもので、後ほどまたお話させていただきます。

応札の関係につきましては、長田建設さんのほかに加和太建設さんの2社でございます。

○議長（稲葉勝男君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時45分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 大変失礼いたしました。

ただいまのご質問の開札経過につきまして、お手元のほうにお配りをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第80号 平成28年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額2億4,228万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億2,528万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、2款1項12目地域づくり推進費に2,065万8,000円、15目基金費として土地開発基金繰出金に1億6,100万円、3款1項1目社会福祉総務費に臨時福祉給付金給付事業などで2,397万円、7款土木費に1,840万7,000円などとなっております。

また、これらの歳出に対応する財源としては国庫支出金1,643万円、財政調整基金から繰入金1億6,100万円のほか、前年度繰越金6,419万6,000円などをそれぞれ追加するものでございます。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君） 議第80号の内容を説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に2億4,228万6,000円を追加し、予算の総額を60億2,528万6,000円としたいものでございます。

それでは、まず、初めに歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の12、13ページをごらんください。

2款総務費の1項1目一般管理費については、職員手当等に78万7,000円を増額いたします。これは熊本地震被災地への災害派遣が5月の連休当初から開始されており、今後の派遣等も見込む中で時間外勤務手当を増額したものでございます。

さらに、8目企画費においても企画調整事務に222万円を計上いたしました。

地方創生事業に伴う関係事務において、休日・夜間における予想以上の事務量となっておりまして、時間外勤務手当を72万円、移住・定住に係る広報誌等の早期作成に向けて印刷製本費150万円を計上いたしました。

12目地域づくり推進費では2,065万8,000円を増額したいもので、ふるさと寄附の増加に伴う納税管理システムを新たに導入するため、委託料として294万9,000円を予定してございます。

また、次ページをごらんください。

上段に記載の地方創生事業においては、臨時事務員1名分の賃金、記念品代100万円は健康ポイント、町づくりポイントの付与に伴う200人分程度の商品券を予定するものでございます。

さらに、負担金補助及び交付金として、台湾教育旅行、経済活性化推進協議会、地域コミュニティ活性化事業に関する3補助金で1,450万2,000円を計上いたしました。

次に、15目基金費でございますが、土地開発基金への繰出金として1億6,100万円を見込むもので、南伊豆町版C C R C新事業に伴う共立湊病院跡地の取得費を計上させていただきました。

14、15ページ、中段の3款民生費でございますが、2,397万6,000円を増額したいもので、1項1目社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業に1,643万円を見込むほか、健康福祉センター整備事業として、754万円を計上し、同整備事業に係る下水道工事設計業務委託及び

建設予定地内の支障木伐採業務委託などを見込んだものでございます。

16、17ページをごらんください。

6款商工費では688万3,000円を増額し、商工振興事業として、差田町有地の一部に係る測量業務委託料として466万6,000円を見込み、観光振興事業には220万8,000円を計上いたしました。緊急を要する町内3カ所の観光施設修繕のほか、妻良地区観光トイレ整備に伴う設計変更事業費を増額したものでございます。

7款土木費では1,840万7,000円を増額するもので、2項1目道路維持費には下田市田牛に抜ける湊地内大山隧道補修工事を下田市が施工いたしましたので、同事業への負担金として、862万4,000円を計上してございます。

3項河川費では547万5,000円を見込み、3目青野川ふるさとの川関連整備費として、ふるさと公園日よけ設置工事等に240万円を計上いたしました。

以上が主な歳出項目でございますが、補正予算事項別明細書の8、9ページをごらんください。

最下段にお示しのとおり、補正前の額57億8,300万円に、補正額2億4,228万6,000円を加えて、歳出合計額を60億2,528万6,000円としたいものでございまして、本補正額に要する財源内訳はご案内のとおりでございます。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明申し上げます。

次ページ10、11ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業及び同給付事務費に関する補助金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金といたしまして、1,643万円を見込みました。

また、18款2項1目基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れとして1億6,100万円を予定するものでございます。このほか、19款1項1目繰越金で6,419万7,000円を見込んでございます。

以上で、内容説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

ここで、本日の会議時間は議案審議の都合により延長いたします。

これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

○１０番（渡邊嘉郎君） 17ページの商工振興事業の中に先ほどの町有地測量業務委託料に466万6,000円というものは計上してあるわけですが、これは何のための測量であるかということが1点、そして、これは前にあれを売るだ、貸せるだというようなお話があったわけですが、先程も色々と説明があったわけですが、その業者に提供する分のこれ測量をしたのか、どうなのか、ご説明をしていただきたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

この差田町有地の測量業務委託料の関係でございますが、以前、企画調整課当時のときに、例の横浜の食品会社の部分でその部分を買いたいという話がありまして、その部分のやつで、県のほうで内陸フロンティアに用地の部分が指定されておりますので、差田地区、町有地部分が、向こうの会社のほうで予定したいという部分の対象地についてを測量をかけたということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○１０番（渡邊嘉郎君） そうすると、大体話が前へ進んで、まとまってきたということですか。売るとか売らないとか、貸せるとかということ。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） それを前提に動いているということでございます。

会社のほうから買い取りというか、申出書というのを受けております。ですから、今後、測量をやった後に確定した中で議会のほうにご提案をさせていただくような形になればと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○１０番（渡邊嘉郎君） 前にも議会の中で、あるいはその全協の中で、ちょっとご説明あったけれども、そのことですね、これは。わかりました。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君） 15ページのミナミイズ人と経済活性化協議会補助金、これについて、もうちょっと詳しく教えていただきたいということと、その下の地域コミュニティ活性化事業補助金、この内容について、あわせてお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

ミナミイズ人と経済活性化推進協議会ではありますが、この協議会は移住・定住の促進を図ることで、人口の流出を抑制し、流入を促進する施策を民間主導で実施していくことにより低迷する町内経済の活性化を図るとともに、移住者と地域をつなぎ、移住者を含む住民の地域づくりに関する取り組みの推進等による人づくりや住民所得の向上に資する事業を行う組織として、町の呼びかけに応じ組織化されるものでありまして、移住・定住に関する事業を中心に空き家の活用推進や町内の仕事づくり、企業支援など公益的な事業を行う民間団体を想定しております。

主たる構成委員といたしましては、観光協会、商工会、NPO伊豆未来塾を想定しておりまして、これらの団体が中心となって、町内の各団体等を構成メンバーにこれから加えまして、お試し移住等の収入や町からの補助により当面の運営は行ってまいりますが、最終的には実質的な運営を目指しております。

以上です。

地域コミュニティ活性化事業補助金に関してですが、これは地方創生事業に関連いたしまして、明治大学に調査を依頼するものでありまして、それに関する経費を湊区に補助するということになります。内容としましては、湊区の歴史的な成り立ちですとか人口の増減、その辺を調査した中で、サービス付き高齢者向け住宅100戸ができる影響がどのようなものがあるか、その辺を調査いたしまして、生涯活躍のまち事業計画に役立てたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 次に、その下、土地開発基金の繰出金、これはこの後の土地取得特別会計と連動するわけですが、この共立湊病院の跡地を取得するということですが、この算出根拠、現時点で旧湊病院の建物が建っているわけですが、こうしたものの解体も含めた全体の概要についてはどういう展望を持たれているのか。額的にも、この点をちょっと教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

旧湊病院跡地の購入につきましては、土地の総額を6億2,700万円としております。

それから、病院本体の解体でありますとか、なぎさ園の関係、それから、湊のその底地の

関係、それらの関係する経費を差し引いたものが1億6,100万円という計算になります。

この1億6,100万円につきましては、財源として財政調整基金を充てていくと、後の解体については一般単独事業債、除却債を活用していく予定となっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） 15ページの地方創生事業、その中の負担金補助及び交付金とありますが、一番上の台湾の、これ多分、町長のお話ですと、修学旅行という話ですが、これ南伊豆町に来町したときのもろもろの費用であるとか、折衝の経費とか、そういったものが内容でしょうか。その辺を説明していただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

この補助金につきましては、行政報告の中で町長も報告をいたしましたけれども、教育旅行に向けて、今年中にその修学旅行に関する学校の先生等とこちらへとモニターツアーとして、呼んで泊まっていただいて町内を見ていただくというものに対するものでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） そうすると100%その抱えでという解釈でいいんですか。

例えば、先般の議会でも南伊豆町に来町した台湾の訪問者が平成26年に270人、平成27年に350人という数字をたしか報告されたと思うんですが、今回そういうことによって、どのくらい例えば500人とか1,000人とかそういう具体的な、これ予想ですからわからないんですが、極端にふえるような予測までされているんでしょうかね。その辺はどうでしょう。わからなければいいんです。わからなければ結構です。

○議長（稲葉勝男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

数制的なものというのは、あれなんですけれども、今まで町のほうで、そういう教育旅行というものはやっていなかったというもので、新たに取り組んでいきたいというところで、県内においても、沼津とか富士とかというところで、高校との交流を含めた中で、民宿の分宿とかそういうところも新聞等で報告もありますし、そういうものをこちらの伊豆の南端のほうに呼び込んだ中で、いろんなところを見ていただくというところを考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） これ最後にしますけれども、今、子浦がスタートなんですが、山間部の市町の小学生が民宿に泊まって、いろんな修学旅行と兼ねてやっていますね。ですから、例えば、同じお金を投資するんであれば、その実効性の高いやり方、例えば、長野県、あるいは山梨とかそういう同じ東海地区のそういう山間部の逆にアプローチをかければ、例えば、年間350人しか来ない台湾の方々よりは1,000人、2,000人来る可能性もある、そういう対象の増にお金を振り向けることが私は実効性のある予算の配分の仕方だと思うんですが、それはいいですよ。私は否定しますからね、それはそれで結構だと思いますが、そういう使われ方のほうがお金を使う側としては実効性が高い、それだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） すいません、先ほどの続きですけれども、15ページの土地開発基金、湊病院の跡地の買収に使うということですが、6億2,700万円の算定から解体費用を引いたものということでもありますけれども、いわゆる湊病院組合が起債として持っているものを、残っているものに対する扱いはどういう協議になっているかということと、もう一つ、解体費についてはどういう財源を充てるかという、ちょっと聞き取れなかったもので、それを。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） まず、解体費の構成からお話をさせていただきます。

一般単独事業債、俗にいう除却債というものを活用してまいりたいと思っております。

あと、病院について償還中のものはないということで認識しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 比野下文男君。

○3番（比野下文男君） 18、19ページの9款3項2目、中学校費の教育振興費についてですけれども、2項でこれが需用費414万2,000円の補正額が出ています。これは年初早々から金額はとても大きいと思います。この金額というのは当初予算時に組み込まれなかったのか、今回、資金使途、使い道の明細をちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

2項で400万円ぐらいの金額なんですけれども、こちらにつきましては中学校の教科書関

係の消耗品となります。

詳細を説明いたしますと、中学校で使用する教科書につきましては4年に1度見直しが行われておりまして、今回は平成28年度から31年度に使用する教科書を昨年度決定したところでございます。本来であれば、議員ご指摘のとおり、新しい教科書に係る教員用の教科書、指導用の資料等を当初予算において、予算を計上するものでありますが、当方の不手際で失念しており、今回の補正予算にて対応させていただきたく計上させていただいたというところでございます。

4年に1度のこととはいえ、今後はこのようなことがないように細心の注意を払い、業務を執行していきたいと考えております。誠に申しわけございませんでした。

消耗品の内容につきましては、教科用教科書または教員用の教科書、指導用の資料といたしまして、デジタル教科書、DVD教材、指導用のCD等が内容ということになっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

予算書の10ページ、11ページ、歳入についてお伺いいたします。

雑入の20番、雑入、お試し移住施設使用料という形で155万円、減額になっているという形になっていますけれども、これは昨日も一般質問にありましたけれども、お試し移住の関係、旧南伊豆ホテルの関係のものがこういう金額になってきたのかどうか、それを確認いたします。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

このお試し移住施設使用料の155万円ですが、当初、我々がお試し移住を進めるのにおいて、中期、町の借り上げ物件、こちらをお貸しすることで収入を受ける金額を想定しておりました。それを先ほど申し上げましたミナミイズ人と経済活性化協議会、この中にこちらのほうで事業を進めさせるということになっておりまして、この減額した収入はそちらの協議会の収入に変わっていくということでもあります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） ということは、借りた建物ではないという形ですね、わかりました。

続きまして、次の質問させていただきます。

12、13ページ、地域づくり推進費、60の地域づくり推進事業の委託料、公共交通空白地区解消事業委託料という形のものがございます。136万1,000円という形がございますけれども、この内容等を教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

本年度ですけれども、日産の電気自動車貸出事業に応募いたしまして、ただいま電気自動車ボックスカーを1台、借り受けができることになっております。

7月からの運行を考えているところですが初年度につきましては、特になんですが、バス路線のない地域におきまして、自家用車を持たない方々、特にご高齢の方々がどれだけ利用するか、していただけるかという実証実験をしたいと考えております。その際が有料バスではございませんので、運行に運転手等を交通事業者さんのほうにお願いすることになりますので、その委託料ということになります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） ということはですね、タクシーの業者に委託するのか、それともバス業者に委託するのか、あるいは新たな業者でやるのか、あるいは地区の方がやるのか、お金をそれとももらわないのか、もらうのか。そこについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

事業者ですけれども、今回につきましてはバス路線の空白地帯での運行ということを考えておりますので、バス路線網を掌握しているバス事業者さんが相手になろうかと思います。

そして、現在のところ、特に初年度なんですけれども、利用がどれくらいになるのかといったところもわかってきておりませんので、料金をもって、その事業を受けていただく方の収入ということができませんものですから、一応無償において初年度は様子を見るということで考えております。

現在、非常にバスの関係で困っておりますのが、アンケートの結果と実態が往々にして違う。アンケートをやるとバスがほしい、路線がほしい。いざ、乗降調査をやると、誰も乗っていないという状況がありまして、これを現実的にどのような結果になるのかということの数値としてほしいというところもあるので、無償で運行をしてみるということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） わかりました。

悪い話ではないんですが、これは空白地区といいましたけれども、いろんな空白地区があるんですけれども、今のところ決めていないのか、あるいは決めてあるのかわかりませんが、それ、わかりましたらお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） 現在、バス路線の入っていないところで、利用が最大限に見込めるのではないか、つまりが高齢化率が非常に高い場所を2カ所ほど選定してございまして、1つが青野地域、もう一つが落居から吉田にかけての地域ということになります。

ただし、お話しておりますように、交通事業者さんとのバッチィングということは運行上許されておきませんので、地域内で乗り合いにまず乗ると、そしておきる箇所も役場であったり、道の駅であったりということ限定されるということで、途中の停留所というものは持たない形になります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） もう一点教えてください。

17ページの上段の175事業で、健康福祉センター整備事業の中に下水道工事設計業務委託料というのが載っているわけですが700万円、これは今のこの下水道を老人ホームと福祉センターができるためにあそこまでに延長ということを考えて、これをやっておられるわけですか、この業務委託料というのは。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

かねてから旧中央公民館跡地に特別養護老人ホームと健康福祉センターの整備について、ご報告し、整備費等についても予算をご承認いただいたところでございます。

あそこにつきましては、下水道の整備区域外でございますが、法人等も話し合いを進めまして、下水道に接続するということで、公募条件に出しております。

実は法人のほうに整備をさせて、健康福祉センターの部分については町が負担補助と考えておりましたですが、設計屋さんとの協議の上、町が設計施工をし、法人さんのほうからご負担いただくという手法になりましたので、本年度この設計業務委託を接続するとい

うことで計上してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） わかりました。

ぜひ、いいことですから、これ延長してやっていただければありがたいなというふうに思っていたんですけども、浄化槽よりはいいだろうなというふうに思います。

それが1点と前にもちょっと言っておられましたけれども、向こうに福祉センターと老人ホームができるのに当たって、温泉を引いたらどうだろうというようなお話も耳にしたことがあるんですけども、この工事をどうせやるのであれば、あそこまで、すぐ温泉をつながなくても同じ工事をやっていくのに、パイプ等の敷設をしていったらいいのかなというようになところはああるわけで、それは業者との関連になるんですけども、そういうところの考え方も中に入っているのか、入れられないのか、それをちょっとお聞きしておきたい。

せっかくできる老人ホームですから、福祉センターですから、できればこの温泉が使えられれば、あそこを使っていただければというふうに思うものですから、その辺をちょっと確かめておきたいなというふうに思います。

○議長（稲葉勝男君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

温泉の件につきましては、福祉センターの前の特別養護老人ホームのときに、まず、話が持ち上がったところでございますけれども、まず、温泉供給事業者さんにつきましては、ちょっとあの地域だけでは老人ホームが大きいとはいえ、その回り数軒だけでは新たに敷設するということは経費上できないということでございます。

町での考えたところでございますが、まず、特養につきましては、入浴機器が全て壊れてしまうので、下賀茂の泉質は合わないということで、なおかつ下水道の設備も上下水道の下水道ではない温泉を別に流す下水道管も必要になってきまして、億を超えるお金になってきそうだということで、取りやめた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 聞いておきたいことがありますて、先ほどの湊病院の跡地にあります。いわゆる該当地が第4次地震被害想定津波の浸水域でありますけれども、これに対する対応としてはどういうことを検討されているかということ、もう一つは木造の旧海軍の建物がありますけれども、これに対してはどういう対応を考えられているのか、それも解体に

含まれているのか。

○議長（稲葉勝男君） 地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君） お答えいたします。

まず、津波対策であります。とりあえず山への逃げ道というのは当然のことながら確保した中で、近隣の住民、それからサ高住に住む方、それから、老健に入られている方といらっしゃいますので、今後の推進協議会の中でいろいろ検討しながら、新たな津波避難タワーの建設も一部考えられるということで協議してまいりたいと思っております。

次に、海軍病院であります。

海軍病院につきましては、これまでの生涯活躍のまち推進協議会の中でも話題に上がっておりまして、歴史的な建造物があるので、残していこうという意見も出ておるところです。今後も住民の方の意見ですとか、いろいろな意見をお聞きした中で最終決定を出していこうと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 1点、15ページの土地開発基金、これ共立湊病院の跡地をC C R Cで買うということで財政調整基金を取り崩す内容です。この点が拙速だということで、反対の意見を申します。

そのほかは生活に密着したところなので賛成するわけでありましてけれども、3月末でC C R Cの南伊豆町生涯活躍のまち基本計画ができたばかりであります。これからの全員協議会を含めて、この計画そのものはそのホームページからダウンロードして確認したものでありますけれども、まだ、基本計画の段階であって、全体の概要を一般質問の中でも、まだ明らかになっていないというところで、財源についても財調を崩すということ、解体費用に関しては記載をするということで、全体さまざまな大型事業が重なっている中で、もう少し精査をして、このC C R Cが南伊豆町だけの事業ということではなくて、国のフロンティア的な

ものもあるということでもあります。そうした点で、国に対しても、もっと財源措置をすることを求める、そういうことを考える必要があるんじゃないかというふうに思います。拙速という点をこれに関しては反対の意思を表明したいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

漆田修君。

○8番（漆田 修君） 賛成者の討論がありませんので、引き続き反対討論をいたします。

C C R C 事業については、さきの一般質問でしましたけれども、いわゆる政府の言う地方創生というのは本来のまちづくり、まちおこしなんですね。ですから、このプランを練るにおいては、昨年の12月に法律が制定されて以来、実は非常に短期間に各自治体が事業策定に入ったということなんです。

ゴールは10月ですね。内閣府の推進本部に各自治体のプランが到着したのは10月なんですよ。そうしたら具体的に練る期間というのは半年ぐらいしかないわけですね。私は私なりにちょっと調べたんですが、各自治体は総合計画なり過疎地域であれば過疎計画もありますが、その中でも行政総覧をプライオリティの高い順に練っていったということが、そういう自治体が多いということなんですね。

ですから、逆に、例えば、・本町長が進めております杉並のプランですね、それを逆に私は充実させれば、非常に内容の濃いいいものになるんじゃないかと思います。

ですから、そのような意味で、例えば、条件つき、何ていうんですか、停止条件つきという表現をあえてしたいんですが、何々なら何々をします。例えば、一部事務組合の議会も通ったら、それから首長の合意も全て通ったら、そういう状態であれば、私は心底これを賛成します。ですから、停止条件つきの例えば議会上程というやり方は、これはちょっと何か問題があるような気がするんです。逆に言うなら、9月議会にこれを正々堂々と上程すれば、私はもろ手を挙げて賛成します。

いろんな事業の進行具合もあると思うんですが、まあとにかく遅れたらまずいというような問題もあろうかと思うんですが、そういう意味で私は議会の上程の仕方が停止条件つきの提案であったということ。そして本来のC C R Cの地方創生のあり方が町民を先に巻き込んでプランを練りながらそういうことに帰結するという手法をとらなかった。そういう2点で私は反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論はありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第80号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

議第80号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第81号 平成28年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第81号の提案理由を申し上げます。

本議案は補正予算額1億6,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,160万1,000円とするものであります。歳出につきましては、1款1項1目公共用地取得費の公有財産購入費として1億6,100万円を見込み、歳入には2款1項1目土地開発基金繰入金として同額を上程いたしました。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君） 議第81号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億6,100万円を追加し、予算の総額を1

億6,160万1,000円としたいものでございます。

予算書の12、13ページをごらんください。

歳出に係ります補正項目についてご説明をさせていただきます。

1款1項1目公共用地取得費の1億6,100万円としたいもので、本町地方創生事業に係る公共用地先行取得事業として、共立湊病院跡地等を購入するものでございます。

予算書の8、9ページの補正予算事項別明細書をごらんください。

最下段にお示しのとおり、補正前の額60万1,000円に補正額1億6,100万円を加えまして、歳出合計額を1億6,160万1,000円としたいもので、本補正額に要する財源内訳はご案内のとおりでございます。

1ページ、10、11ページをごらんください。

歳入につきましては、2款1項1目土地開発基金繰入金を1億6,100万円としたいもので、全額一般財源からの繰り入れを予定するものでございます。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第82号 平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

本議案は補正予算額3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,611万6,000円とするものです。歳出の主なものはクリーンセンター建設工事委託料であります。

また、これら歳出に対応する財源として、下水道事業債を3,000万円追加するものです。

詳細につきましては、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第82号についてご説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、本特別会計歳入歳出の総額をそれぞれ3,000万円を増額し、予算の総額を4億3,611万6,000円としたいものであります。

また、2条では地方自治法第214条の規定による債務負担行為の補正を行いたいものであります。

第3条の地方債につきましては、公共下水道建設費の増額に伴い、借入額の補正をお願いしたいものであります。

予算書の16ページ、17ページをお開きください。

補正予算書第1条に係る歳出明細でございますが、1款下水道費を3,000万円増額するもので、これらは全て1項1目の公共下水道建設費でございます。13節委託料のうち、クリーンセンター管理棟耐震補強工事委託料につきましては、今年度採用の積算単価の組みかえ、クリーンセンター管理棟1階にありますガラスブロック塀となっている部分を補強壁としたことにより1,200万円の増額をお願いしたいものです。

また、債務負担行為により事業を予定しておりますクリーンセンター電気設備工事委託料であります。4月8日に静岡県生活排水課と行いました交付申請ヒアリングにおきまして、事業費の平準化を図るようにとの指導を受けましたので、年度間の調整が必要となり、1,800万円の増額をお願いしたいものでございます。

戻っていただきまして、6ページをお開きください。

限度額を当初6,300万円としていたものを4,500万円としたいものでございます。

14ページ、15ページをごらんください。

歳入につきましては、事業費の増額に伴いまして、下水道建設債を3,000万円増額補正させていただきますのでございます。

補正1号の内容は以上でございます。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第83号 平成28年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第83号の提案理由を申し上げます。

本議案は水道事業会計の収益的収入及び支出のうち営業費用を659万増額し、水道事業費用の総額を3億3,548万9,000円とするものです。

詳細につきましては、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第83号 平成28年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

予算書の15ページをごらんください。

歳出について説明させていただきます。

1 款水道事業費を659万円増額し、3億3,548万9,000円としたいものでございます。

内訳といたしましては、1 項営業費用、1 目原水浄水送水配水給水費を251万7,000円増額

し、5,025万5,000円としたいものでございます。

従来、修繕費により水道メーターの交換を行ってありましたものを水道料金等検針収納業務を委託している業者をお願いすることにより、期間切れのメーターの抽出から交換、台帳整備まで一貫して行い、作業効率を高めたいものでございます。

また、人事異動等により困難となる採水業務を新たに民間に委託し、将来にわたり安定した水質監視を行いたいものでございます。

次に、3目総係費を17万5,000円増額し、8,323万9,000円としたいものでございます。

これは当初予算により承認を得ました水道事業ビジョン策定に当たり、将来に負担を負わすことのないよう持続可能な施設整備、事業経営の基礎としたいため、委員会を設け、知見を有した方々の意見を聴取するための報酬旅費をお願いしたいものでございます。

4目簡易水道等費を389万8,000円増額し、1,850万2,000円としたいものでございます。これは1目原水浄水送水配水給水費と同じく、従来、修繕費により水道メーターの交換を行っていたものを民間の業者をお願いするものとなってございます。

また、人事異動等により困難となる採水業務を新たに民間に委託したいものでございます。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

今の説明ありがとうございました。

それで、メーターを取りかえることによって、民間委託をするんだという話を今、課長さんのほうが申されましたけれども、これ維持業務のほうに移動するということは、この予算書を見ると、かえって高くなっているというふうに見えるんですけども、これは人件費等も浮くから、かえって高くなるけれども、本当は人件費が浮くから、この金額になるというふうに言ってもらいたいんですが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） この委託料の上がるものにつきましては、今まで頼んでいない業務を追加するために委託料が発生したということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） それでは質疑がないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第83号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで4時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時50分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第78号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第78号の提案理由を申し上げます。

本議案は平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計の当初予算に計上したクリーンセンター改築工事について、建設工事の施工に要する経費 1 億900万円を日本下水道事業団理事長谷戸善彦氏と地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約をもって協定を締結するものであります。

詳細につきましては、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどをよろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第78号について、ご説明申し上げます。

南伊豆町クリーンセンター建設工事委託につきましては、平成27年度から腐食により劣化が著しい嫌気槽、好気槽内部の孔食工を行っております。

今年度は委託費 1 億900万円により嫌気槽、4 槽を施工する予定となっております。

次に、契約方法であります。地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を予定しております。これは不動産の借り入れ、または借り入れ、地方自治体が必要とする物品の製造、修理、加工、または納入に使用させるために必要な物品の売り払い、その他の契約でその性質、または目的が競争に適しないものとするときというものがありまして、今回、契約を交わそうとする相手先、日本下水道事業団であります。国土交通大臣の認可を受け、設立された団体で日本下水道事業団法の第 1 条の規定がありますとおり、地方公共団体の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術援助を行い、下水道技術者の要請並びに下水道に関する技術開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水費の水質の保全に寄与することを目的とした団体であることから、今回、事業団に防食工事全般にわたる業務を委託しようとするものでございます。

そこで、地方自治法96条第 1 項第 5 号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第 2 条の既定により、議会の議決に付すべき契約は予定価格 5,000万円以上の工事、または製造の請負とすることとなっておりますが、さまざまな検討

材料を総合的に考えまして、工事の請負契約に準ずるものと判断したため、上程させていただきました。

以上で、内容説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第78号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第79号 南伊豆町クリーンセンター電気設備工事委託契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 ・ 本和熙君登壇〕

○町長（・本和熙君） 議第79号の提案理由を申し上げます。

本議案は平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計の当初予算に計上したクリーンセンター電気設備工事について、建設工事の施工に要する経費7,500万円を日本下水道事業団理事長谷戸善彦氏と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約をもって協定を締結するものであります。

詳細につきましては、生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第79号について、ご説明申し上げます。

南伊豆町クリーンセンターの施設機能が不全と陥らないよう平成24年度に南伊豆町クリーンセンター長寿命化計画を策定いたしました。この計画に基づき、電気設備のうち既に製造を終了し、入手が不可能な装置に対応するファンシー制御装置について更新を行うものでございます。

次に、契約方法でございますが、議第78号と同様の理由によりまして、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定に基づき、随意契約を予定しております。

また、地方自治法第96条第1項第5号の規定に、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の既定により、認可への議決に付すべき契約は予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負となっておりますが、さまざまな検討材料を総合的に考えまして、工事の請負契約に準ずるものと判断したため、上程させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第79号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（稲葉勝男君） 日程第37、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の既定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出し、計20人をもって組織することとされています。

このたび、市長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうち1人の計5人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分から選出すべき議員において候補者が2人となり、選挙すべき人数を超えたので、投票による選挙が行われるものです。この選挙は広域連合規約第8条の規定により全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果については会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、南伊豆町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたします。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をしてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（稲葉勝男君） ただいまの出席議員は11名でございます。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条の規定により、立会人に1番議員、岡部克仁君及び2番議員、渡邊哲君を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（稲葉勝男君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（稲葉勝男君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（稲葉勝男君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（大年美文君） それでは、議席番号とお名前を呼び上げますので、投票をお願いします。

- 1 番、岡部克仁議員。
- 2 番、渡邊哲議員。
- 3 番、比野下文男議員。
- 4 番、加畑毅議員。
- 5 番、長田美喜彦議員。
- 6 番、稲葉勝男議員。
- 7 番、清水清一議員。
- 8 番、漆田修議員。
- 9 番、齋藤要議員。
- 10 番、渡邊嘉郎議員。
- 11 番、横嶋隆二議員。

○議長（稲葉勝男君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡部克仁君及び渡邊哲君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（稲葉勝男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票数、11票。

有効投票、10票。

無効投票、1。

有効投票のうち、太田侑孝君が9票、森野善広君、1票。

以上のとおりでございます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（稲葉勝男君） 日程第38、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長初め、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎議員派遣の件

○議長（稲葉勝男君） 日程第39、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に印刷配付しましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、平成28年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 5時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年 6 月 議会定例会審議結果

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
諮第 2 号 ～ 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて 山田 政良(やまだ まさよし)氏 谷 半時(たに はんじ)氏	6月9日	同 意
報第 5 号	専決処分の報告について (南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例)	6月9日	報 告
報第 6 号	専決処分の報告について (南伊豆町総合計画審議会条例の一部を改正する条例)	6月9日	報 告
報第 7 号	専決処分の報告について (南伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例)	6月9日	報 告
報第 8 号	専決処分の報告について (南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)	6月9日	報 告
報第 9 号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成27年度南伊豆町一般会計)	6月9日	報 告
報第10号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成27年度南伊豆町三坂財産区特別会計)	6月9日	報 告
報第11号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計)	6月9日	報 告
議第59号	専決処分の承認を求めることについて (南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例)	6月9日	原案可決
議第60号 ～70号	南伊豆町農業委員会委員の選任について 石川 憲一(いしかわ けんいち)氏 金子 勲(かねこ いさお)氏 高野 多喜雄(こうの たきお)氏 齋藤 國治(さいとう くにじ)氏 鈴木 欽也(すずき きんや)氏 鈴木 盛行(すずき もりゆき)氏 関本 宗一(せきもと そういち)氏 土田 光夫(つちだ てるお)氏 萩原 作之(はぎわら さくゆき)氏 山本 篤(やまもと あつし)氏 山本 道男(やまもと みちお)氏	6月9日	原案可決
議第71号	南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月9日	原案可決

議 案 番 号	件 目	議決年月日	結 果
議第72号	南伊豆町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	6月9日	原案可決
議第73号	南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6月9日	原案可決
議第74号	南伊豆町石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画審議会条例を廃止する条例制定について	6月9日	原案可決
議第75号	南伊豆町緊急地震・津波対策基金条例を廃止する条例制定について	6月9日	原案可決
議第76号	南伊豆町海水浴場条例制定について	6月9日	原案可決
議第77号	平成27年度社会資本整備総合交付金（都市防災）三坂地区防災センター建築工事契約の締結について	6月9日	原案可決
議第78号	南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の締結について	6月9日	原案可決
議第79号	南伊豆町クリーンセンター電気設備工事委託契約の締結について	6月9日	原案可決
議第80号	平成28年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）	6月9日	原案可決
議第81号	平成28年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第1号）	6月9日	原案可決
議第82号	平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月9日	原案可決
議第83号	平成28年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）	6月9日	原案可決